

平成19年第8回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成19年12月12日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年12月12日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	見並健一君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	建設産業課長	前田浩三君
上下水道課長	小林一雄君	病院老健事務局長	田間宏紀君
教育事務局長	辻誠君	総務担当課長補佐	田村優君
農林商工課長	田畑良和君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸報告

- 第 4 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 . 議案第 8 1 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 6 . 議案第 8 2 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 . 議案第 8 3 号 玉城町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について
- 第 8 . 議案第 8 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 . 議案第 8 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 0 . 議案第 8 6 号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について
- 第 1 1 . 議案第 8 7 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 1 2 . 議案第 8 8 号 字の区域変更について
- 第 1 3 . 議案第 8 9 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 1 4 . 議案第 9 0 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 5 . 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 6 . 議案第 9 2 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 7 . 議案第 9 3 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 8 . 議案第 9 4 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 9 . 議案第 9 5 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 0 . 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 1 . 議案第 9 7 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(午前 9 時 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。よって、平成 1 9 年第 8 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

開会にあたり町長より定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。町長（辻村修一君）平成19年第8回定例会開会に当りまして、挨拶を申し上げます。この機会に先ず、ご披露申し上げたいと思っておりますが、前浅野議長と松田監査委員、お二人の方が長年の地方自治功労のために、表彰を受けられました。前浅野議長には全国町村議長会長からの表彰を受賞されたわけでありまして、又、松田監査委員には総務大臣からの表彰を受けられたわけでありまして。今までの町政発展のためにご尽力賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。さらにまた、今後ご指導ご鞭撻を賜りたいと思うわけでございます。さて、国の情勢はご承知のように、新テロ特措法などによりまして大変審議が混乱をしております、再延長がされるという状況になっておるわけでありまして、今、町にとって何よりも大切な地方重視の予算編成を早期に成立をして頂くために全力をあげて頂きたい。こう願うものでございます。ますます、都市と地方の格差が深刻な状況になっておるわけでございます。玉城町の現在の状況でございますけれども、大変企業の業績が好転をしております、町制はじまって以来最高額の法人税収入6億9千万円を見込めるということになってまいりまして、歳入予算全体の約53%の見込みとなるものでございます。又、先月、財務省が公表いたしました東海4県の179市町村の財政状況の分析の公表によりまして、三重県の南勢の地域で唯一玉城町が東海4県の財政分析の指標で平均以上にライキングをしておるということでございまして、まさに町の勢いを感じておるところであります。偏に議会の皆様はじめ 町民の皆様方の暖かい町の発展に対するご理解のおかげと感じておるところでございます。平成19年度予算を執行さしていただいている途中であります、特に、将来の町の活力を付けていくための事業、或は又、環境整備の事業を進めさせて頂いて下水道整備につきましては、有田、田辺、そして外城田地域の管路工事を始め集落排水につきましては、小社三郷の処理場建設に向けて或は周辺の管路工事、その他の整備に取り組みを進めておるわけでありまして、又、道路整備にあたりましては、京セラミタ周辺、松下電工周辺の道路整備も完了しておるという事でございます。さらに農業分野に至りましては、この南勢、伊勢地域に第一に経営体基盤育成のためのパイプライン工事の施行をすでに着手をしておるという状況であります。ソフトの面で申し上げますと、本年4月に少子化対策に重点的に取り組みたいという考え方から、機構改革を行いまして子育て対策の総合支援室をはじめ、或は又、福祉の分野におきましてのいろんな講座に現在4月から延べ3千500人からの講座、或は子育て研修相談に参加をしてもらっているという状況で、さらに今後も力を入れてまいりたいと思うわけでありまして。又、特

にわが国初で手がけましたクレジットカードによりますところの公共料金の収納の視察で大変全国的に注目を頂いておりました、国、県を始めとする或は大都市からの視察で注目を受けております。議長、副議長を始め担当職員やその視察に当たっていただいております状況でございます。さらに又、一般競争入札の導入でいろんな検討を進めていかなくてはいかんという状況でございますが、特に大型の工事につきまして総合評価方式によります一般競争入札を一部試行で実施をしておるとい状況でございます。いろんな面の改革を進めなければならないと考えておるわけでございます。今後の地方自治体を取り巻く状況、或は町の行財政というのはやはり国の財政運営が大きく影響してくる。さらに実際を予想しなければならない。こういう状況でございますので、より無駄を省き財政の健全化をはかりながらさらに一層の住民の皆さん方に行政の参画、まちづくりにも参画を頂く協働のまちづくりに力をいれていきたいと考えておるわけであります。議会の皆さん方にも一層のご支援とご理解を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

議長(小林一則君) これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君) 日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

4番 高木市郎君 5番 鈴木加奈子さん

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から12月25日までの14日間と致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月25日までの14日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(小林一則君) 次に、日程第3．諸報告を致します。監査委員から平成19年8月分乃至10月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布致しておきましたからご了承願います。

以上で、諸報告は終了します。

議長(小林一則君)次に、日程第4・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、年々住民のニーズが高度化多様化し、その内容も複雑化しております。これまで人権意識の普及に努力してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人を顧みない風潮が見受けられます。今回、本町の人権擁護委員の西 正則氏が任期満了となりますので、引き続き、人権擁護委員として、人格、識見共に、適任と考え、西 正則氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。補足は省略致します。なにとぞ、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮り致します。本案については、推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

異議なしと認めます。よって諮問第1号は原案のとおり推薦することに決しました。

議長(小林一則君)次に、日程第5・議案第81号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について乃至、日程第10・議案第86号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議案第81号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号『改正育児法』)が平成19年5月16日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

次に、議案第82号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は、少子化対策が求められる中、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法

律第44号『改正育児法』)が平成19年8月1日から、施行され、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等を導入することとされたため、本条例においても必要な改正をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明致させます。

次に、議案第83号 玉城町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)が平成19年6月27日に公布され学校種の規定の順番が改正されたことに伴い、同法を引用している条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

補足は省略致します。

次に、議案第84号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本議案につきましては、8月8日に提出されました、平成19年度人事院の給与改定の勧告人事院勧告に基づき当町においても職員の給与、扶養手当、期末勤勉手当について国の法律に準ずる措置を行いたく、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

次に、議案第85号 玉城町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、国民健康保険法が改正されたことにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第86号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本議案は、町営住宅から暴力団員を排除するため、入居の資格等についての規定について改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、建設産業課長から説明いたさせます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) それでは、先ず、議案第81号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の

一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、条文を整理するものでございまして、詳しい改正点につきましては後ほどの議案第 8 2 号でご説明を申し上げたいというふうに思います。なお、施行期日につきましては、平成 2 0 年 4 月 1 日といたしておるものでございます。よろしくお願いを致します。

次に、議案第 8 2 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。主な改正点につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備と致しまして、職員の育児休業及び部分休業につきましてこの制度を創設し所要の整備をするものでございます。主な内容と致しましては、育児休業した職員の職務復帰後におきます給与等の調整につきまして、勤務したとみなす期間につきましてこれまで育児休業期間の 2 分の 1 に相当する期間といたしておりましたものを 100 分の 100 以下の換算値まで認めることと致しておるものでございます。又、育児休業中の職員が負傷、疾病等によりまして子を養育できない状態になり、承認が取り消された後、養育することができる状態に回復したとき再度の育児休業が取得できるものと致しております。施行期日につきましては休日期間を考慮いたしまして平成 2 0 年 4 月 1 日と致しております。ただし改正後条例第 8 条の規定につきましては、育児休業をした職員が改定 9 表の施行日以後に職務に復帰した場合に号給の調整について適用するものでございます。よろしくお願いを致します。

次に、議案第 8 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。議案の中では一番最下段となっておりますが、先ず、行政職給料表の改正につきまして申し上げますと初任給を中心に若年層に限定して給与額を引き上げようとするものでございます。行政職給料表以外の給料表におきましても行政職給料表との均衡を深く考慮してこれを改正しようとするものでございます。なお、行政職給料表第 1 表では、1 級で 1.1% の平均改正率、2 級では 0.6% となっております。次に、諸手当におきまして扶養手当で改正前は扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族 1 人目にかかる支給のみを月額 6 千 500 円とし、その他を 1 人当たり 6 千円としておりましたところでございますが、今回の改正によりまして扶養親族 1 人につき一律 6 千 500 円としようとするものでございます。又、期末

勤勉手当におきまして年間支給月数を 4.45 月分から 4.50 月分に 0.05 月分引き上げをしようとするものでございまして、勤勉手当の支給月数の改正でこれをおこなっておるものでございます。実施時期につきましては平成 19 年 4 月 1 日からと致しまして期末勤勉手当につきましては、平成 19 年 12 月 1 日から施行するこういったことに致しております。ただし、最終のところは第 2 条というふうなことで規定を致しておるところでございますが、この第 2 条につきましては、期末勤勉手当の経過措置につきましては、経過措置を本則に戻すというふうな目的で規定を致しておるものでございまして、この部分につきましては平成 20 年 4 月 1 日からの施行と致しております。以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは議案第 85 号 玉城町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正は、2 点ございまして先ず 1 点目は医療機関等で窓口負担する場合の一部負担金でございますが、3 歳未満に限り 2 割というふうに減額をしておりましたが、この対象者を 20 年 4 月 1 日から小学校の就学前まで拡大するというものでございます。二つ目につきましては、平成 20 年度から国民健康保険に加入している世帯で加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満の方につきましては、国民健康保険料を世帯主の公的年金から天引きするという特別徴収という制度が新たに発足いたします。これに伴いまして今回の条例改正は、平成 20 年 4 月から年金天引きを開始するに当り平成 20 年 10 月から本徴収が始まるまでの間、仮徴収の保険料の算定方法を保険料を毎月徴収している場合については、平成 19 年度の月額保険料に 12 を乗じてこれを年間保険料として年間の年金の支払い回数 6 で除してふたつ月になるという事で、こういうふうなことで計算するように特例を講じようというものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）それでは、議案第 86 号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正をする条例について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、提案説明にありましたように暴力団員を廃除することを目的としておりますことから関係する条項を追加するものが主なものでございます。先ず、第 6 条の入居資格につきまして暴力団員でないことというのを第 6 号に追加をするものでございます。次に第 12

条の同居の承認及び第 13 条の入居の承継につきましてそれぞれ、該当の申請が出された場合において暴力団員であるときは、承認はしてはならないといった項目を各条に追加するものでございます。次に第 14 条でございますがすでに入居者又は、同居者であるものが暴力団員と判明したときに近傍同種の家賃を請求することができるとするものでございますし又、第 39 条では同様に暴力団員と判明したときには住宅の明渡しの請求することができるとする項目をそれぞれ追加するものでございます。次に第 53 条を 55 条に改め 53 条と 54 条を追加するものでございますが、これは先に説明申し上げました暴力団員を廃除するための内容を町独自では把握することが困難であるため三重県警察本部の協力を得るための規制を追加するものでございます。警察本部長の意見を聞くことができるとともに警察本部長は町長に意見を述べるができるとするものでございます。又、この条例の施行日につきましては、附則におきまして公布の日からと致しております。以上補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようによりしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に、日程第 11 . 議案第 87 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第 87 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。『東員町』及び『三重県後期高齢者医療広域連合』が新たに三重県市町公平委員会に加入するため、規約の変更を行うものでございます。補足は省略致します。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に、日程第 12 . 議案第 88 号 字の区域変更についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第 88 号 字の区域の一部変更について提案理由を申し上げます。今回変更を行う箇所は、開発地内に小字界があり 2 つの字が混在するため、新しい開発の区画が同一字名となるよう、字界を変更するものであります。なお、詳細につきましては、総務課長から説明致します。よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）議案第 88 号 字の区域変更につきまして補足説明を申し上げます。お手元の資料をご覧頂きたいと存じます。今回、変更しておりますのは、字「山神戸」の一部を字「やなせ」へ変更するものでございます。なお、該当いたします土地につきましては、2 筆で合計 607 ㎡でございます。位置及び形状につきましては、字区域変更図をご参照賜りたいとお願いを申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。次に、日程第 13 . 議案第 89 号 平成 19 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）乃至日程第 21 . 議案第 97 号 平成 19 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
町長（辻村修一君）議案第 89 号 平成 19 年度 玉城町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして提案理由を申し上げます。今回、提案申し上げます一般会計補正予算につきましては、補正予算総額 7 千万円を追加し、歳入歳出予算総額 45 億 4 千万円とするものでございます。

その内容の主なものと致しましては、歳入では、町税において、法人町民税を 7 千 400 万円増額、地方特例交付金の確定に伴う 992 万 8 千円の減額、国庫支出金では、地方道路整備事業臨時交付金 2 千 475 万円の減額、県支出金では、県単土地基盤整備事業補助金 350 万円の新規計上のほか、事業費の過不足調整による増減で国、県合わせて 1 千 61 万 3 千円の減額、財産収入では用途廃止された赤道等の財産売り払い収入で 1 千 690 万円の増額、地方債では県営事業に伴う農林水産債 360 万円の減額などがあります。歳出では、事業の年度内見込みによる増減を計上致しております。主なものと致しましては、民生費・社会福祉費で、後期高齢者医療広域連合負担金、国民健康保険・介護保険特別会計への繰り出し金の増額、衛生費では、健康診査、予防接種の受診者の増加に伴う委託料の増額、農林水産費では、県単土地基盤整備事業の採択による、農道舗装補修工事請負費 1 千 50 万円増額、商工費では次年度桜まつり準備委託料の計上、及び工場周辺整備事業の精算見込みによる減額、土木費では、地方道路整備臨時交付金事業の減に伴う工事請負費の減額、公債費においては、地方債の繰上げ償還が臨時的に認められるため、元金の増額、及び利率の確定に伴う利子の精査をしております。諸支出金では、病院事業会計への繰り出し金などがあります。また、各科目において人事院勧告に基づく人件費の補正を計上しています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第90号 平成19年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5千911万6千円を増額し、予算総額を13億2千711万7千円とするものでございます。主なものと致しまして、歳入において療養給付費交付金3千573万1千円増額し、歳出において保険給付費5千140万円を増額するものであります。なお、詳細につきましては生活福祉課長から説明を致させます。

次に 議案第91号 平成19年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ86万7千円を増額し、予算総額を5千454万7千円とするものであります。歳入では、諸収入、他会計からの繰入金を増額し、歳出では、物件費など管理運営費を増額するとともに、予備費の予算調整を致しております。なお、詳細につきましては、農林商工課長から説明致させます。

次に、議案第92号 平成19年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入で一般会計繰入金の減額と、雑入等の増額により、差し引き411万6千円を増額し、歳出では、委託料、工事請負費等の減額と、補償費、需用費等の増額で差し引き、歳入と同額の411万6千円を増額するものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から補足の説明を致させます。

次に、議案第93号 平成19年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ3千445万8千円を増額し、予算総額を8億2千132万4千円とするのでございます。主な内容と致しまして、介護及び予防事業のサービス業務の増加に伴い、歳入では交付金及び国庫支出金の増額精査、歳出では事業費の増額補正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第94号 平成19年度 玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、19年度期中ではありますが、4月に新しく本泉院長

を迎え新体制のもと職員一同努力する中で、入院及び外来患者数の推移、収益及び費用の動向をもとに精査を致し予算調整を行うものであります。入院患者数については、10月末現在昨年度比較で11.1%の増加の状況にあります。診療報酬改定等が響き、収益的収入で医療収益1千485万6千円の減額を行い医療外収益で7千22万5千円の増額、収益的支出で493万3千円の増額をするものであります。又、資本的収支におきましては、建設改良費の執行に伴い支出で173万3千円の減額、収入で他会計負担金75万3千円の減額及び他会計補助金22万8千円の減額をするものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務長から説明致させます。

次に、議案第95号 平成19年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の収入で雑収益68万2千円の増額、支出で営業費用の原水費の減額と配水費等の増額で差引き649万3千円を増額し資本的収入において分担金で149万8千円減額し、資本的支出において水道拡張費で315万1千円の増額をお願いするものでございます。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第96号 平成19年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、病院事業同様に利用者の推移、収益及び費用の動向、事業実績をもとに精査を致し、年間予算の調整を致すものでございます。

収益的収支において、施設利用者は前年度同時期対比で6%の増であります。年間を見通した中で施設事業収益201万1千円を減額し、施設事業費用1千132万5千円を減額するものであります。又、資本的収支におきましては、収入で主に他会計補助金410万6千円の増額、支出で建設改良費364万5千円の減額をするものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務長から説明致させます。

次に、議案第97号 平成19年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、収益的収支の収入で他会計補助金2万4千円の増額、支出で総係費の減額と処理場費、消費税の増額で差し引き92万8千円を増額するものです。又、資本的収支においては収入で、下水道事業債等の減額と受益者負担金の増額で差し引き5千999万5千円を減額し、支出で施設費の減額と支払利息の増額で差し引き6千783万7千円の減額をお願

いするものでございます。なお、詳細につきましては上下水道課長から説明致させます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君
副町長(坪井信義君) 議案第89号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第4号)につきまして補足説明を申し上げます。
(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林 裕紀君
生活福祉課長(林裕紀君) それでは、所管を致します2議案につきまして補足説明を申し上げます。先ず、始めに議案第90号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

次に、議案第93号 平成19年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君
農林商工課長(田畑良和君) それでは、議案第91号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君) ここで10分間休憩します。

(午前10時 8分 休憩)

(午前10時20分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。休憩前に引き続き提案説明を続けます。

上下水道課長 小林一雄君

上下水道課長(小林一雄君) それでは、所管を致します3議案につきまして、補足説明を申し上げます。先ず、議案第92号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第95号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第97号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)病院老健事務局長 田間宏紀君
病院老健事務局長(田間宏紀君)それでは、所管を致します議案第94号及び議案第96号につきまして、補足説明を申し上げます。先ず、議案第94号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第96号 平成19年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて、本日の日程はすべて終了致しました。来る13日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行ないますから、定刻までにご参加願います。

本日は、これをもって散会致します。

(午前10時42分 散会)

平成19年第8回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成19年12月12日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成19年12月13日

1番	小林	一則	君	2番	風口	尚	君
3番	山本	一	君	4番	高木	市郎	君
5番	鈴木	加奈子	君	6番	東谷	富雄	君
7番	小林	豊	君	8番	中瀬	信之	君
9番	山口	和宏	君	10番	奥川	直人	君
11番	野口	繁	君	12番	川西	元行	君
13番	前川	隆夫	君	14番	中野	勇	君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村	修一	君	副 町 長	坪井	信義	君
教 育 長	見並	健一	君	会 計 管 理 者	森島	千里	君
総 務 課 長	中郷	徹	君	税 務 住 民 課 長	松田	幸一	君
生活福祉課長	林	裕紀	君	建 設 産 業 課 長	前田	浩三	君
上下水道課長	小林	一雄	君	病 院 老 健 事 務 局 長	田間	宏紀	君
教育事務局長	辻	誠	君	総 務 担 当 課 長 補 佐	田村	優	君
農林商工課長	田畑	良和	君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐	中村	元紀	君
教育委員長	松田	隆作	君	監 査 委 員	松田	隆生	君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南	友敬	君	同 書 記	高井	美江	君
同 書 記	中川	泰成	君				

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成19年第8回玉城町定例会、第2日目の会議を開会致します。本日の議事日程はお手元に配布の通りであります。日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 東谷富雄君 7番 小林豊君

の2名を指名いたします。

議長(小林一則君) 次に日程第2. 町政一般に関する質問を行います。11名の方が一般質問の通告をされております。つきましては本日1日で通告者全員の一般質問が終わらない場合は引き続き明日14日に行いますのでご了承願います。

最初に12番 川西元行君の質問を許します。12番 川西元行君

12番(川西元行君) おはようございます。議長のお許しを得まして通告書に従いまして質問をさせていただきます。2点程お願い致します。

まず第1点田丸保育所周辺の整備について。田丸保育所の近くに郷土資料館がありますが現在この郷土資料館は閉鎖された状態になっています。建物も老朽化し、周辺には雑草がはびこり桜の木は朽ち果て見苦しい状態になっています。この郷土資料館を今後どの様にされるおつもりなのかお尋ねします。よろしくお願ひします。

第2番目といたしまして田丸駅西側の踏切について。田丸駅西側の踏切内の両サイドに車止めがありますが車、人あるいは自転車特に中学生の自転車の場合集団で通行することが多く混雑の為バイクの方、あるいは一般の自転車の方が転倒してケガをされたと聞きました。よく利用されるこの踏切を何とか安全に通行出来る様な措置をお考え頂きたいと思うのですが、そのお考えをお尋ね致します。以上でございます。

議長(小林一則君) 12番 川西元行君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 川西議員からの質問に対しましてお答えを申し上げます。2点の質問をいただきましたが1点目のお答えを申し上げ後は自席で答弁させていただきますことに致します。

まず田丸保育所周辺の整備ということの中で特に郷土資料館の利用をどうしていくのかということのお尋ねでございます。あの建物は昭和初めの建物でございます。ずっと以前は百五銀行田丸支店の建物として活用されて、或はその後、商工会の方も活用されたというふうに伺っているわけでございます。特に今ご承知のように町内の方からかなり貴重な民俗資料とかあるいは農機具を寄贈いただいて、ここに保管しているという状況でございます。

教育委員会なり、或は又学校の子供たちがそれを活用していると伺っているわけでございまして、また内容がいりましたら教育委員会の方からお答えさせますが、特に周辺の整備につきましては逐次清掃或はいろんな環境整備をしておりますので、これからもそのことに力を入れてまいりたいと思っているわけでございます。尚今回の12月予算におきましても城山周辺の環境整備の原材料費、あるいはまた木の伐採等の予算も計上させていただいて、全体の周辺整備をしてまいりたいとこんなふうに考え手おりますのでよろしくお願いを致します。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) おはようございます。川西議員にご質問頂いています。町長お答えを頂いておりますが、郷土資料館関係について補足的に説明させて頂きます。川西議員のご記憶にもあろうかと思っておりますが当時の役場というのは5つ位の課で何でも屋でございましてその時に田丸支店の移転改築設計に携わらせて頂いたことがございます。当時は老朽で耐震どうこうという話はほとんどございまして、文化的なことが重んじられてございました。従いましてお話をいただきますように桜の木と同じように老朽化以上と申しますか、そういうふうな状況である事は承知しているところでございます。そういうことで数年前もう少し前でしょうかこの事につきましては資料館の新しい考え方として、保育所の駐車場の整備なり或はご指摘にあります城山の環境と言いますか、そういうふうな整備あるいは閉鎖にということでお話ございましたように、資料館の利用率がその効果がどうかということも考え併せまして、考えさせていただいた時期がございました。ところが町施策の中で実現が出来ないという経緯も含んでおりまして現在も難しいのではないかと教育委員会側は思っているところでございます。それで川西議員がご提唱頂きます様に教育委員会としては、利用率があまりよくないわけでございますけれども、利用といたしましてはそれを全く利用していないというわけではなくて、例えば小学校の見学も私も中を案内させていただくことがあります。総合学習の3、4年あるいは1、2年ですと生活科になります。それをやはり見て学ぶ。昔の道具と言いますか農具そしてまた昔の暮らしといったものを見て頂く。学校も糸車などは持って行って手触りで使わせているのではないかと思うのですが、そういうふうな状況でございまして、教育委員会としましては町の財政等可能な限りにおきまして新しい郷土資料館をいただければこの上ない幸せでございます。折々に町長にもお話し合いをさせていただきたいというふうに、思っているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 12番 川西元行君

12番(川西元行君) 只今町長、教育長から答弁頂きましたけれど、私の一番心配している事はあの郷土資料館が保育所のお父さんお母さん方の送り迎えの道になっております。言ったら子供たちの玄関でございます。玄関から数メートル離れた所にああいう大きな建物が建っている。耐震検査をされたかどうか私まだお聞きしておりませんので、耐震検査もお分かりでしたらまた教えて下さい。今年も地震がありましたけれどもこの地方はたいしたことはありませんでしたが、亀山の方では大きな地震があって大変心配されたことですが、たまたま最近の地震はお昼とか夜とか地震というのは決まって起こるものでないからまずい言い方ですが時間がまちまちに起こる。いつ何時地震がくるか分かりません。たまたま帰りの子供さんをお迎えにお母さん、お父さん、おじいさん、おばあさんが来られた時に仮に大きな地震があって幸いにもその建物が北側に倒れていただいたら結構なことですが、もしや南側へ倒れたらまともにあの高さからいくと、ちょっと出っ張っている保育所の屋根辺りに当たるのではないかなと僕は以前から心配しているのです。おかげで今日まで別にそういうことがなく終わってききましたので、喜んでいる次第でございますけれども、今後もしやそういうことが絶対にないとは言えません。いつあるかも分からないことでございますのでもう一度考えて頂きたい。あの建物周辺は私達商工会員も使わせて頂いていた建物なのでよく分かっているのですが、自転車置き場の奥の方にありますし大変田丸保育所の今の遊具置き場は狭い。だけどあの建物を取り除くことによってだいぶ面積がありますのでもうちょっと空間をもって遊具を置いて頂き、子供たちが伸び伸びと遊んで、保育所生活をしていただけるのではないかと考えております。そのような考えからまずは郷土資料館を出来るだけ早い内に移動して頂いて子供たちの為、皆の安全の為にお願いしたいと思います。以上です。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 川西議員から今の場所から移転をしたらどうかというご質問でございますけれども、今の時点で直ちに移転をするという考えは持ち合わせておりませんけれども、やはり築80年を経過していると思っておりますから一度診断をして補強が必要であれば対策を講じなければならないとこんなふうに考えております。もう一つ玉城町はご承知のように城下町であり宿場町でありましたから、やはりその町の玉城町の特徴を生かした町づくりはこれから大事ではないかと考えております。やはりいろんな町の特徴、町の資源を生かして、これからの町づくりに繋げていきたいとこんなふうに考えております。残念ながらいろんな昔からの古い建物が取り壊されていくという状況にあります。出来るだけ古い物を生かしていく方法もこれから必要ではないかと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) 只今町長が申されましたけれどもあの建物の耐震検査はやられたのですか。やってないのですか。お聞き致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今申し上げましたように耐震検査は行っておりませんから耐震審査を一度して必要があれば補強したいという考え方を持っております。以上です。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) 先程言わせていただいたようにちょうど保育所の北側にあたる道に鉄道のガードがございます。あそこの子供たちの遊んでいるフェンスの中側は非常にいつもきれいに片付いています。恐らく先生方がやられるのだと思うのですけれど。その外側が草ぼうぼうに生えたり桜が枯れたのがお堀の中へ浸かったり私はあれを見る度に気になる。役場の職員の方もたくさん通られるのではないかと。大変自動車も通ります。見てかれる時もあるかと思えますけれども。折角前の方はきちっとなっているのに後ろの方でちょっときれいになっていない状態に思われます。あそこから登っていく所に公衆トイレがあります。あのトイレは非常に利用されて「きれいなトイレだな」と城山へ来てくれたお客さん方は言ってみえる方がありました。文句ばかりではないのですがそういう所にトイレを設置していただくということは田丸の城山へハイキングなりウォーキングなりにきていただく人に本当に良いことだと私はつくづく、役場さん良いことをやっていただいたなと思っております。だからそういう方面にも目配りをしていただきたいと思えます。放っておくとついつい雑草も大きくなり、今度やるのに相当お金と時間がかかるようなわけでございますので、なるべく早い内にそういう整備をしていただきたい。それからもう1点これから冬に向かいまして北風がビュウビュウ吹いてきます。やっぱり枯れ草ですとぽっと煙草を放ったりした場合でも火災が発生しております。その面からもあの場所でそういうことがあってはならないことですが、もし何かあった場合は保育所もなんらかの迷惑を受けるのではなからうかと思えますので、その方面も一つよろしくお願ひしたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 川西議員のご質問、或は又ご要望は充分受け賜わらせて頂きました。今年も議員の皆さん方にもご出席を賜りまして初めて町あげてのクリーン作戦を行って頂きました。やはりもう少し城全体の環境整備をしていかなければならないというふうに考えておりますので、これからも力を入れてまいりますし、町民の皆さん方にもご協力をお願い申し上げます。つい先日もお城サポート会議というのを立ち上げてましてそれぞれの団体、或はグループの皆さん方とも、これから活動していくというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) お堀の場所でございますけれどもお堀は一体どこまでが県の指定になっているのか、簡単でよろしいのでちょっと教えていただきたいと思います。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) ご質問の区域でございますがこれはきちんと県の指定台帳にもあるわけですが、言葉で申し上げるということになりますとなかなか難しい。また後日地図を提出させていただくことでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) 一点だけ教育長さん教えてください。ずっとお堀があります。上町の方からずっと来て中川合成さんのところで止まっています。それから個人の名前言ってはいけませんけれど、向井さんの畑があってその向こうにも水が有る時と無い時がございますけれどもあの辺りと、城西団地から東側から小さいトンネルがありますが、あそこ辺りは町の管轄ではないのですか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 28年にご指定いただいております昔の単位でいきますと約16町歩ありますが、その今お話のように外堀が今の水のついている中川合成さんの南側、外堀が空になりますところの城西の方へ向かう外堀の所までを指定。こんな言い方でご理解いただけるでしょうか。そういうふうなことでございまして、今個人名が出ておりました中川合成さん始め町道との間につきましてこれは私有地でございます指定はされてございません。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 次の田丸駅西側の踏切についてのご質問をいただいております。田丸駅西側の踏切でございますけれどもこの中で特に歩行者あるいは自転車、あるいは中学生等が集団登下校の時の事故があるという事のご

心配のご質問であります。特に現場をご覧いただきますと踏切内に脱輪防止と言いますか両サイドに車止めを設置しております。これは JR 軌道敷地内でございますから設置したというものでございまして、当然車両等の脱輪を防止するその為に設置がなされているわけでありまして。万が一脱輪した場合はなかなか自力で抜け出すことが出来ない。大惨事に繋がる。そういう事故が全国的に起こっているという事例もあるわけですから。防止策の為に設置されたというものであります。特になかなかこれを解消するのは難しいと承知しております。その中でやはり歩行者の方あるいは中学生あたりの交通安全対策と言いますか集団での 1 列で通行するような登下校の指導をしてまいりたいとこんなふうに思っております。お尋ねのご質問につきましてはそういう考え方を持っておりまますのでよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) 踏切のことなのですが町長おっしゃったように確かにあそこは狭いです。車が止まっていますと車と車の間をぬって中学生が自転車で自動車の前へ並ぶそうです。それで遮断機が空いたら行かれるそうです。車止めのちょっと向こうに空いた所があるのですが、そこら辺りで一人や二人なら車が通るまで待避出来るのですが両サイドともそういう所がちょっと狭い。全然歩行者が立っておられないということはないと思うのですがそういうふうなことで田丸の唯一大きな踏切でございます。中学生の方々に毎日登下校の際はどうかよく自転車で通行を守って、遮断機の下りている時は車の後ろの位置で待っていただいて、前へ来るようなことはないようにひとつ学校の方へもご注意の方よろしくお願い致します。全部が全部そうではないと思うのですが事故が起きてからでは遅うございますので、早いところ注意して頂きたいと思っております。それから例の車止めでございますけれどもあの車止めは私個人でちょっと JR 関係の人にお聞きしたのですが、車止めを 8 0 cm か 1 m 両サイドとも広げるといことは出来ない事はないのですがそれをするとなるといろいろな手続きがいるということをお聞かせ頂きました。この JR 参宮線の管轄は松阪工区で、松阪よりは名古屋にテレホンセンターというのがございまして、ここへ電話をして苦情と言うか状態を話していただく方が良いのではないかとお聞かせ頂いたのでございます。電話番号も分かっておりますけれども、やっぱり個人で言っていてはいけませんので町の方からも JR の方へご要望などもよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 中学生の混雑のことで大変ご心配をいただきました。毎日この事については気にかけているところではございますが、一つご理解とお願いを申し上げたいと思っております。この玉城町はご承知のように土地

的な環境で城下町でございまして細い所もありますし曲がりくねってもございます。それと実に玉城中学校はこの南勢志摩管内ですと2番目に大きな学校でございます。どこの学校でもその1、2、3、4位ぐらいの所は同じように頭をいためているのが集団的に帰る時の混雑でございます。そういうこともございますので指導どうこうと言うわけではございませんのですが、お聞きいただいてもよろしいのですが、全国的に珍しいと言われておりますが生徒、保護者あるいは先生方が一緒になって混雑の時には出て行ってやらせてはいただいているのですが、なかなかそれが徹底をいたしませんということもございます。そういうことでございますので、申し上げましたような環境的な苦しいところもございます。それでお願いと申し上げましたのは時折地域の方からも私の部屋へ飛び込んでこられまして「何考えているのか。教育長。俺の肩折れたやないか」ということで対応したりもしております。その時にそれぞれお願いしておりますのが、その時即ご指導賜るような地域力をお願いしたいというようなことでございます。大きな一番の所もそうでございますがこの頃は地域の皆さんで子供を育てていただくというふうな、地域力を生かしていただくようなお願いもしている。ご無理を申し上げるわけではないのですがそういうふうなことで、地域の皆さんで育てていただきたいと切なる願いでございます。それとこの際ちょっと御礼を申し上げておかなければならないのですが町の自転車屋さんの皆さん、無償で点検いただいたり事故の無いようにその乗り方までご指導賜っております。この場を借りて厚くお礼申し上げておきたいと思っております。今後共中学校の生徒の皆さん登下校につきまして交通安全をしっかりと指導してまいりたいと思っております。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 1 2 番 川西元行君

1 2 番(川西元行君) いろいろと質問させていただきまして有意義な答弁をいただきましてどうもありがとうございました。なるべく早く物事がいくように。安心・安全の玉城町でございますので一つ町長始め職員の方よろしくお願い致します。

最後になりましたが皆さんもう見られたと思いますが中日新聞に『田丸城再発見お城サポート会議スタート町づくりの核に』大きな字ですけど『行政主導から民間へ』という記事が載っております。読ませていただきます。

『辻村町長は「玉城の歴史資源を町づくりに繋げたい。住民の憩いの場を再発見してもらいたい。ふるさとに愛着や誇りを持って欲しい」とその方向性を示された』ということが記事に載っております。確かに最近は天守閣辺りもきれいでございます。私もしっかり皆さんやっていただくのだなと喜んで

いる次第でございますけれども、今度そのお城サポート会議が結成されるそうでございますので、一つ町民の皆さん方玉城町の発展の為によろしくご理解の程お願いしたいと思います。これをもちまして私の質問は終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で12番 川西元行君の質問は終わりました。

次に5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。5番 鈴木加奈子さん
5番(鈴木加奈子さん) 鈴木加奈子一般質問させていただきます。改選されまして初めての一般質問ということになります。たくさんの方々からの要望をいただいております。今回におきましては4点にわたりまして町の方針をお伺いしたり、皆さんの願いを是非お聞き届けいただきたいということから質問いたしますのでよろしくお願い致します。まず一点は安心して子育てし働けるように施策を充実することについて。これは保育所と学童保育の問題を中心に致します。2番目には子供の医療費無料化その他障害者それから一人親家庭の医療費関係、いわゆる福祉医療についてですが各県とも全国的にどの県も前進させておりますが、この三重県では大変な後退するような提案が野呂知事から出されているということで、今全国的に大変な問題になっています。このことについてお伺い致します。3番目には妊婦検診のことでございます。これは本年度から、厚生労働省が少なくとも5回は無料で公費による検診をとこれは一回も妊婦検診を受けずして大変救急車が路頭に迷うような、そして子供も親も危険な状況が生まれるという事から、これを回避する為に母子共に安全に子供を産んでいただくということが目的であります。それが3番目です。4番目ですが入れ歯の活用によりまして世界的に飢えている子供たちそれから病気の治療が受けられない子供たちがいますが、この子供達に対して大変大きな役割が果たせるということが新聞に載っていました。それを是非とも玉城町でも中継ぎ役をやってもらいたい。回収箱を設置さえすればやれることですので、是非やってもらいたいということでございます。資料をコピーとして添付しましてお願いしたところでございますが、この4点についてお伺いします。

では最初に子育ての問題でございます。田丸保育所の子供の人数が随分と増えておりますが、玉城町全体でも全ての保育所で定数を大幅に増やして定員オーバーで保育するという状態が続いています。田丸保育所でも同じでございます。この問題は何回にもわたりまして取り上げてまいりましたが0歳児保育所を、やはり玉城の真ん中でやって頂きたいという要望は大変強うございます。それでこれについても何度もお伺いしてきました。計画を立ててやっていくということはお聞かせ頂いておりますが、その計画プログラムをこの際示して頂きたい。手順としましてはやはりどこに建てるのがよいかと

いう場所の設定がございますし、場所の設定をいたしましたら地主さんへのはたらきかけ、お願い、ご協力をいただければ広い土地は入手することは出来ませんのでこの問題があります。結構時間をとると思っております。田丸の保育所についてはこれまでも危険だという問題は取り上げてまいりました。そういった観点から早く建て替えをして欲しい。大きすぎる。2ヶ所にするべきではないかという提案もしてまいったところではありますが是非ともそのプログラムを示して頂きたい。それからもう一つは学童保育の問題でございますが、学童保育につきましては今年10月19日に厚生労働省から学童保育のガイドラインが示されました。そして放課後児童クラブ、いわゆる学童保育のことですがやはり子供の専用スペース、生活の場としての機能が確保されるように留意することが追加されております。それに沿った対応を求められていると思います。今現在田丸地区で行っております学童保育におきましてもまた梅がおか、外城田小学校区で行われております学童保育にいたしましても、相当な人数が増えておりまして田丸につきましては定数のほぼ2倍という状態です。それと学童保育とは別に児童館活用の子供たちとの合流になってまいりますと、大変混雑をいたしてございまして学童保育の機能が難しい状況が生まれております。有田地区、下外城田地区でも来年度はこれに対応出来るようにしていきたいと、町長のご答弁は既にいただいております。やはり具体的にお聞かせ頂きたいと思っておりますので再度の質問をいたしてまいります。よろしくお願い致します。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 子育て対策につきましての質問からお答え申し上げます。まず田丸保育所の改善計画、所謂改築計画についてのお尋ねでございますが、このことにつきましては9月議会でも鈴木議員からご質問もいただいております。その際にも私の考え方を申し上げているわけでございます。20年度から改築のプロジェクトチームを設置いたしまして検討を始めたいとお答え申し上げているわけでございます。やはり財政から或は場所から或は子供たちのこれからの見通しから、充分見極めていかなければいけないと思っておりますから、素案の段階で議員の皆様方とも充分協議をしながら進めさせていただきたいとこんなふうに考えているわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

次の田丸地区での0歳児保育の実施でございますが当然この保育所の改善計画の中でこの事も検討していく必要があるだろうと考えております。

次の有田、下外城田地区への放課後児童クラブの設置でございますけれども厚生省のガイドラインのお話もございましたけれども、特にさくら児童館

の利用或は又梅がおか児童館の利用が増加している状況でございますので大規模な児童館の分割の方向を、前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。よろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 予め通告しておりましてお願いしておりますこの答弁が本当の町長の答弁としてすまされるものであろうか。こんな無責任な言い方でプログラムを示したと言えるのか。来年プロジェクトチームを立ち上げる。その為には白紙でやるというのではなく、やはりどのような方針を持ってやっていくかという検討を委員会でやっていくのだ。もともと町長、このプロジェクトチームは平成19年度に立ち上げる予定であったのではありませんか。それを一年先延ばしにしたのですよ。それにもかかわらずプログラムを示さないというそういうことは一体どういうことなのですか。これまでの玉城町への人口の増加それから子供さんの人数の増加は町長、認識してみえるのではないですか。町民の皆さんも広報を見られて人口増えているなと実感してみえますし、また保育所や小学校の子供たちが増えている状況を見て子供が増えている傾向にあるなというふうに思っているのではないですか。玉城町におきまして例えば就学援助につきましても周辺から見まして随分と前進していただいて教育委員会で取り組んで頂いている。これは皆さんの要望を受け止めて頑張っている。そういったこともありますしまた医療費の無料制度におきましても前進面が大きい。保育所の受け入れといったことも随分と、子供を持つ親に対する施策を充実させてきたというこの成果の表れとして、玉城町では子供の数が増えるというこの素晴らしい現状を迎えているのではないのでしょうか。それなのにあなたの今の答弁は一体何ですか。もう一回答弁の仕直しをしてください。許せません。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 許していただけないということでございますので。9月の議会でもお答え申し上げておりますけれども19年度から検討ということは申し上げておりません。20年度から検討したいというお答えを申し上げますし、現状をながめてみますと子供たちの数は増えたり減ったり若干減っています。若干減っている状況もございます。従いましてやはり今の田丸保育所の状況からいきますと、相当の建築事業費にいたしましても負担がかかる。これは将来の財政負担に関係することでございますから、まずは子供たちの人数と言いますか、その見込みも充分見極めながら建築を検討していかなければならないと思っております。若干減少の傾向もございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 町長の答弁は非常にふざけた答弁であると思っております。こういうご答弁がケーブルテレビを通して流されるということを一歩どのように考えているのだろうか。1住民に対する答弁ではないのだと、住民の皆さんに対する答弁であるということ肝に銘じてご答弁をいただきたいと思っております。そんなことは百もご承知だと思っておりますけれど、さてこれはやはり直接専門して担当している課が一体どういう考え方で取り組んでいるのかという、そのことの表れが町長の口から出たのかなとこのように思うわけですがけれどもあなた達は一体どんな取り組みをしているのですか。伺います。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 町長の答弁の通り田丸保育所につきましては確かに老朽化も進んでまいっていますし、それから0歳児保育の拠点も外城田。以前有田から外城田の方へ変更しております。そういうことで4地区に放課後児童クラブ、4地区で0歳児保育をやるのが1番理想だと考えますけれどもやはりいろんな面がありまして、町長の施策に沿って今検討させてもらっているところです。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 本当に驚いた答弁が出てきたと思っておりますが、今後はこの答弁が多分火種になって、大きな運動となるであろうということは予想されておりますのでご覚悟を頂きたいと思っております。脅しではありません。実際でございます。その前哨戦として今回の質問を致しましたところでございます。学童保育の関係でございますけれども前向きにという表現はちょっと後退かなと思うわけですが、施設は建てなくても既存の施設の活用でというような方向もあって、早く取り組んでいく事がやはり大切なのではないだろうか。ご同意をいただく必要もございましてね。これは早く取り組まないといけないと思います。来年のことだからということで来年始めたのでは来年に間に合わないのをございまして、今の内に取り組むべきだと思っております。どの程度のお話を地域の方にしてきているのか。まだ何も話をかけていないのかこの点からお伺いしたいと思っております。そしてこの10月19日に出されました、この学童保育に関わりますガイドラインはまだ目にしていないのではないかと思っておりますけれども、先程申し上げたような次第もございまして是非とも子供が育つ場、生活する場そしてまた学ぶ場としての確保をしていただく為をお願いしたいと思っております。有田小学校からたくさんの子供たちが、あの福祉バスで送り込まれて来ています。この子供達だけで事業として充分なはずなのに、多い田丸地区に有田の小学校から送り込まれている事はとても大変なことだと、担当されている

方々もご苦労だと思っております。やはり大事な子供たちです。育ちを助けるそういう役割をしっかりと担っていて欲しいと思っておりますので、質問いたしております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 早い内に取り組みたいと思っておりますし、いろんな検討はしておりますけれども、地域に対してという前にやはり議会に対しても議員の皆様方にきちっとご理解をいただいた上で、取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、またその時点でお願い申し上げたいと思っております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 来年の夏休みには子供を泣かさないということを町長はお約束している事をお忘れにならないように早くご決断をなさって、新たに建てるとまでは私は申し上げているわけではありませんので、早く動き出さないといけないし、また町長自分が動くのではなく配下の担当する職員が動くわけですから、これをしっかりと回していかなければ町長としての仕事は出来ないわけです。そのことを申し上げておきたいと思っております。いろいろ不安な状態がいっぱいありますので確認をしておきたいと思っております。これまでもご答弁はいただいているところでありますけど、保育料の関係で今年度7月の税金確定の段階で税額が上がったということによる保育料の値上がりにならないようにという対応をして頂きました。来年度また同じことが起こります。それに対する対応は必ずするのかどうなのかという事が一点ともう一つは今年度から厚生省通達によりますと昨年の平成18年12月21日付の厚労省通達でございますがこれで保育料につきましての多子減額、何人か子供さんが保育所に行っている場合の減額措置ですが第1子は全額徴収、第2子は半額徴収、下のお子さんで0歳児であったりしますが第3子は1割徴収。今玉城町では保育料の安い方の子を2割5分徴収ということで大変なご負担をしてもらっています。本当は通達によりますと19年度から実施ということでの通達であったわけでございますけれども玉城町は一年遅れまして、来年度はこれを行うということを町長ご自身がご答弁しておられますけれども、これは間違いないでしょうか。確認しておきたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保護者の皆さん方の出来るだけご負担にならにやうにとというのが一番重要なことでございますけれども、やはり応分の負担というふうなこともそれなりの経費がかかるわけでありますから、検討いただかなければならないと思っておりますのと、今年度の税制改正によりますところの負担が生じないという措置はさせていただいたわけでありますけれども、来

年度どうしていくのかというふうな事につきましては、その状況を眺めて検討してまいりたいというふうに思っております。出来るだけ保護者の方の負担にならないような基本を通して、或は又その多子軽減の考え方につきましても、議会の皆さん方との協議の中で進めていきたいとこんなふうに考えております。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) この問題でも大変後退したご答弁をされています。これは9月議会の折に多子軽減それから来年度の税額が増加することによるそれに連動する保育料の増加にならないようにというのは、来年度もやるということを答弁されております。そんなところ答弁を変えてもらっては困ります。きちっと実施して頂きたいと思えます。そしてこの多子減額につきましては通達では今年度から行うような通知でございましたのに、それを1年遅らすわけでございますので、これは是非とも遅らせても来年度の実施をお願いしたいと思えます。それから念の為保育料の徴収制度の取り扱いについても、厚生省を通じて出ておりましてやはり年度内に大きな収入の変動があった場合にはそれに合わせて徴収ランクを変更させるということもうたわれております。これも町長の席においてする事になっておりますので併せてお願いしておきたいと思っております。この問題については先にも伺いましたけれども勘違いをしておられる面が多かったと思えますので、確認を致しました。

次に子供の医療費無料化の問題でございますけれども先程も申し上げましたように、少子化対策ということで全国的に厚生労働省も含めましてこの問題については、各分野で子育てを応援するという施策が組まれているところでございます。愛知県では来年度通院は小学校入学、就学前ということですね。入院につきましては中学校卒業までに無料化を広げる。もちろん所得制限も付けないというように方針が出されました。また岐阜県が通院、入院とも所得制限無しで就学前まで行うということで三重県はこの東海4県の中でも非常に遅れております。ところがその後退しているところの状況の中で新たに自己負担の2割を徴収するというそんな方針が出されてまいりました。各地域でも大きな問題になっておりますし、署名運動をもいたしまして県議会にも届けました。県議会では自民党公明党その他全会一致で賛成されまして後退をさせないという方向が示されているところであります。玉城町としてはこれについてどのようにするのでしょうか。三重県と同じように後退させていくのでしょうか。それとも後退させない玉城町の方針で頑張るという方向でしょうか。お伺いします。また後退させない為には多分この三重県がこんなひどい事をやりますと玉城町の負担分は増えてまいると思えます。そ

の場合は年間いかほどになるのでしょうか。そして県に対してやはり意見をはっきり上げて言って頂きたいと思います。後退させるな。東海4県の中で一番遅れている三重県の福祉医療制度の後退をさせないようにその意見を出して頂きたいと思いますけれどもこの4点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さんの質問の途中であります、ここで10分間休憩致します。

(午前 10時 8分 休憩)

(午前 10時18分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 県費負担の福祉医療費の制度改正についてのご質問をいただいております。お答えを申し上げますが、まず県に対してどういう要望をしてきたのかということでございます。今三重県で議会始めいろんな論議をして頂いている所でございますが、まず現行制度を強く要望してきたということでございます。これは県下15の町村会におきましても制度存続を要望しているわけでありまして。やはりこの自己負担無し、所得制限を撤廃してもらおう。或は現物給付の導入をして欲しいというような要請をしてきている状況でございますのでご理解を賜りたいと思います。また各医療費制度関係のご質問の中では当然県が言っておりますのが自己負担2割あるいは上限600円と設定した試算ということで玉城町の場合算出いたしますと総額で830万円という額になるということでございます。そういうことで玉城町といたしましては議会のご理解をいただいて就学前まで一切の乳幼児医療費措置を既に施行させて頂いているという事でございます。何卒よろしく願い申し上げます。

議長(小林一則君)5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 県に対しては自己負担無し、所得制限無し、そしてもう全国的な方向としては現物給付。この現物給付につきましては47都道府県の中で30都道府県を超えていたと思っております。60数パーセントというところが現物給付に切り替えているところであります。東海4県の中でも三重県だけです。現物給付していなくて窓口で一時払いをしなければならぬという姿は大変三重県は遅れていると感じております。町長会でそういう意見を挙げていただけるということは大変良い事だと思っておりますし、今後も運動を続けて頂きたいと思っておりますので、よろしく願い致します。ただ後退させないだけでなく前進させて頂きたいなというふうに思

います。今身体障害者でございますと4級まで医療費無料というのを玉城町では行っておりますけれども、県はもっと低かったと思っておりますし、又精神障害の方に対しては、県はこれまでは面倒みていないと思っております。玉城町でも通院の無料化はやっておりません。勿論入院も対応いたしておりますので、制度の前進をさせる為に今後共よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に妊婦検診のことでございます。テレビを騒がせておりましたのが一度も妊婦産の検診を受けていない為に、かかりつけの病院がないという事から発する事が多かったのではないかと思ひますけれども、あちらこちらへと受け入れ病院を探している内に大変不幸なことが起こったとか、ようやく命を取り留めたとかそういった報道がなされました。そういうこともあってだと思ひますがこれも厚生省通知で出されてまいりました。この妊婦検診についての通知は昨年度に出されておまして、この19年度から実施するようにという事であったと思ひます。それでこれまでは玉城町は2回の妊婦検診が無料で受けられるように母子手帳に挟み込みで行われております。厚生省はどういうふうに言っているかといひますと出産までに最低でも5回とそれから14回が望ましいという事が記されております。玉城町としては1年遅れることになりまされども今年度実施が出来なかつた。そうすると来年度になりますと通知から2年目ということになってしまうわけですがけれども是非とも玉城町としても前進をして頂きたい。妊婦検診の無料回数を増やして頂きたいと思ひているのですけれども、町長どのようになさいまされか。お伺ひ致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 只今鈴木議員からお尋ねのように現在町費で2回の妊婦検診を実施している状況でございますけれども、玉城町は来年度から5回の開催の方向で増やしまして、実施したいというふうにご考慮しておりますのでよろしくお願ひを致します。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 遅れたところから出発でございますので2回が5回になったらその次はというふうにご希望を持ちながら、私共もお母さん達と共に取り組んでいきたいと思ひます。厚生省が今年8月現在で調べましたところによりますと岐阜県が岐阜県内の平均が3.2、それから10回を既に実施している所が日本にはあるのだという事を知りました。それは秋田県です。といった具合にこの三重県はこの分野でも遅れています。40都道府県の中で2回を超えている所、それから4回5回と既に無料化している所がございまして先程申しました10回という実績を持っている所もあるわけで

す。是非ともますます前進をしていっていただく事を願います。それともう一つ思いますのは母子手帳を受ける為にはまずは産婦人科を訪れて、そしてお医者さんの診断が無いと母子手帳が受け取れないのか。あるいは自分で妊娠の検査をする為に試薬がございまして、これも完全とは言えないようございましてけれどもその試薬で多分妊娠していると感じ取り、母子手帳をいただいで第1回目の検診を無料検診が出来るようになるのかどうなのか。この点をお伺いしたいと思います。妊婦検診に1回も行っていない人が増えているという事から厚労省では調査し通達を出したところでありまして。それですので第1回目を救うことが大事だと思っております。不要であるのにわざわざ女性は産婦人科へは訪れません。子供が出来るという事であるのでこの喜びの為に恥ずかしさがありますけれども病院を訪れるわけでございます。ですからこの産婦人科を余分に行こうという人は誰もおりませんので、その点を考慮に入れながらご答弁を頂きたいと思っております。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) この検診の回数の増加につきましては将来子育て支援策という中においても非常に重要な課題と捉えて今回5回というふうに前向きに考えています。今議員さんおっしゃられたようにいろんなケースが起り検診の件数が増えてきた要因としましては、今年奈良県で11の病院を救急車で転々として奥さんが亡くなられた。それから千葉県では16の病院を断られて切迫流産したとか、大阪では19の病院を回って自宅で出産されたというケースやこんなことがいろいろありまして、今年8月頃から相次ぎこのようなケースが発覚したということで検診制度が見直されたわけですが、この方々はそれぞれ調べてみますとどうも1回も妊婦検診をされていなかったということで、当然病院としましては母胎と胎児の状態が分からないと責任が持てないということでお断りしたという状況を聞いております。この10月に厚労省が纏めた緊急輸送の実態調査でも、理由に医療機関が搬送を拒否された件数は2004年から比べると2006年は4倍の148件というふうな記事が載っております。玉城町ではこのような救急車で運ばれて病院で断られたというケースは聞いておりませんが、ただ回数を2回から5回に増やしただけでは今言われる通り1回目の妊婦さんをどのように把握するかということが肝心なことでありまして、当然お医者さんでもらってくるという事が筋でしょうけれどもやはり妊婦届というものを出していただいで、母子手帳を発行してまず母子の発見をしなければならない。妊娠のお母さんを発見するということが大事だと思っておりますので、母子手帳の未発行になりますとやはり子供の虐待にも繋がるということがありますから、また妊婦検診を受けないという事はお金が1回大体1万前後かかるというふうになっ

ていますから、お金が無いからかからないというなんらかの家庭の事情を抱えているケースもございますので、その辺はやはり日頃から区長の皆さん方民生委員の皆さん方この辺とタイアップしながら、地域の繋がりを重視して健康管理センターそれから地域包括センターと共同しながら孤立する家庭がないように共同して努力していきたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 担当課長さんよく状況を把握していただいているので有り難いと思うのですが、1回目の妊婦検診を受けていないという事から不幸が起こっている。このことも掌握した上でご答弁を頂いているのですがやはり1回目は行ってもらう。その為に今までやって2回これからですと5回も健康診断が無料で受けられるようになるのです。今大変厳しい生活を余儀なくされている中で、子育てに頑張りたいと願うその母親を支えるその為にも第1回からこの無料券が活用出来るようなその方法を是非お考え頂きたいと思います。例えば1回目産婦人科を訪れた時その時に妊娠している事が分かる健康診断は券を持たずに行きますが、それは窓口で支払わなくても良いような、後ほどきちっとその無料券によってされるように。生活が苦しい人が1万円近いお金を窓口へ持っていくということは大変困難な事です。その人と子供を救う為にそういった妊娠検査の検査だけでは無理だと言うのだったら、産婦人科さんとの話し合いを是非とも取り組んで頂きたいと思います。それは不可能ではないと思いますのでご決意の方お伺いしたら次に移りたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 一度医師会等々と協議してまいりたいと思っております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 次に入れ歯を捨てずにユニセフに協力をいうことでの参考資料を添付しましてお願いしたところでございますが、この入れ歯には金、銀、パラジウム合金が多く使われていて平均すると1つの入れ歯には約5グラムの合金が含まれているのだそうです。そして入れ歯1つによって毛布であるなら8枚、HIVの簡易検査セットなら40セット、予防接種する為の注射器の針ですと250人分を貧困で苦しむ世界の子供たちに援助出来るのだということが書かれておりました。それで是非とも国連の児童基金ユニセフと玉城町民とを繋げる、世界に目を向ける、またこの故人のもので捨てるに捨てられず、入れ歯についてとても悩んでいた人もそういうところで役に立つのならと喜んで提出して頂いたという事もあります。これは回収ボックスを用意してそして広報でお知らせしていただければそれで済む事でございますのであまり大きな経費がかかるというものでもありません。こん

な大事な活動を既にしているところもあるようでございますので、玉城町でも参加をしてはどうでしょうかというご提案でございます。よろしくお願いいたします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 今提案を頂きましたが入れ歯の回収によりまして、それに使われている貴金属を精製する。そのことによります利益金をユニセフの募金として世界の子供たちの命を守り、教育の機会を与えるというふうな活動であるわけでございます。このことにNPO法人も設立されているということでございますので、出来れば町の福祉会館や或は又町の歯科医院の方にも働きかけを行って、設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

議長(小林一則君) 5番 鈴木加奈子さん

5番(鈴木加奈子さん) 早速の取り組みをしていただけるという事でございますのでよろしくお願いいたしますと思います。各地でも歯医者さんのご協力をいただくという事で、随分と大きな寄付が出来たという所もあるようでございます。取り扱っている法人はNPO法人日本入れ歯リサイクル協会が行っているわけですがこちら玉城町としてはそれを回収するボックスを設置すればよいという事でございますのでよろしくお願いいたしますと思います。

私にいたしましては非常に珍しい事でございまして素晴らしいご答弁を後半いただきましたので時間を余しましてこれで一般質問を終らせて頂きます。先に申し上げました田丸保育所の改築二分化は急がれております。望まれております。0歳保育を玉城町のど真ん中でやって欲しいという希望は非常に強いのです。先程議場の中から脅すのかというお言葉がありましたけどなんという考え方でございましょうか。こんな言葉を吐く人が玉城町民から選ばれた人であろうかと、非常に悲しい思いをして野次を聞かせて頂きました。鈴木加奈子は住民の皆さんと共に町当局と共に前進の為に今後共力を尽くしてまいることをここに申し上げまして一般質問を終らせて頂きます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 以上で5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

次に9番 山口和宏君の質問を許します。9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 只今議長のお許しを頂きまして通告通り質問させていただきます。始めにおはようございます。私も何分一年生議員でございますので町長始め職員の方々目の前にしてまた議長、先輩議員らを背に受けまして、また傍聴人の方々を目の前にしましてこれ本当に緊張する事でございます。私も何分初めてでございますので、私の声を町民の声として聞いていただければ幸いに思っておりますので、その点をご理解いただいておりますようによろしくお願いいたします。

質問に入らせていただきます。安心安全の町づくりについて2点程お伺いしたいと思います。一つ目に町内の道路に対する交通安全対策についてお聞きしたいと思います。全国的に高齢化が進み町内でも高齢者の方々が老人車、乳母車を押しながら歩いている姿を多く目にいたします。しかし町内の道路には歩道の無い所が多くあります。一例でございますが県道岩出田丸線また町道原富岡線同じく町道勝田宮古線などがあります。これはほんの一例です。町内にはまだたくさんあると思いますけれども前者の県道岩出田丸線、町道原富岡線におきましては近い過去に悲惨な事故が実際に起きております。事故が起きてからでは遅いと思うのです。行政は国もそうですけれども何か起きれば対処するというような風潮があると思います。高齢者の方々を始め身体障害者の方、通学する子供たちの安全確保。町民の皆さんを悲惨な交通事故から守る為には歩道の整備は大事な事と私は考えます。町長のお考えをお聞かせください。

議長(小林一則君)9番 山口和宏君の答弁に質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 山口議員からご質問を頂きまして新人の議員としてご当選なされて、町民の声として質問いただきますことを大変有り難く思いますし、貴重なご意見として拝聴させていただいております。やはり町といたしましても安心の町づくり、住民の皆さん方の命を守るということは最重要課題として取り上げているわけでありまして、特にこの少子高齢化の時代であります。玉城町は県平均約21%の高齢化率という事でございますけれども、やはり今ご質問にございましたように、歩道の整備というのはまだ充分でございませんので、この事に精一杯力を入れていかなければならないと考えているわけでございます。今の玉城町内の交通事故件数を申し上げますと全体が平成18年で476件その内人身事故が110件、物損が366件という事でございます。平成19年11月末現在でございますとかなり減少しているということでございまして、まだ12月の件数は出ておりませんが、総件数で386件という状況を伺っているわけでございますが、いずれにいたしましても、今具体的な路線の説明もいただきましたけれども過去にこうした県道、あるいは町道の中で交通事故が起こっているという状況でございます。なんとかして、この対策を急がなければならないというふうに思っているわけございまして力を入れてまいります。特に最近では試験的ではございますけれども交差点の部分でのカラー舗装、或は横断歩道のカラー化或は減速線等によります所の道路路肩の表示を、本年度から試行的に実施しているという状況でございまして、しかし何と言いましても歩道の整備につきましては、住民の皆さん方のご理解や土地の提供という事も必要になってまい

ります。この事も皆さん方にご理解いただきながら精一杯努めてまいりたい。よろしく願い申し上げたいと思います。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) 町長の温かいご答弁をいただきましてありがとうございます。ご承知の通り私自身大きなトラックに乗っていることもございますのでドライバーからの声という事で聞いていただくと有り難いのですが、やはり幅員が狭い。歩道化もされていないという事は確かにドライバーの方から見れば確かに怖いことです。ちょっと余談になりますけれども身体障害者のモータースクーターに乗った方をちょこちょこ見受けますがああいうちょっと幅のとるような物が車道を走っていると、やっぱり私達大きな車に乗っているものは丸きりセンターラインをオーバーして交わさなければならない。それに対してはやっぱり対向車の車に迷惑もかかる。また渋滞の元になるという事も考えますと歩道整備はやっぱり片側だけでも。いろいろ問題はあります。地権者の話し合いもございますけれどもやはりこれは交通安全対策の一環として小学校の子供さん達の悲惨な事故、また高齢者の悲惨な事故これらを考えますと、町の歩道の整備というのは重大なことだと思っておりますので、早急に予算化していただいて取り組んで頂きますようによろしくお願いいたします。それとこれに関してちょっと質問させて頂きます。町道勝田宮古線に隣接する旧の竹岸、今の公園通りの開発にあたり周辺道路の開発は10m道路が計画に中に入っていたとちらっと聞きましたがそこら辺はどうでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 旧プリマハム今レインボータウンという形で団地が造成されております。その周辺の整備につきましては町といたしまして周辺に環境の為に道路等確保して整備してきたという状況でございましたけれども、今山口議員のご質問の部分の所謂勝田宮古線につきましては部分は、現場もご承知でありましようけれどもずっと浜塚団地の方から宮古へ抜ける部分、両サイドには山林があり、或は又いろんな園芸を営んでみえるおうちもあるということになっております。当然具体的にその皆さん方にご理解をいただいとということでありませぬけれども、原富岡線に通じます所の信号の交差点までの拡幅は将来的に必要ではないかというふうに考えております。逐次この事も検討してまいりたいとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) ありがとうございます。早急に検討をいただくという町長の温かい語答弁を頂きました。私の考えるにはその時に整備をしていれば、

勝田宮古線に対しては歩道が今付いている状態になったのではないかと思いますのでちょっとこの質問をさせて頂きました。ありがとうございます。

続きまして次の項に移らせていただきます。私も長々とはようしゃべっておりませんので。次に福祉バスの運行についてです。これは本当に町民の方のお言葉としてお聞きいただけると有り難く思います。町民の方から「私らの地域にはバスが走っていない」という声を耳にしましてそれでは町長の進める安心安全の町づくりにおいても十分な配慮と町民に対するサービス向上に繋がらないのではないかと私は思うのですが、このような同じ町内におきまして格差のある運行内容では見直す必要があるのではないかと思います。先程の地域と言いますのは田辺地区のことであります。同地区の高齢者の方が福祉バスのドライバーさんに運行のことを聞いたらしいです。運転手さんが言うには「週4便であれば運行します」とまた「週2便程ではここへ出かけてください」とまた「役場まではいつでも利用していただけます」というような話を聞きました。これは運転手のモラルの事も考えたいと思います。しかし利用したい方は玉城病院も行きたい。福祉会館にも行きたい。また温泉アスパアにも行きたい。いろいろあると思います。このような格差のある運行は多く見受けられます。正直私も初めてでございますので運行内容は把握しておりませんので、すみませんがその辺の事ご理解ください。それと運転手さんの教育も疑われるのではないかと思いますので、町長はどのようにお考えでしょうか。一つよろしく。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 福祉バスの地域からの要望に対してどうかというご質問と運転手の教育についてという事でございます。当然バスの運行のコースというのは決めております。例えば具体的に申しますと外城田が1日8本、それからずっと福祉会館から小俣を通じてのコースが2本、田丸下外城田が7本、あるいは有田の方面が1日2本、あるいは玉城病院行きを1本とかいうふうな形での路線コースをそれぞれ決めているわけでございます。今のお尋ねの部分は田辺地区からの要望というふうなお話でございます。これは私も以前2度程直接区の老人会の会合で要望を受けまして早速指示いたしました。そうしたらやはり前にも要望があって、対応したという事でございましたけれども残念ながら要望がありましても実績がない。乗られる方が無かったということでございましてこれは要望の段階から、或はそれを廃止する段階から町が一方的にということではなくて区長さんと協議の上で廃止したという経過があるようでございますけれども、いずれにいたしましても区の皆さん方、区長さんで纏めていただいて利用の方があればこれは当然ご要望にお応えしていくという考え方を持っておりますので、また対応させて頂きたいと

思っておりますし、もう一つ運転手の教育という事でございます。これは直接それぞれ定期的に、確認をさせるという事での教育をしているわけでありましてけれども現在シルバーでお願いしている方あるいは社協の職員としてお願いしている方合計7名が運転手として従事してもらっているという事でございます。特に私も日頃から事故のこと心配でございますので乗降の際にきちっと下りてもらったのか、あるいは乗ってもらったのかというふうなことの確認、それからやはり狭い道路でバスの運転ということになりますとかなり幅がありますから、その部分での注意ということを絶えず定期的に社協の局長の方から指導している。そして本人からの確認もいただいている。これはもう1回限りということではなくて繰り返し繰り返し必要な事。山口議員も大型で出かけられるという事はありでございますから、充分ご承知でありますけれども徹底してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長(小林一則君) 9番 山口和宏君

9番(山口和宏君) ありがとうございます。7名の方を指摘して言うわけではございませんけれども、運転手の対応が欠けるとこういう言葉が出てくるのではないかと私も思いましたので今日聞かせてもらいました。福祉というネームが付いているのなら有益をはさみませんから町民のサービス向上に繋がると思いますので、そこら辺のところは運行内容を見直していただけるなら逐次、町格差の無いように運行内容を形成して進めていただけると有り難いと思っておりますので、一つその点の方ご理解いただけますようによろしくお願ひ致します。私も初めてでございますのでこういう程度しか質問させていただきません。またこれが本当に町民の声として私も代弁させていただいている状態でございますので、ひとつ町長始め職員の方真摯に受け止めていただいでこれからの町政の繁栄に繋がるようによろしくお願ひ致します。新人でございますので本当に分かりづらかったかと思っておりますがよろしく。ありがとうございました。終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で9番 山口和宏君の質問は終わりました。

次に7番 小林豊君の質問を許します。7番 小林豊君

7番(小林豊君) 只今議長のお許しを得ましたので通告に従いまして質問させていただきます。最初に子育て支援対策について、次に今後の玉城町のあり方について、最後に菊狭間環境施設整備組合の存続についての3点についてよろしくお願ひします。予めお断りしておきますが1点目の子育て支援対策については私が所属する常任委員会は教育民政委員会であり、しかも委員長という立場上委員会で協議すべき事項であるかと思っておりますが、是非とも新年度予算に反映して頂きたく、この場に立った事をお許し頂きたいと思っております。

また3点目の菊狭間環境施設整備組合の存続についても一部組合の事について一般質問するのはあまり好ましくないという事は充分承知の上での事ですのでその点も充分お含みの上答弁願いたいと思います。

それでは質問に入らせて頂きます。昨日の町長の開会の挨拶にありましたように子育て支援対策の一環として今年度子育て総合支援室を立ち上げられました。しかしながら充分機能するにはまだまだ時間を要する施策だと私は感じます。また住民の皆さん、特に保護者の方々から理解を得るのにも時間を要する施策だと感じられます。新年度予算編成において誰もが分かりやすい思い切った大胆な施策、例えば保育料の第3子以降を無料化する。他の議員からの質問もありましたが学童保育の各小学校での早期実現、田丸保育所の新築移転等をお考えはないかお伺いします。少子高齢化時代の現社会において保育料の第3子無料化については是非とも実現して欲しい施策です。この施策を実施することによってもう一人子供を考えてみようか、或は住居を構えるのだったら玉城町にしようかというような、様々な波及効果が望めるのではないのでしょうか。学童保育の各小学校での早期実現については今まで建設したような立派な児童館ではなくて良いのではないのでしょうか。用地を新しく求めるのではなく学校敷地内空いているスペースを利用して極端なことを言ったらプレハブ的なものでもかまわないと思います。とにかく早く実施して欲しいと思います。田丸保育所の新築移転については少子化時代今後の園児数の動向も考えなくてははいけません。現段階での園児数の対応を考えると非常に無理が生じていると思います。しかしながら現在の敷地では増築は不可能だと思います。また昨今学力の低下、幼児教育の充実、4歳義務教育化など議論されている中で、幼稚園を併設したものを考えてはどうでしょうか。町内でも隣接する伊勢市の幼稚園に入園している方も相当数みえると思われれます。町長の公約にも掲げられていました子育て支援についての質問です。前向きな答弁をよろしくお願いします。

議長(小林一則君)7番 小林豊君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 小林議員から子育て支援につきましてのご質問を賜りました。安心して子供を産み育てる事の出来る町づくりを目指して努力しなければならぬというふうに考えておきまして、なかなか議員もお話のように時間がかかる部分もありますけれども、一つひとつ施策を講じてまいりたいというふうに考えております。田丸保育所の改築につきましては前段の鈴木議員からもご質問もございましたが議員の皆さん方一緒になってお考えをいただいて20年度には検討会を進めてまいりたいと思っております。その為にいろんなご意見も賜りたいと思っております。特に大きな施策をどうしてい

くのかということもありまして、なかなか町の財政の状況も充分見極めなければならぬと思っておりますから、慎重にこれを進めたいというふうに思っておりますが、まず議員からの強いご発言のありました今、児童館がさくら児童館でオーバーしておりますのでこれにつきましては早期に有田地区に放課後児童クラブの建設をしたいと考えております。その方向で努力をしたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。その他いろんな保育料の無料化のこともございます。これにつきましてはもどれだけの町費負担が必要なのかという事も試算をさせていただいてそして議会の皆さん方、特に教育民政委員会でもご審議をさせていただくような資料を、呈示させていただきたい。その上でご検討をお願い申し上げたいと思っております。やはり少子化高齢化の時代であります。玉城町はいろんな面で議員の皆さん方のご理解をいただいて、子育て支援策或は学校教育に力を入れさせていただいているわけございまして、これを町の特徴としてこれからも取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。質問いただきました中で幼稚園の関係がございました。幼稚園のことも以前4、5年前でございましたけれどもどう計画していくのかということも教育委員会の中で検討する機会がございました。しかしなかなかこれを実行に移していく事が出来なかったわけでございます。この事も含めて教育民政委員会でも、ご検討いただいたらどうかというふうに思いますけれども、実際の内容が保育所でかなり充実した保育教育がなされているというような現状があるわけでありまして町の保育所プラス町営の幼稚園建設というのはなかなか厳しさがあるのではないかと考えております。民間の方で取り組んでいただく事は望ましいと思っておりますけれども、公立ではなかなか財政的にも厳しいのではないかとこんなふうに思っております。

議長(小林一則君)9番 小林豊君

9番(小林豊君) まず保育料の第3子以降無料化のことですがこれ町長、思いきってやってくださいよ。3人目のお子さん生まれた方なんかは3人保育所へ行かせるのは大変だという声をすごくよく聞くのです。なんとか新年度予算にのせられるよう検討してみてください。あと学童保育につきましては有田小学校へ早急にということなのですが、具体的に来年度あたり建設出来るのでしょうか。それと幼稚園は公立では難しいという話でしたが先程も言いましたように今4歳義務教育化というような事も叫ばれている中で田丸保育所の現状を見た時に併設したら保育所コスト的にも安くなるのでは。建設費はかかりますけれど。前段の議員からも田丸保育所については二分化なりそういう話もありましたけれどもこれも来年から検討ということなのですが、具体的にどれぐらい検討期間を持つのか、今の現段階のお気持ちでよろしい

ので答弁頂きたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保育料第3子の無料化につきましてもこれも年明けて新年度予算編成ということになってまいりますから、その時期には検討させて頂きたいというふうに思っておりますし、児童館を今の考え方といたしましては来年度には有田の地域に建設したいと思っております。来年度建設にしたいというふうに思っております。しかしこれはいろんな補助の部分を充分見極めないといけないという事でありまして、見通しが立てば来年度にやりたいとこんなふうに思っております。この幼稚園の関係も併せて新年度予算の中でも一度担当レベルで検討してみたいと思っております。それと併せて20年度の中からプロジェクトなり議会の皆さん方にご協議いただく中でも検討いただこうと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 7番 小林豊君

7番(小林豊君) だいぶ先程の議員さんより前向きなご回答頂きましたので誠に有り難く思います。やはり脅しではなくてきちっと質問すればそれなりの答えが返ってくるのかなと感じました。

それでは次の2点目の質問に移らせて頂きます。次に今後の玉城町のあり方についてお伺い致します。平成の大合併もようやく一段落した中で我が町玉城町は単独の道を選択しました。今後、国の動向も気になるところですが、町長として合併についてどのようなお考えでおられるのかお伺いしたいと思います。単独が決まったのは町長就任前で助役時代でした。就任後正式な場で合併の事についてなんら触れられていないように思います。そうした観点からこの際あえて町長のお考えをお聞き致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) このことは町長就任の施政方針でも少し触れさせていただいているわけですが、今考えておりますのが任期中は合併の考え方はないというふうに申し上げたいと思っております。町としての今、他の自治体との合併が重要課題ではないというふうに考えているわけですが、経過はもう長く申さなくても小林議員充分ご承知でございますけれども、大変な2年半に亘っての合併協議の苦労があったわけでございます。しかし全国的な状況を眺めてみますと、平成の大合併で合併した自治体の中でも大変な厳しさがあるというふうな状況をつぶさに見ておりますし、直接県内外の首長とのお話も賜っている状況をお聞きいたしますと、特に国の財政改革というふうな事の主旨で平成の合併が行われた。そして当初約束の旧自治体での10年間の交付税の約束があったにも関わらず三位一体改革というふうな事の影響の中でこれが守られなかった。こういう実態が先の全国町長会議

でも広島県の大田町長が発言され意見発表があったわけでもございまして、大変な厳しさが今地方の自治体には起こっている状況でございます。そんな考え方も持ちましてやはりより自主自立の、足腰の強い玉城町を作っていかなければいけないというふうに思っているわけでありまして。開会冒頭にもお話し申し上げまして大変良い状況、勢いのある町であるというお話をさせていただきましても、さらに将来を考えますと大変な厳しさがあるということも覚悟しながらより財政改革と言いますか経費の見直しを進め、或は又町の活力を付ける為の、産業政策にも力を入れていかなければいけないというふうに思っております。そんなことで合併についてそういう意識を持っていないという事をお答えさせていただきます。

議長(小林豊君) 7番 小林豊君

7番(小林豊君) 力強いお言葉を頂きました。私もとことん単独で行くべきだと考える一人です。同じ意見で安心しました。しかしながら単独に行くには不交付団体になる位の気構えを持って、取り組んでいかなければならないと思います。行政改革は勿論のこと企業誘致も進めていかなければならないと思います。また人口増を図る施策ももっともって考えていかなければならないと思います。企業誘致にはある程度の先行投資も必要だと考えます。そこでちょっとお尋ねしますが、玉城インターチェンジから度会町に進むサニーロードにはまだ上水道が完備されていません。聞くところによりますと高低差の問題等ありなかなか簡単には整備出来ないとのことですが、この路線に限らず最低限、主要路線の上水道の整備は企業誘致また住宅開発等も考えますと必要ではないかと思いますが町長どのようにお考えでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 企業が立地していただく為の町としてのインフラ整備というのは整えていかなければいけないと思っております。ただ町として先行的に用地を確保とかいうふうなことは厳しいと思っておりますけれども、そうした候補地の部分につきましては、ある程度の先行投資をして誘致を進めていくという考え方を持っていかなければいけないのではないかと、こんなふうに思っています。

議長(小林一則君) 7番 小林豊君

7番(小林豊君) 是非とも取り組んで頂きたいと思っております。

それでは最後に菊狭間環境施設組合の存続についてお尋ね致します。一昨年の12月定例会においても伺ったところですが、その後明和町との協議経過等なんら我々議会側に報告はしてもらっておりません。明和町との協議は本当にしたのでしょうか。合併に伴い旧小俣町が脱退してから負担金は上がっていく一方で今年度は過去最高の6千200万を超える負担金となってきました

した。玉城町単独で収集業務を実施した場合との経費の比較、積算根拠も含み示していただきたいと思います。また民間委託した場合も同様にお聞かせ願いたいと思います。その上で町長として存続していくかどうかのお考えをお伺い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 菊狭間環境施設組合につきましてのお尋ねでございます。これをご承知のように明和町も昨年町長が交代されまして、明和町が菊狭間の管理者になっているというのはご承知の通りでございます。その時にもお越しいただいてお話を聞かせて頂きましたが、当分続けたいというご意向を持っておられました。小林議員からも過去に検討するような要請のご質問をいただいていたわけですが、19年度の玉城町負担分といたしましては6千200万の負担金を持っているということでございます。状況は20年21年22年と将来にわたっては若干この負担を減少させていくという状況でございます。単独で行った場合の費用がどの位かかるのかという事も試算させましてしておりますが、今単独ですと約8千万の費用がかかるのではないかと試算が出来ているわけでございます。具体的には職員の人件費或はパッカー車両、或はトラック等の費用がかかるという事でございまして現段階では一部事務組合をもって2町で運営する方が安く運営が出来るという状況でございます。2町での運営ということのメリットもあるわけでございますので、当面明和町の管理者としての考え方も協議しながら今後どういうふうな格好で進めていくのが良いのか、出来るだけ今の時代でありますから、経費節減に努めていただくように申し入れをしてまいりたいと思っております。

議長(小林一則君) 7番 小林豊君

7番(小林豊君) 来年度以降は経費が下がるという事ですけどガソリンも高騰している中でとてもそんなふうには考えられないですよ。単独だと8千万かかるという積算根拠はどこにあるのですか。私は絶対単独の方が安くあがると思います。今の台車見てください。3人乗車です。私の知り合いで収集業務している方に聞いたらその方は民間ですけど3人乗車なんかとんでもない話だと。二人でもいけないと。何でと聞いたところ「2人3人がパッカー車へ放り込むから事故があるのだ。一人乗車で一人が放り込んだら巻き込むなんて事故はない」と言っておりました。こんな8千万とうい数字は絶対3人乗車での積算と違いますか。そんな馬鹿な積算と違ってもうちょっと考えてみてください。もう一度積算根拠を示してください。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) この8千万の根拠ですけど3トンのパッカー車

4台で今の現行の状況をそのまま玉城町へ持ってきた積算でございます。以上です。

議長(小林一則君) 7番 小林豊君

7番(小林豊君) それなら何も単独でした場合の積算にならないと思います。これ以上言いませんがもうちょっと真剣に考えてみて下さい。6千万以上になってきたのですよ。他の議員さんの方々に聞いてもらっても単独でした方がもっとより細かいサービスが出来るし経費も安くあがる様に思うのですけれどね。早急に再度検討して下さい。以上をもって質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 以上で7番 小林豊君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩致します。

(午前 11時22分 休憩)

(午前 11時35分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。次に6番 東谷富雄君の質問を許します。

6番 東谷富雄君

6番(東谷富雄君) 只今、議長のお許しを頂きましたので通告致しております住民の方から多く聞いております2点についてお伺い致します。始めに敬老年金について、2番目に前段の議員さんの質問にもありました福祉バスについてです。

始めの敬老年金についてちょっと訂正をお願いします。上から7行目の『また、老齢年金という』と書かせていただいておりますが敬老年金に訂正をお願いしたいと思います。本年度も敬老の日の前に75歳以上の方に支給されました。その内容はここ3年程経ったと思われませんが非課税の方には4千円と弘法温泉入浴券2枚、また課税者の方には温泉券2枚が配布されましたが課税納付されている高齢者にも税の還元、労をねぎらうという意味も含め公平原則の上からも平等に支給されるべきではないか。ここでお答えをお願いします。敬老年金の名称をどのような位置付けをされているのか。一つ19年度75歳以上の方は何名だったのか。支給された方は何名だったのか。支給されなかった方は何名か。そして総支給額はいくらになりましたか。全員に支給した場合総金額はいくらになりますか。そして支給対象者の公共料金の滞納の有無をお聞かせ願いたいと思います。20年度も実施されると思いますが実施に向けての考えをお尋ね致します。思っている素案でございますが敬老年金の名称を敬老祝い金にとか、そしてまた今後高齢化が進む中75歳以上ですと節目で77歳は喜寿そして88歳は米寿そして100歳になりますと

白寿を迎えられます。その方にお祝いとしてされてはいかがでしょう。今後の課題として強く要望しご検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 6番 東谷富雄君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 東谷議員からご質問頂きました敬老の日前後に支給させていただいております、敬老年金の考え方につきましてお答え申し上げます。以前から議会でもこのことにつきましてはご質問いただいて4千円という額のことやら、或は課税非課税の取り扱いのことやら、いろんなご意見を賜っているというふうなことは承知しております。まず具体的なご質問の部分につきましてお答え申し上げますと75歳以上の人口の方が1,546人お見えてございます。そして非課税の方が1,145人、支給させていただいたのが1,145名でございます。そして温泉券のみを配布させていただいておりますのが401人という事でございます。支給の総額が458万円。全員に支給した場合どれだけの数字かという事でございますが618万4千円という事でございます。さらに支給の対象となる方々の滞納の調査というのはしているのか、していないのかということでございますがこれにつきましては調査しておりません。従って20年度実施に向けてどうしていくのかというお尋ねでございますけれども、この事もどうするのが良いのか議員の皆さん方と相談させていただいて進めさせていただくのが一番良いと思っております。提案のございました例えば節目の時に支給していくというふうな事も一つでありましょういろいろなご意見をいただきたいと思っております。20年度もやはりこれはさせていただきたいと思っております。名称も敬老年金というふうな形ではなくて、出来れば敬老をお祝いするという敬老祝い金というふうな形の名称変更もどうかと私は思っております。いろいろご意見を賜って相談申し上げて進めたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 6番 東谷富雄君

6番(東谷富雄君) ありがとうございます。敬老年金という言葉は3年程ずっと聞かされている中、やはり年金ということは毎年一定額の金額を支払うという意味でございまして、変えていただくなれば敬老お祝い金にされてはどうかということで町長の答弁も頂きました。75歳以上の方は1,546人ございますが人口の約1割に該当するわけでございます。課税者の方は401人、かなりの人が見えるという感じがいたしております。そして支給額が1,546×4千円で458万円になりますか。全員に支給された時は618万4千円。160万4千円という差が出てまいりますが大事な町のお金でございます。この差額でしたら同じ支給されるなら全員の方に喜んでもらえれば幸いかと

思っております。今後皆様のご意見も聞きながら方法は考えるということでもいただきましたが、これを強く来年度予算もありますけれどもお願いしたいと思っております。

2番目に福祉バスの利用状況についてですが、現在マイクロバスを4台所有している。1台は中型の運転手さん含めて41人仕様。そしてあと3台合計4台あるわけです。この41人乗りには教育委員会を始め社会福祉協議会、福祉課また各課、そしてまた議員我々も視察等に大変お世話になっているところであります。感謝を致しております。残る29人仕様の3台で現在4地区と小俣の図書館への運行がなされておりますが、利用が過小であると思っております。18年度の実績についてお伺い致します。平成18年度の実績について延べ日数はどれくらいだったのか。そして延べ利用者数、曜日とか時間帯とかコースとか多少変わってまいりますがお聞かせ願いたいと思っております。日平均乗車数と日最大、そして日最少利用、どれくらいの方が乗っておられるのか。そして1台当たりの日平均もお聞かせ願いたいと思っております。そして運行にかかった費用は人件費、油代、車検等々も含まれるかと思っておりますが、総額でいくらぐらいになったかこれもお聞かせ願いたいと思っております。やはり福祉バスはこれからますます高齢化が進む中利用者の多少に関わらずより一層必要でないかと思うところがございます。数ヶ月異常な原油価格の高騰により燃料費のかなりの増、そして安全と経費節減に今後の車両の更新月にはいろいろデータを取っていただいて29人乗りの書き換えがきましたら7、8人乗りのワンボックスカーで運行されてはどうかと思っております。バスでは乗り降りは楽かも分かりませんが7、8人乗りの乗用車タイプとなると乗り降りに不便が感じられると思っておりますが、今後なされるか以上についてお尋ね致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 福祉バスの利用状況につきましてご質問を賜りました。前段の山口議員からも福祉バスについては質問いただいたわけですが、具体的な項目についてご質問いただいておりますのでお答え申し上げますと、利用者は全体に増加の傾向にあります。過去の3年程のデータを見ましても増加の傾向にあります。運行する日数延べで何日かというお尋ねは、年間310日。それから利用者数が延べ2万4千348名。日平均いたしますと79名。利用者の1台当たりの利用者数は4.2人です。1日最大の利用者数、一番多い時の利用者数は何人かというお尋ねは173人、一番少ない利用者の時が日10人でございます。そしてバスの運行にかかる費用が780万かかっているということでございます。現在バスはよく議員の皆さん方でも利用いただいている41人乗りのバスが1台あります。そして29人乗りが3

台そして8人乗りが1台合計5台のバスを所有しております。ご提言いただきましたように石油が高騰しておりますから、経費の節減というのは当然必要なことをございましてご提言のように更新の時期には8人乗りのワンボックスも考えていかなければいけないと思っております。そういったことでお答えとさせていただきます。

議長(小林一則君) 6番 東谷富雄君

6番(東谷富雄君) ありがとうございます。延べ運行日数310日は年間通じて運行していない時もあるのでしょうか。やはり50日位は完全にストップと考えてよろしいのでしょうか。日4.2人とお答え頂きましたが私も時々それ違うのですがかなりバスに2、3人、多くて7、8人の時を多くみかけます。時間帯もいろいろあるわけですが少し統計を取っていただいてワンボックスカーを購入されるならその方面へ運行されてはいかがかと思えます。そして田丸地内にもバスが通れない所があるわけですがその時は迂回しているのが現状かと思えますけれどもすぐに行けるように7、8人乗りで行ける所は行っていただいて経費削減もなろうかと思えます。この1年間通して310日というのは約50日運休しているのでしょうか。その点お願いします。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) これはアスピアが休みの時に毎週水曜日休みをしているという事と年末年始には休業しているという事でこういう日数になるわけです。そして前段の山口議員の質問にもございましたけれども出来るだけ利用を高めなければならぬというふうに思っておりますので、いろんな希望も聞きながら、たえず運行コースも見直していきたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 6番 東谷富雄君

6番(東谷富雄君) 分かりました。2点程お伺いしましたがこれを来年度の予算的な事もあるかと思えます。強く要望いたしまして早くなりましたがこれで質問を終わらせて頂きます。ありがとうございます。

議長(小林一則君) 以上で6番東谷富雄君の質問は終わりました。

これより昼食の為、午後1時まで休憩致します。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(小林一則君) 再会いたします。午前中に続きまして一般質問を行います。13番 前川隆夫君の質問を許します。13番 前川隆夫君

13番(前川隆夫君) 質問の機会をあたえて頂きましたので一般質問通告

書に従いまして一般質問を行います。質問項目は1点で有田地区西部の開発と環境保全についてです。まず町の地域開発とこれに関係する自然環境保全と公害の防止の立場から町の考えを伺いたいと存じます。町長もご存知の通り有田地区西部の開発については地域住民からも強い要望があります。町長も前向きの姿勢であると聞き及んでいるところでございます。その立場で政策の実現にご努力されているものと認識いたしております。私もこの有田西部の開発につきましましては強い関心を持つ者でサニーロードに面し交通の便の良さと、資源に恵まれた立地条件を生かした開発がされるものと考えますが町長はどのような開発構想をお持ちなのか、まずもってお聞かせ願いたいと存じます。次にお聞かせ願いたいのは、この地域に様々な所からの企業進出や開発計画の話があろうと思いますが、町として把握されているのかどうかも伺っておきたいと存じます。そこで有田地区西部の坂本地内へ犬猫の墓地建設計画がある業者から出され、町としてもその計画を受け止め坂本区の方へ説明されたと伺っております。その後この計画は頓挫した様子でなんの動きもないようでございます。町からも坂本区の方へ経過の報告もないまま今日に至っていると聞いております。今度は同じ場所にチップ工場を建設する計画が出されている様子で業者は町へ説明してあるとのことでございます。町としてこの計画を承知しているのかお伺いしたいと存じます。この建設の具体的な内容につきましては、町の説明を待たなければなりません。地元坂本区への説明では、間伐材や枯れ草の処理とのことであると聞き及んでいるところでそれならば心配のないところですが、私が心配するのは建設廃材処理つまり産業廃棄物のリサイクル処理にならないのかという心配でございます。そうなれば自然環境への負荷、住民生活の悪影響を危惧するもので町としても心して対応していただかなければなりません。私が心配するようなことであるならば廃材のチップ工場の建設とどうも私の描いている自然を生かした有田西部の開発とは異なる何か異質なものと思えて仕方ありません。町の考えている開発構想とも照らし合わせて矛盾しないのかお聞かせ願いたい。さらにこうした計画を承知していますならば、私は積極的に情報を開示していくべきではないかと思えます。このことにつきましても町の方考え方を伺いたいと存じます。そこで具体的な計画内容が分からないままで話を進めることに躊躇するわけでございますが、もし建築廃材などを含めての廃材チップ工場の設置ということになりますと次のことが心配されるのではないかと考えます。まず心配されますのは粉塵と煤煙の問題であります。工場への廃材搬入段階、廃材の置き場、チップ処理保管さらにチップ製品の搬出等どの課程を取って見ても粉塵の飛散が心配されます。さらに心配されますのはアスベストの問題であります。持ち込まれる廃材の中からアスベストを完全に除

去排除出来るのか大いに危惧されるところでございます。焼却の課程があるか定かには分かりませんが、伊勢市にある同種の工場からは相当量の煙が出されており煙害につきましても農作物への被害も含め心配ごとの一つとしなければなりません。汚水排水の問題もでございます。きれいに洗って廃材が持ち込まれるわけがありませんから当然工場での洗浄か、あるいは置き場での雨水による自然洗浄か分かりませんが、いずれにしても汚水の発生は必至でその排水処理に関心を持たざるを得ません。騒音の問題もでございます。チップ化する課程で生じる騒音はどんなものになるのか、決して小さなものではないと想定されます。廃材の搬入、製品の排出と交通量の増加も必至でそれによる地域住民の交通の安全、騒音、空気汚染などが危惧されます。以上申し上げましたように自然環境の負荷に止まらず町民の生活と健康に影響を与えかねません。今私は軽々しく反対の立場で申し上げているのではございません。もし先程申し上げた建築廃材等のリサイクル処理施設であるならば先程来申し上げている心配ごとにつきまして、きちっと歯止めをかける対応を町としてとっていくべきだと考えるものでございます。そこで町の見解というものをひとつ伺っておきたいと存じます。このチップ工場建設の計画は産業廃棄物処理施設に当たるかどうかについてお尋ねいたしたいと存じます。産業廃棄物処理施設になると県の条例に基づいて許可が必要となるわけですが、もうこうした公的な手続きというものは、済んでいるのかについてもお伺いしたいと存じます。これに関連しますが三重県の場合廃棄物処理施設建設の際、要綱などをもって周辺の住民の同意を求めているのか、その点についても併せてお教え願いたいと存じます。そこでこうした産業廃棄物の処理の問題につきましては県の対応の問題であって、町の出る幕はないとおっしゃるかもしれません。確かに難しい問題が多くあることは充分に承知しているところでございますが町民とりわけ周辺の地域住民にとりましては大変な問題でございます。町としてもいろいろな支援を出していただき、積極的な対応を是非ともお願い申し上げ私の質問とさせていただきます。

議長(小林一則君) 13番 前川隆夫君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 前川議員から有田地区西部の開発と環境保全ということで、それぞれの項目にわたりまして具体的な質問を頂いておりますのでそれぞれについてお答え申し上げます。今この地域での廃材チップ工場建設について承知しているのかどうかということでございますが一度こういう計画をしたいのだということは聞いておりますけれども、具体的な内容は伺っておりません。当然地元に関心のあるようなことであるといけないわけですから心配のないようにしていただかなければならないと思うわけですし、地元の

皆さん方のご理解をいただいて、進められるものだというふうなことで業者に対しては、そういう動きがあれば指導していくというのが町の立場でございます。特にまず始めにそれぞれのご質問いただいておりますけれども有田地区西部の開発構想ということについてのお尋ねでございます。15、6年程前でございます。有田西部約30ヘクタールから40ヘクタールに及びまして、工業団地を造成して活性化に繋げたいという計画をもって進めてまいりましたが、相手方と言いますか業者の方から断念というふうなことになったそんな経緯もあるわけでございます。サニードロップあるいはまたインターチェンジが完成してというようなことで、町としても全体を眺めてあの地域に優良企業が立地していただくというようなことは、非常に将来のためになるのではないかと考えているわけでございますけれども、今現在そういう構想は無いわけでありましてやはり地元のご理解をいただくような、特に環境を阻害することのない優良企業があれば、これは望ましいなというふうに考えております。従って2番のこの地域への企業進出の動きにつきましては全く把握しておりません。3番の犬猫墓地の建設計画の経過と現状についてというようなことでございます。以前この計画がございまして全くこの事については中止をしたというふう聞いております。ここについての開発が必要なのかどうか、或は他の事も併せて区からの要請がありましてその事を進めるかどうかという立場ではなくて、そこにそうしたものが設置する場合の開発についての説明に担当が伺ったという事は経緯としてありました。それからチップ化工場の建設計画の承知はどうかということでありましてけれども、冒頭申し上げましたように具体的なものを承知はしていないという事でございます。それから5番の町の有田地区西部開発構想との整合性でございますが、これは前段申し上げておりますように、今のところ有田地区西部での構想は今後検討したいというふうな事でございます。従いましてやはり地域周辺住民の皆さんや、自治区あるいは関連する農地が介在しておりますから、そういうところの当然環境面での配慮というのはどういうものが出てくるにしましても、留意をしてもらわなければ町として困るという考え方は持っているわけでありまして、次に廃材プラスチック化工場で予想される自然環境と住民生活への環境配慮という事でございます。この事につきましてもやはり計画がどのようなものであるか分かりません。仮に産業廃棄物という事になれば利害が関係する方々との意見調整、或は同意というものが当然県の指導あるいは法的なルールに基づいて必要になってまいりますのでその事を町としても要請してまいります。7番についても今申し上げました通りでございます。この施設が産廃の施設になるのか県の条例との関係、地域同意が必要なのではないかというお尋ねもあるわけでございますけれども、前段の質問

と関連をいたしまして、今具体的にその施設が産廃の施設なのかという事。具体的な計画を伺っておらないわけですが、やはり地元産廃というふうな事になれば地元の関係者の同意を要するわけでありまして、十分な地域の皆さん方との協議が必要だという事には違いがないわけでありまして、町といたしましてもその事をまずは自治区に対して協議して頂かなければならないと、指導を申し上げたいという考え方を持っているわけでございます。あくまでも地元の説明、理解を充分求めてもらわなければいけないという事で、慎重な対応要請をそういう段階になればしていかねばならないと思っております。以上でございます。

議長(小林一則君) 13番 前川隆夫君

13番(前川隆夫君) ちょっと確認しておきたいのですが、業者の方は地元の説明した時には、町の方には説明してあるという話を地元の皆さんには伝えたと聞いているのですが、町の方は業者の方からは一切聞いていないのか。そこら辺を確認したいのですが。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 業者の方からこういうふうな計画をやりたいという内容までは無かったのですがそういうお話は聞いた機会がございます。しかしそれならばどういうふうな形でどんなものかという具体的な内容、或はそれは当然の事ながら事前協議、あるいは町を経由しての県の協議というものが必要になってまいりますから、そういうものまで至った形のものはありません。

議長(小林一則君) 13番 前川隆夫君

13番(前川隆夫君) 分かりました。色々ご答弁頂きました。ありがとうございました。いろいろと難しい問題があるかと思いますが町長も所信の中で環境問題については積極的な姿勢を示されております。どうぞ地域住民と十分な話し合いの上、具体的な実現をいただく事をお願い申し上げ私の質問と致します。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 以上で13番 前川隆夫君の質問は終わりました。

次に10番 奥川直人君の質問を許します。10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 議長のお許しを得まして通告書に基づきまして質問させていただきます。今回初めて議場で質問させていただきます奥川でございます。どうぞ一つよろしくお願い致します。今回質問させていただく項目につきましては5項目ございまして玉城町の状況について、2番目が役場組織間の連携について、3番目債の返済計画について、4番目玉城中学校給食のアウトソーシングの実施について、5番目食の安全についての5項目で質問させていただきます。

まず質問1の玉城町の状況についてお聞きいたします。町長はよくご挨拶

の時に「玉城町は順調に来ております」という形でお話される機会が多いのですが一般の住民から見ますと玉城町は大きな問題もなく順調に来ているのかなという感覚で、受け止められている部分があるかというふうに思っております。行政という立場でどのような判断で順調とおっしゃるのか要点を絞って語答弁頂きたいと思えます。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 新人の奥川直人議員からたくさんの質問を頂きました。

先ずこの場では一番目の玉城町の状況についてのご質問に対してお答え申し上げます。まず玉城町が順調に来ているという事。その通りいろんな機会でも町内の会合で説明申し上げている私の発言でございます。私自身も特にこの事を強調したいということで、あえて発言している部分もあるわけでありまして。今全国で大変地方が衰退しているという状況が見受けられている。大変な厳しい状況、特に今年から出てきました新しい言葉で限界集落という言葉があるのです。これは昨年丁度、京都で私が会議でお会いしました京都府綾部市の四方という市長さんが提唱されてつい11月末に全国の呼びかけで、かなりの限界集落を所有する首長が集まったという事が大きく新聞にも載っております。つまり集落の中に65歳以上の方の占める割合が50%以上。それが全国で約8千近くあるのです。それが将来10年位の間に消滅してしまうのではないかという危険がある。つまり昔からの伝統的な冠婚葬祭、伝統行事がもう出来なくなっている。近くのお話を申し上げますと、隣の町や村では町の重要施策が鳥獣害対策だという深刻なお話がございます。その事も国で来年度以降鳥獣害対策に交付税措置を講じていこうという考え方が示されてきているようなところでございます。まさに人口減少、そして土地が荒廃していく。そして重点施策が鳥獣害対策という自治体が非常にたくさんあるという中で、具体的な数字の根拠をもって玉城町は順調だと申し上げているわけでありまして、他の自治体との比較において表現しているわけでございます。そしてまた大変厳しい時代でありますから中瀬町政に引き続いて玉城町の情報をつぶさに住民の皆さんに公開して、そして知っていただく中で共に玉城町の課題を共有して頂きながら、厳しい町財政を乗り切っていかなければならないという考え方を、持っているわけでございます。特に過大に表現しているつもりはございません。県或は国内外から具体的な統計数値も出ておりまして、本年出されました県の政策部が三重県29市町のランキングでは既に県内の市町の姿の中でかなりの項目で三重県の中での上位にランキングしております。そしてまたつい先月発表致しました開会冒頭にも申し上げましたけれども財務省の東海4県の179市町の

中では三重県南部の中で唯一玉城町が平均以上にランキングしているという
ような事。要点を絞ってという事でありますからそれぐらいにしたいのです
がそして法人税収入の増、あるいは松下電工あるいは京セラミタの拡張の動
き、或はアグリの年間利用者が24万人を超えてきた。そしてこれが回りの
自治体の様子やいろんな所を見てもスタートの時点ではかなりやっ
ているが、長続きしていないという実態がありますけれどもこれが順調に伸び
てきている。これは素晴らしい事だということであります。いろいろありま
すけれども、しかしこれで気を緩めてはいけませんのでありまして、いろんな
将来の厳しさを覚悟しながら特に国の分権改革の動きが出てきておりますか
らより一層このことを覚悟して自主自立の町づくりを進めていく必要があ
ろうと考えております。何卒よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。
議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 先程町長が申されましたように私も一住民として玉城
町に住んでいる中で、そういったことは他の市町と比較すると理解出来る
ところであります。しかし今年の7月に『広報たまき』で財政状況というのが
財政力指数とか経常収支率、実質、公債比率、給与水準の適性度、経営管理
の適性度という形の指数で出されておりました。一般的には何%とパーセン
テージで出てきます。なかなか町長順調だと良いながら中身は厳しいのだと
いうお話で非常にややこしい話もあるわけですので、その財政の厳しさとい
う部分が、なかなかそういう指数では分からない部分があるのではないかと
いうふうに感じます。一般家庭での感覚で言いますように違った指標で例え
ば収入支出。収入がいくらあります、支出がこれだけあります。そして利息
がこれだけあります。基金がこれだけあってなどという形で絶対額で比較す
るという方法もその理解をしてもらいやすいのではないかと。数字を見てい
て一般の方というのはそういう方が分かりやすいのではないかと。歳入も年々増
えてきているとかそういった指標の表現は出来ないものではないかと。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 奥川議員おっしゃる通りであります。この財政の状況を
行政用語で表現したり非常に一般の住民の方には分かりにくい部分が非常に
多い。分かりにくい形です。のなら地元の協働とか行政参加というのはなか
なかとてもではないが難しいと思えますから、これからの時代大事なことは
出来るだけ住民の皆さん方に分かりやすく説明するという事。これは基本的
な事だと思っております。いろんな取り組みの中で町の広報とかあるいはケ
ーブルテレビでも流している。担当は例えば町の財政の状況を知っとく納得
とかいう形で流していたりするので。しかしこれだけではいけないと思っ
ていまして、直接もう少しかみ砕いて家計に置き換えて玉城町の財政がどう

なのかという事も自治区へおじゃまさせていただいて、いろんなご意見も聞きながら知っていただくという取り組みを続けていきたい。こんなふうに考えております。基本はいろんな町の様子を分かりやすく住民の皆さんに知っていただく為の常に努力をしてまいりたいと思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 是非そういう行動をして頂きたいというふうに思います。常日頃玉城町は、安心安全の町づくりという形でおっしゃっておられるわけですので。安心というのは5年10年先そういった推移。確かに非常に難しいとは思いますが、しかしながらそういった目標を立てながら住民の理解を頂く。そしてその5年先が見通せることによって住民の皆さんは「なるほど。こういう形でいくのなら安心ではないか」というのも安心に含まれると私は思っていますし、では玉城町へ住もうかといったこともその話の中でそういった行動が生まれてくるのではないかと思いますので、我々議員としてはいただいておりますけれど、抽象的な財政の方向付けとかいう事も出来れば大胆な形で、出していただくのも良いのではないかとこのように思います。それと先程お話ありましたように、財政非常に厳しいという事は我々も分かっていますし、交付税も減っているという事でその中で行政の苦労や努力というのは推移を見ることによって、行政の人頑張ってもらっているのだなという事もありますし、そういった中から先程町長おっしゃられたように住民の立場で理解と協働と協力が生まれてくるというふうに思います。行政と住民との共通の目標によって、より一層の活力有る玉城町にして頂きたいと考えますので、先程申し上げましたことにつきまして住民の為に分かりやすく、住民と接する機会を多くもってもらって、ご理解いただけることをお願い致したいと思っております。以上です。1項目の質問につきましてはこれで終わりたいと思っております。

続きまして2項目の役場の組織間の連携という事でちょっと質問させて頂きます。一例を申し上げますと私本年度区長をさせて頂いておりまして月1回老人福寿学級が開催されておりまして教育委員会としましてもその福寿学級へ、多くの方が参加していただくという事が当然目標だと思っております。開催の目的を達する為にも高齢者の方が安全に安心にお越しいただくサービスが絶対的に必要だというふうに考えます。昨年9月のことだと思っておりますが外城田地区で臨時バスを出していただきました。終わる時間が3時過ぎ、そうすると1時間位待っていないといけないし早く終わると2時半位で中途半端だということで教育委員会と生活福祉課にお願いしました。下外城田は良いタイミングのバスがあるのですが外城田地区はなかったので、今日前議員さんの中でバスが4台5台あるし空いている。出来れば臨時バス出してもらえ

ないかという形で外城田地区に方にそういうバスを走らせて頂きました。そこで町の運営とか事業推進とかイベントの開催につきまして各組織が出来れば課長さん方の課長会議とでも申しませうか、そういった企画運営がなされているのか。先程申しましたように教育委員会では福寿学級で人を集めなければと言いつながらバスは生活福祉が管理しているという事で非常に一緒になった企画になっていないと感じさせて頂きましたので、そういった連携を、現状どのような形でされているのかというようなことにつきましてご質問させて頂きたいと思つます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 連携と言いますか当然のことながらどの組織においてもありますけれども、組織間の連携というのは大変重要なことでもあります。日常の仕事の中でも今いろんな行政の仕事がコンピューター化されておりまして、お互いに意志の疎通が欠けているというふうな事もあるわけでありませうけれどもそんなことにならないよう普段のコミュニケーションというのは非常に大事だというふうに思つていますが、それぞれに抱えている行政課題に町を挙げてどうしていくのかというふうな事、町の総合的な力を発揮して取り組まなければならないという事もありますし、絶えずそれぞれの課の中での会議、或は全体の町政会議、情報交換というものを開催の機会を設けておりまして進めているわけでありませうけれども、もう一つはそれぞれの所管する課の仕事というのは町職員あくまでも公僕と言いますか、全体の奉仕者としての憲法に定められた働き方というのは当然でありますから、一つにはいろんな事業やイベントはほとんどがあくまでも住民の方が主体。住民の方がまずは参加していただいてスタートの段階からいろんな論議をいただいて積み上げて頂く。そして盛り上げて頂く。その一番の事務的なお手伝いを一生懸命やる。これは役場のそれぞれの担当の努めであると思つている。要は世話係とこういう事でありませう。そういった形のスタンスでそれぞれの課でいろんな事業の展開をしております。今お話にありませうな講座からあるいはお祭りから、いろんな住民の皆さん方向けの活動をしているわけでありませう。当然役場の中での協力態勢というのは大変必要な事だというふうに思つておりまして、要は町民の皆さん方が主体で活動していただくような形の事をお世話させて頂くという事が、非常に大事だと思つております。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 町長がおっしゃっておられる事はよく分かりますけれども、いろんな組織長の方々も過去いろんな職場を経験されてキャリアもあるというふうに考えるわけで、それはその課に任せておくという事が担当者

の方ならそれで良いと僕は思うのですけれど、運営をしていく管理職の方につきましてはそういった漏れが無い、間違いが無い横の関連も含めて日常の運営会議か何かを定期的に持っていただいて事業全般なり玉城町の行政なりイベントをやった失敗なり成果なり共通認識していただくということは大事ではないか。それが強いては傘下におられます部下の方々、職員の方々にいろんな形で情報を伝えられるし、また良い面も悪い面もそういう中から生まれてくるというふうに思うのでその点はいかがでしょう。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 当然組織として重要な事でございますので絶えず開催いたしました事業や或はイベントについての反省を加えて次に生かしていくというのは大事である。課長会を絶えず開催しておりますからそんな中でそれぞれ意見交換、或は又全体としてどうしていくのかというふうな事の検討会も進めているということでございますし、今後もその事に力を入れていきたいと思っています。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 因みにお聞きしますが課長会というのは定例的に行われているのですか。どのくらいの頻度で行われますか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 約月に1回ずつの割合で開催している。

10番(奥川直人君) 約ですか。定例的に行われているのではないですか。定例的に例えば月1回開催するとか、2週間に1回開催するとか。今約と言われましたが決まっていないということで理解して良いのでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 課長会は月の何曜日ということでは決めておりませんが、それでも月1回程度開催がなされているという事と、さらにまたいろんな課長会以外のそれぞれの課題、例えば滞納整理、或は入札制度の検討、或はまた職員の労働安全、或はまた町の集中改革プランに基づきますところのそれぞれの具体的な取り組みをどうしていくのかという、そういう会議は定期的で開催しているというふうな中でも、その項目以外の事も論議していただくというふうな柔軟な態勢を取っているということであります。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) もう一点だけすみません。ということは全員の課長さんが集まっていたいてそれについてやるということでよろしいでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 勿論全課長そして私始め副町長、或は教育長含めてそしてそれ意外にいろいろ申し上げましたけれども、それぞれの担当職員或は

又一般の職員から、施設の方に従事して頂いている方からも来て頂いてといった形の、いろんな会議をもっているという事でございますから常にコミュニケーションしていくということは大事でありますし、緊急な事がありますとそれで随時要請しているということでございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) ありがとうございます。くどくど申しましたけれども是非横の連携とかいろんな形で知恵を出しながらフォローを仕合うことが非常に大事というふうな形で、衆知集めた行政運営をして頂きますようお願いしたいというふうに思います。

それでは3番目の項に入らせていただきます。質問としましては第1項と似ているのですが、町債の返済計画という事についてお聞きしたいと思います。現在一般会計で返済計画につきましては45億8千万と聞いております。本年の返済額は5億3千600万、内利息が8千900万円という形になっておりまして非常に大変な金額です。行政としまして無借金というのは非常に難しい。事業も出来ないということもございますが具体的な返済目標についてお聞かせ願いたい。本年度9月補正で一部削減されておりますが今後どういった考えなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 町債の返済計画というふうな事ではありますが、やはり財政を健全化していく中で極力町債の残高を減少させていく努力が一番大事だと思っております。特に具体的な町債発行の償還額の範囲、目標数値でございますけれども、平成17年度償還額が4億2千998万6千円、平成18年が4億4千546万8千円、19年が4億6千989万4千円という金額であります。また先般も議会にも全員協議会で説明申し上げましたけれども国の制度改正によりまして高いレートのものが返済出来るということでございますので、今補正予算でもそれを予算に計上させていただいているということでございます。出来るだけ将来に負担を残さない形の財政運営が当然のことです。その努力をしてまいりたいというふうに思っております。ただ町の場合は将来のインフラ整備、環境整備というふうなことで下水道事業を進めておりますから、これの起債というのが増高してきております。これもやはり充分留意をしながら財政運営をしていかなければならないと思っているわけです。努力をしてまいりたいと思っております。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) ちょっと一点分らないのですが今年度はいくらになるのでしょうか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 町債の現在高でございます。45億8千万でございます。今年度の返済額4億6千989万4千円ということでございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 分かりました。基本的に今年度4億を返還していくということで、私の素人考えですが一般会計で45億8千万あるというものを極力削減いただくという努力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして4番目の質問に入りたいと思います。行政改革プランの一環であるのかなという思いでお伺いしましたが、今回教育民政委員会で玉城中学校の給食をアウトソーシング化するというお話がありましたがその考えにつきましてお聞きしたいと思っております。外部委託でやるということでそのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 奥川議員ご質問の中の4項でございます。アウトソーシングの方向と考え方。玉城中学校の給食でございますが先月2日の第1回の教育民政委員会にご説明をさせて頂いておりますように、現時点では検討の途上でございます。中身でございますが給食調理員の方々の定年退職に合わせて、この調理業務について委託は出来ないものか検討しているというところでございます。またこの考え方ということでございますがよくアウトソーシング言われますような給食センター化とか一括的に委託するというものではございませんで、地域或は各学校の持ちます考え方とか特色を充分取り入れた献立ということで、具体的には子供たちが栽培した餅とか野菜もあるでしょう。例えばそういった物を取り入れるとか地元の食材的な物の調達も変わらなく、この事項の調理を続ける方向の中で考えることといたしております。ということになりますと調理の労力と言いますか人材のみを外部委託するというのをいたしているわけでありますが、このことにつきましても調理人材の技術のノウハウというようなものは現在学校栄養職員、或は学校栄養士が献立をし、調理指導を行っているやり方といったものの従来通りの食材の調達方法とそれを考えているわけでございます。少しお話が進みすぎるかも分かりませんがメリットとして考えられる事でございますが、この自校の調理による従来サービスは持続してまいりたいと思っておりますが変化します日々の調理の人員の対応確保といったものが容易であろう。或は季節的なもの、例えば夏冬に長期の休みがありますがそういったものの対応。それと時間帯別に分けますと試験とか遠足とか短縮事業がございます。そういった時に調理員の配置。こういう事を柔軟に対応出来るのではないかと。合わせまして学校行事がありますが、皆さんがお食べいただく行事食にも柔軟に対応させていただけるのがメリットと私は思っているわけでございます。従いま

してそれではどんなふうに進めていくかということになるのですが、新年度の20年4月中学校の給食開始に向けまして議会の皆様にも充分ご相談させて頂きながら、引き続きまして現在やっております事務的な具体的な各項目がたくさんございますが、それを検討させていただいて忙しくなる中でございますが、それをさせていただいて町の方針を基本にして新年度予算を考慮しながら鋭意進めてまいりたいという考え方になっております。今後共ご指導頂きたいと思っております。この学校給食は申し上げるまでもないのですがその根本的なものは学校給食法で定められ、しばられてございます。そういうことで玉城町の学校給食が開始されて以来60年を経過してくると思っておりますがこれまで教育活動の一環として学習指導要領というのがありますが、これに基づいてこの特別活動の中の学級活動で行っているのが学校給食。ご承知の通りです。そういうふうなものを長年にわたって厳格に効果的に安定して行っているといったことを、絶対に守っていかなければならない。当然のことです。そういうふうに思っております。それで因みに学校給食の経費がありますが、この経費につきましても学校給食関係法規によりまして、食材は当然受益者になる保護者が負担いただいておりますが一定額を徴収させて頂いております。施設はご承知のように町の経費予算をいただきながら設置者の負担として一般会計でお世話いただいている。これが学校給食の経費でございますが、そういった事で先にも町長ご答弁されておりますようにこの福祉の料金もそうです。保護者の過度の負担にならないようにそれを基本にと町長おっしゃってみえます。その通りでございますしてこの事につきましても給食も同じでございますが、学校給食の内容の低下を招かないように、経費の削減に繋がる方策について今まで検討がなされてまいっております。その一つとして議員がご指摘いただきますアウトソーシング所謂民間委託を考えることになっております。教育委員会としてこのアウトソーシングに大事なことでございますけれども成長期にある世の中を担う児童生徒を対象でございます。より安全で安心でさらに安定した給食の業務が保証されることは当然でございますので、私共慎重を期しまして協議検討してまいりたいと思っております。どうか何卒ご理解を賜りましてご指導頂きますようお願い申し上げます。以上です。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 自校の調理を持続とおっしゃられましたし保証が当然という形で教育長答弁されたわけですがけれども外部委託なのですか。それとも責任者、職員の方で管理する方がおられてそういった料理をさせるというのかそれはどちらですか。委託と言えば全ておまかせを一般的に委託というふうに我々は考えるのですがどういうお考えでしょうか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 委託と一般的に言われますと完全給食を全て委託するとよく言われるのですが、そういう事でもなくあるいは給食のセンター的な方式でもなく、簡単に言いますとそこで欠けた調理員の人材を外部の人材で当てる。簡単に言うとそういう事になります。その調理員の技術的な事は当然免許を持った方でございますから、調理員に対して学校の栄養教諭あるいは栄養士、技術的な指導管理を行っていくという事になります。ですので従来と変わるのとは何かと言いますと人材が入れ替わる。そういうふうな状況でアウトソーシングを考えております。以上でございます。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 人材は入れ替わるという事ですが退職された後の話ですか。今現在職員の方見えますがそれについてはその方を入れ替えるというお考えですか。前回の教育民生委員会の時もお話させていただきました。玉城町としてそういった方を今まで育てて来られたわけですから、そういった方は有効に最後まで使うという事が当然だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 冒頭にご説明させていただいておりますように今年につきましては調理員の方々が退職されることが発生致してまいります。その補充を委託アウトソーシングでまかなっていくという事でございます。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) それでは教育長がおっしゃった事は、今まで職員の方がお見えになります。退職で抜けていかれる方が見える。それに対して補充をして義務教育である玉城中学校の給食については、やっぱり町が責任を持って守っていくという事でよろしいでしょうか。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 今人事に入ってきますが私が全て答弁申し上げるのもと思っておりますが、今与えられた条件というのはそういうふうな事で新年度退職される方についての入れ替えをアウトソーシングと称しているわけでございます。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) ありがとうございます。11月の新聞に学校給食というテーマで食育を重視という形で出ていました。学校における教科外の特別活動という認識、それと子供の栄養補給という部分に留まらず食材の生産者や生産過程、流通そして食文化を学ぶ場として位置付けていくという事と生

産現場での体験を通じて感謝の念や郷土への愛着といったものを育てていく為にも、是非給食については義務教育の間だけは慎重に進めて頂きたいという形で考えております。よろしく申し上げます。以上です。

それでは最後になりましたが今回赤福の件でいろんな偽装事件とかいうものが出て三重県も含めて伊勢市も含めていろんな課題が発生しておりますが結果、行政の指導という形になりうる可能性もあるし日頃そういった指導が必要ではないかと考えます。町内につきましてはどんな事がされているのかお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 食の安全についてのお尋ねでございます。大変伊勢の地域のイメージの低下になった事件が起こっておりまして残念な事だと思っております。末端の町行政に法的に指導の権限はないわけでございますがご承知のように県、具体的にここでは伊勢の保健所あるいは農林あるいは東海農政局とこういうふうな所の指導が入っているという状況でマスコミでの報道ご承知の通りだと思いますがそういう事でございますが、しかし法に触れる行為でありますから大変残念なことでありますし、これはむしろ行政の指導というよりも製造していただいている方々の責任なり、義務だと思っております。消費者の信頼信用を裏切ることのないよう努力して欲しいというふうに考えているわけでありまして。町が関係しております例えば直接ではありませんけれども、アスピアのアグリとかそういうふうな所へは直接そのことに、きちっと適切な処理が出来ているのかどうかという事のお話を申し上げたりしてきました。町の商工会の方からは特に関係する事業者の方々に県の開催する食品の適正表示セミナーの開催についての呼びかけをして頂いたようでございます。県の取り組みも大変な全国的な問題になりましたから10月22日には食の安全安心危機管理対策本部を県が設置したという事でありましたし、さらにそんな中で特に監視態勢を強化するという事のお話も承ったわけでありまして現在の県の組織のあり方、検査態勢を検証してもう一度組織システム等を再構築していくという動きのようであります。そうしたことで食品の適正表示セミナーが県内4会場に於いて伊勢会場でも11月半ばにあったということでございます。そんなことで特にそうした製造業関係者の業界の皆さん方自らが、信用を落とすことのないように努めて欲しいというふうに思います。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) ありがとうございます。これで5項目の質問を終わらせて頂きます。話の中にありましたけれども玉城町らしさというのはやっぱり住民の信頼と、協働と強調というものが非常に大切だというふうに思っ

ております。私もいろんな立場で一議員としましていろんな課題をまた情報も得ながら、町の行政と共に頑張っていきたいと思っておりますので今後共よろしくをお願いします。以上で終わります。

議長(小林一則君) 以上で10番 奥川直人君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩致します。

(午後 2時 3分 休憩)

(午後 2時15分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。休憩前に続きまして一般質問を続けます。

2番 風口尚君の質問を許します。2番 風口尚君

2番(風口尚君) 只今議長のお許しを頂きましたので通告書に従いましてお尋ねしたいと思っております。3点ございます。1点目が和菓子偽装問題につきまして、2点目が三重県市町対抗駅伝につきまして、それから3点目が子育て支援という事につきましてでございますが、1点目につきまして先程前段の議員から質問がございまして重複しております。町長の答弁もいただいているわけでございますが、今日の新聞に毎年漢字1文字で今年の漢字というものが出ておりましたけれどもこの偽という所謂“いつわり”という字が今年の漢字になったようでございまして、そういう意味でも大変大きな問題だったのかと思っております。それから重大ニュースでも偽装問題というのが第2位に選ばれたという事でございます。これは食品の偽装だけでなく年金問題とかあるいは国民に対する政治の不審と言いますか、そういった事からも来ているようでございますが、先程の町長から町としては所謂指導の権限が無いというふうにお答えがございました。この玉城町にもいくつかの和菓子の業者があるわけでございますけれども、伊勢なんかでも赤福始めといたしましていくつかの不正が発覚して、大変なイメージダウンということになったわけでございますけれども、権限はありませんけれどもやはり玉城町を守るという事で指導と言いますか、そういった事が必要ではないかというふうに思うのですがまずこの1点からお尋ねしたいと思っております。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 風口議員から和菓子の偽装に関しまして町としての指導なりをどうしていくのかという事でありまして。その前にやはり新聞の偽の今年の文字というのは私も目にしましたけれども、まさにその通り今年の世情を表した文字になっているわけでありまして、政治の面でのあるいはまた防衛省での事件というふうな事があって政治に対する信頼が失われている。或

は又、食に関する信頼が失われている。こういう事は大変残念に思います。一時も早く信頼を回復して健全な形に戻して欲しいと思っておりますし、やはりアグリのお話もさせて頂きましたけれどもずっと1つの事業で長続きしているという事は一つには消費者の皆さん方との信用の問題ではないかとかこんなふうに思っております。信用を裏切ることのないように努力をして欲しいというふうなことを、私も特にこの事に当初から参画させていただいておりますのでお願い申し上げたりする機会がありました。町の商工会が中心になって町内の業者の方に対しての県が開催するセミナーの通知をしていたということでもあります。町といたしましてもやはりそういう事が起こりますと町のイメージダウンになるわけでありまして、1業者の方の問題あるいは1個人の方の問題というふうな事になりましても最近大きく玉城町という名前が表示されるということになりますから、そういったことになりましますと玉城町のイメージダウンになるということは当然でありますからこのことに対して町としてもいろんな機会を通して、啓発をしてまいりたいとこんなふうに思っております。以上でございます。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) そんなことでこの件につきましてはこの辺りで、先程もございましたので終わりたいと思います。先程も言われました町のイメージダウンにならないよう是非お願いしたいと思います。

次でございますけれども対抗駅伝という事が先般の新聞に出ておりまして実は先日の教育民生委員会の時に、教育長の方から詳しく詳細を報告いただいたのですけれども、皆さんがいらっしゃる公の場ではなかったものですから再度もう少し詳細をお話していただいでよろしいでしょうか。お願い致します。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) ご質問頂きました2項目でございますが、県と名を打ちまして市町の対抗駅伝の内容でございますが繰り返していきます。名称、期日等もということではありますが名称は三重県市町対抗駅伝という事でございます。この主旨につきましては市町村の合併が進みまして29市町になった。これに伴いまして市町の連携がますます重要であるという事の課題に取り組みます。各市町間の交流を一層やって一体化促進による市町の振興ということでもあります。それで各市町間の交流によりますところの県民のスポーツに対しての意識の高揚を目的というような事で実施されるということに主旨がなっております。名称に『美し国』というのが付きますがそういう駅伝大会という事でございます。期日は来年3月16日、日曜日9時県庁前をスタート致します。そして伊勢市の県営陸上競技場まで10区間を走って頂き

ます。42kmでございます。今玉城町の選手の選択方法ということになります。決められました県の選択方法に従いまして、玉城町の場合小学生の場合6年生を対象に考えております。男女各1名出します。そうしますと2名になります。同時数が補欠になります。合計いたしますと小学校が4名ということになります。中学校は1年から3年を対象にしてしております。男女共に1名で2名になります。補欠も同じ2名。そして4名。小中学校で8名が選手として出ます。ジュニア一般ということで、高校生共でございますが男女各3名になります。ということは6名になります。補欠が同じように6名になるとということになります。合わせて12名の皆さん。玉城町から出ていただく選手の数が合計して8名と12名で20名の選手ということになります。このような選択方法をとります。そうしまして今選考をやっております状況でございますが小学校は募集が済んでおりまして現在1名の方の決定をいただいております。中学校につきましては既に依頼をしておりまして今選考中でございます。一般ジュニアの関係ですが来年の1月中にチラシで配布してその中から選考会をもって、進めさせていただくことになっております。チラシというのは広報の挟み込みでお願い出来ればと考えております。これがその駅伝大会の内容でございます。よろしく申し上げます。

議長(小林一則君)2番 風口尚君

2番(風口尚君) ありがとうございます。小学校から中学校、或はジュニアまた大人まで本当に良い企画をしてもらったなと思っております。最近地域で応援するとか一体となって対抗意識を燃やしてということが大変少なくなってきたような気がします。この駅伝と言うかマラソンと言うか本当に歯をくいしばって頑張ると言うような、そういったところが大変皆さんにも受け入れられるところだと思います。先程の偽装問題の時に赤福と申しましたけれど伊勢は大変イメージダウンしましたけれども、2ヶ月位前でしたか野口みずき選手が活躍なさってちょっとはまた伊勢もイメージアップしたのかなとそういった気がするわけでございますけれども、玉城町は特に地元を走るわけですから皆さん方が応援しやすいような立場にあるわけですから、私はこの駅伝大会がどうこうということで、この事を取り上げたわけではないのですけれども最近地域挙げての応援と言うか、或は子供たちの競争意識というのが非常に低いような。これは大人たちが変わってきたのか先生方変わってきたのか、時代が変わってきたのかよく分かりませんが私達の時代の、昔のことを言ってもいけませんけれども明らかに変わってきたと、私達の時にはやはりヒーローがいました。運動会で本当に張り切る得意な人がいました。或は又絵を描かせたら得意な人、音楽にセンスのある人、いろんな人がいたわけですが皆が皆、理数系に強いわけではないのです。そうい

った子供たちを伸ばしてあげるとというのがもう一つの教育という立場の仕事ではないだろうかと思います。勝つ喜び、負ける悔しさといったことも子供たちには大変必要かと思えます。最近の運動会なんかを見ておりましてもうも順位を付けるのがいけないのかどうか、1位2位という旗もありませんし、あの子確かトップだったのに違う旗の所にいるなと思ったこともあるのですがそうなりますと子供たちにもどうなのでしょう。本当に一生懸命走ってはいるのですが「今年は2位だったから来年は1位になるのだ」「今年は4位だったから来年は3位になるのだ」また私達家族の者も応援をするというふうなことが、ちょっと乏しくなってきたような気がします。町民運動会でもしかりでございまして4つの地域での対抗というものが最近はございません。ああいったものが本当にすごく地域の皆さんが一つになる。別にその時ライバルということで対抗意識を出すだけで終わったら良かったなと称える。またそういったことを後々の子供たちも「あの時お父さんはこうだった」と伝えるといった事が大事なかなと思うのですが、そういったことも最近では乏しい。私だけがそう思うだけではないかと思えますけれども、そういったところの所見をお尋ねしたいと思えます。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 今の問題点的な所も言っていたいただいているわけですが、この学校の中の運動会でございますが競争心が高いと言いますのは集団演技とか親子演技といったものもございませぬ。それぞれの徒競走が仕組まれての演技になっておろうかと思えますが、この学校によりましてこの運動会の位置付けについて少しお話申し上げたいと思うのですが、この学習の場というのがございませぬ。それと共に励まし合う場がございませぬ。親子の触れあう場も運動会で大切な事。そういったことで教育の中で変化をしてきたということでございませぬが、この学校の学習者はやはり子供でございますから、子供の思いとか願いを受け止める事が大事と考えてやっているわけでございます。風口議員もご承知いただいておりますが教育の視点と言われるところでございませぬけれども、この変わってきた中で大きな国の考え方も入ってきているわけでありませぬが一人ひとりを大切にするとはいませぬか、子に応じた教育を進めていくのが現状でございませぬ。そこで運動能力が下位にある児童、今年から特別支援教育が始まりましたが障害のある児童への配慮が大変指摘されております。ただ運動に秀でた子供たちの活躍の場でもありますので各学校はそれに創意工夫を凝らしているわけでございますけれども、日常徒競走で一人ひとりの記録を取っているのを見ていただいていると思うのですが、運動会の当日自分が自己のベストを目指してそれに挑戦していく内容もございませぬし一人ひとりが自分のベストに向けて努力するといっ

た教育の内容も入ってきております。それを更新した時の達成感は皆が同じように出来るように、そんなふうな事を教育の中へ盛り込んでいるということでもあります。このことで記録から出走グループを班別に分けたり或は男女別をしたようなそういうようなものを組み合わせさせてやっております、学年の中では最高のタイムを出した児童は表彰するということもございます。従いまして運動会の目的と言いますとその特定の児童に留まらないで、どの児童についても運動会に参加意欲が育ってそして充実感、達成感が繋がるといったことをねらいにして運動会をしております。各学校その内容を創意工夫しておりますので、それぞれの学校を回って頂きますとよく分かっていただけたらと思います、そんなことで運動会が競争意識をあおるといった着順を決める為にあるのではないということをご理解いただきたいと思ひますし、一人ひとりの能力が子供に目標を持たせまして意欲や計画的に実施しているのが学校行事の分化の中の運動会でございます。特に小学校は発達途上でございますので筋力がそれぞれ1年でぐんと変わっておりますのでその時に保護者の前にさらして、その事を情報公開してしまうという点にも配慮もいたしております。それぞれが3年6年でぐっと変わって子供の状況が変わるのがよく分かっていただけたらと思いますがそういうふうなことでございます。それとでは何故そういうふうなことで、陸上部などやっているのかということになるのですが、この学校教育でなくてスポーツ少年団のような自分が意識を持ってそこに入って競争する。そしてそれに対して今風口議員ご指摘されましたような自分がここにいるというふうな達成感満足感、これはまた任意のスポーツ団体へ自分の意識で親御さんも考えて入ってみえますのでこれをどうこううんぬんするわけでもございません。それと中学校の方にちょっと触れたいのですが中学校も何故祭りになっているか。祭りというのは皆さんご承知のように皆に見てもらうことが祭りでございます。そういうことでございますので、中学校ぐらいになりますと小学校と違ひまして演技することが出来ますのでそういうふうなもので自分のやってきた工夫や、自分の体力を謳歌すると言ひますか、そういう披露の場そういうようなものが中学校の体育祭でございます。それで祭という言葉を使っているわけでございます。競争はしていないのかと言ひますと、これは教科の中の学年の体育の時間で皆一生懸命競ってやっております。これは記録取りも主でございますけれどもそういったことでやっております。そういうふうな事が中学校の状況でございます。思春期になります中学校の場合ですと人の繋がりを大事にします所以对抗的にやるものは集団的なクラス対抗として文化祭の合唱もそうです。団結する学級の力って素晴らしいのです。人権フォーラムで言ひましたように小学校が感心するぐらい学級の力がございます。そういったことで体育も

文化の中の1つとして捉えて学校教育を進めております。どうぞご理解頂きますようによろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 競争意識と言うかそれぞれの子供たちが今おっしゃったようにスポーツ少年団とか、私共の孫なんかサッカーを一生懸命やっておりますけれどもそういう事はよく分かります。この前も原の喜多選手ですか、全日本女子のサッカーの代表になられたというふうにお聞きしました。とても素晴らしい事だなと思っております。逆に前よりは今の方がそういう事を言いますと親御さんも一生懸命になっているようなところは私共子供なんか見ておりますとよく思うのですが、それはそうなのですがそれと別に私は最近地域という親子というそういう事でのまとめ、そういう競争意識と言うか村のヒーローというかそういうのを敬ったり、また讃えたりそういった心と言いますか気持ち、そういう事が大切な事ではないでしょうか。うまく言えませんが。その辺がちょっと外れている気がするわけでございます。この件につきましてはそういったことで終わりたいと思います。

次に子育て支援ということでこれも前段の議員から子育て支援室のことも質問がございましたけれども、新しく4月から新設されましたけれども町長の方からも答弁を頂いているところではございますけれども状況、或は成果を再度お尋ねしたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 子育て支援についてのお尋ねを頂いております。いろいろな子育ての施策でご理解を頂いております。誠にありがとうございます。4月から機構改革を致しましてそれぞれ取り組みを進めさせていただいております。特に子育てにかかる事業が関係する施設で、或は担当同士の調整を行っているという事でございます。保育所或は、学校或は、社会福祉協議会、PTA、児童館というふうな関係する部署があるわけでございますけれども、そんな所で特にこれからの玉城町として何が必要なのかという提案をまとめつつあるということでございまして特に健康管理センターに職員を集中いたしましてそんな中でいろいろな総合した福祉の施策の対策も、連携が取れているのではないかとこのふうな効果が出ているように考えているわけでございます。今後も一つひとついろいろな対策を講じてまいりたいとこのふうな考えております。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) ありがとうございます。子育てはとても重要な事でございまして毎日の新聞を見ましても子育て、子育てというようなことがとても多うございます。学童保育のことでもそうなのですが、これにつきましても

先程回答頂きまして、有田地区には来年度には建設をしたいというようなお言葉を頂きました。以前にも私この事につきましては質問させてもらったわけでございますけれども、学習等共用施設なんかを利用したらどうかとか、或は退職されます方々から、子供たちに昔の知恵と言いますかそういったことを教えてもらって、そういった所で子供たちを指導してもらったらどうかというような事を提案させてもらったことがありますけれども、有田地区には来年度なる。下外城田地区におきましてはその後になるのかなと思いますけれども前段の議員も言っておりましたけれども、私も立派な施設が必要かと思うのです。明和町なんか見ますと本当にたいした建物ではございません。ただ中へ入る子供たちが立派だったら良いのです。そんな立派なものにする必要はない。或は予算の問題もあろうかと思えますけれども少し減らして、下外城田地区にも早くそういった事が出来るようにお願いしたいと思うわけでございます。放課後児童クラブの子供たちが大変増加しているということで今回の補正予算にも107万程計上してあるわけでございますけれども早急な対応が必要かなと思います。後これも前にも質問させてもらいましたファミリーサポート制度につきましてですけれども、今伊勢でということで担当の課長から答弁ございましたけれども、多分増えているのかなと思えますけれども今の状況を教えてください。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) まず児童館に関しての事であります。そのことは私の方から答弁させて頂いて、後ファミリーサポートセンターの状況は担当課長から答弁させます。前段の小林議員、鈴木議員にも質問頂きました。そんな中でまずはさくら児童館の状況は、有田の地域の子供たちで定数を超過しているという状況でありますので、これは20年度には有田の地域にその計画を進めさせて頂きたいとこんなふうに思っております。場所なり或は又規模につきましても、今後議会の皆さん方と協議させて頂きたいと考えているわけであります。そんな中でやはり出来るだけ地域の皆さん方で子供たちに関わって頂く。それが大事な時代であると思っておりますので運営面での工夫も検討してまいりたいと思えます。よろしくお願い致します。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) ファミリーサポートは現在伊勢市がNPO法人と伊勢ファミリーサポートセンターと委託契約して事業展開致しております。サポーター登録人数は188人。サポーターですから預かってくれる方です。内玉城町の方が9人やってもらっています。依頼会員、預ける方々の方ですけど全体で200人。玉城町は4人ということです。現在うちの管轄の健康センターの方でこの代表の方と玉城町でも展開出来ないかということで今話

は進めておりますけど、もう少しお時間頂きたいとこのように考えています。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) サポートセンターのことにつきましては玉城町わりあい少ないですね。4人ですか。どうなのですか。親御さんはこういった制度があるのはご存知なのでしょうか。どうなのですか。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) この事業につきましては伊勢市のホームページとかこの方々の独自のホームページ等で公開されておりますけれども玉城町としては展開しておりませんので周知という格好では薄いかも分かりません。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 多分そうかなと思います。前に新聞の投稿欄にある女性の方が、私の町では本当に子供たちを見てくれる所が無いということで、町を変わらなければいけないということも、考えているというような事が書いてあったことがございますけれども、そういったことから考えますと玉城町は充実しているのかなと思ってはいるのですけれども昔は向こう3件両隣りと言いますか、お隣の方にちょっと頼むと言って預かるというようなことがほとんどどこでもそうだったと思いますけれども、この頃核家族化というようなことでなかなか新しく来られた方、特に私共でも団地がまた出来ましたけれどもそういった所に来られる方はどうしても、ちょっと病院行きたい、ちょっとどこどこ行きたいといった場合の時に大変困ると思います。やはり玉城町でも今もおっしゃられましたように今もなりつつある。全然考えていらっしやらないというふうに私受け止めたのですけれども、玉城町独自でそういった事をしましてこういったサービスをするのが良いのかと思いますけれどもこの辺強く今後検討願いたいし、是非実現をお願いしたいと思いますが如何でございましょうか。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 一番大事なことはサポーター、預かってくれる方を育成する事と、それから集めるという事が先決だと思いますのでこれについて、今ノウハウを伊勢のサポートセンターの方と協議しておりますのでまず希望者を募るとそちらの方が多くて預かれないのではいけませんので、まずは預かってくれる方から進めたいと思っています。もう少しお時間頂きたいと思います。以上です。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君

2番(風口尚君) 是非そのようにお願いしたいと思います。団塊の世代の方

が退職なさいますからサポーター理解のある方もおられるのではないかというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わりたいと思います。

議長(小林一則君) 2番 風口尚君の質問は終わりました。

次に8番 中瀬信之君の質問を許します。8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 一般質問の指名頂きましたので通告書に従いまして質問を申し上げます。当議会に於いて初めて質問させて頂きますのでどうぞよろしくお願ひを致します。質問は2点させて頂きます。まず第一点ですが食育基本法に関する学校・保育所給食の取組みと、地産地消の取組みについて。2点目ですが、優良企業の誘致と地元商工業者とのかかわり方について伺います。

まず第一点目の食育基本法に関する学校給食の取組みと地産地消の取組みでございます。食は文化と申しますが偏食や外食そして孤食。子供たちを取り巻く環境が厳しさを増す中、学校給食の地産地消がさげばれています。地場商品を通じた食育や生産者の顔が見える安全、安心で新鮮な食材を取り入れ伝統的な食文化を継承する為、郷土料理を積極的に活用したり、身近な食材から地産地消を推進しております。現在玉城町では小学校、中学校、保育所共各施設において給食を実施しておりますが、新しい体制やあり方について検討されていると伺っておりますが学校・保育所における食育、つまり給食を通じての食育をどのように実施されているか伺います。次に地産地消を進めることは今や全国地方にあつて当然のこととなっております。たとえ量は少量であっても、地元農畜産物を公共の施設で活用することは大きな意義があると思います。玉城町の給食に多くの地元農畜産物が使用されておりますが仕入れに当たって何を基準に発注されているのか伺います。国の農政は国際競争力の強化の為と名をうって品目横断的として大規模農業者を対象にしたものであり、小規模農家の切り捨てであるように思われます。玉城町は約1千500ヘクタールもの農地を有する農業の町であるだけに、国の大規模農業化のみに追随することに憂慮するものであります。食育推進の近道は既に取り入れている地産地消活動をさらに拡充していくことでありますが、現実の地産地消は個人の努力のみで行われているように思われます。玉城町として農業全体の経営安定化策と共に地産地消の一層推進を行政の目標に打ち出すべきと考えております。お考えをお伺ひ致します。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 中瀬議員から食育基本法に関する学校・保育所給食の取組み、そしてその中で食育教育あるいはまた地産地消の関係についてのご質

問を頂いているわけでございます。まずそれぞれの学校或は保育所に関わり
ますところは教育委員会、或は保育所所管の生活福祉から答弁をいたさせま
すけれども、ご承知のように平成17年でございますけれども国民の健康
と豊かな人間形成あるいは食に関する感謝の念と理解、これを目的として食
育基本法が制定されたということでございまして、その具体的な取り組みを
しておりますので所管の方から、冒頭申し上げましたように答弁いたさせます。
それと農業全体の経営安定策そして地産地消の推進についての関係でござい
ます。これにつきましては大変重要なことだと私も思っております。そのこ
とについてお答え申し上げますけれども、まずお話のございましたように農
業町である玉城町でありますから、歴史的にも農業と共に発展を遂げてきた
玉城町。そして今後もこの町づくりの上で農業を振興していくという事は大
変重要な課題だと考えております。ご承知のように国が戦後最大の農政改革
を進めようとしてきたということでございます。つまり今までのような全て
の農家に品目別に補助金を交付するというふうな制度を改めて、施策の対象
を一定規模以上の担い手に限定するというふうな施策を進めようという事にな
ったわけでありましたけれども、先の参議院選の結果大きくその見直しが行
われている状況でございます。まずは玉城町の農業経営安定策というふう
な事でございますけれども、玉城町のそれぞれ4つの地域があるわけござ
いましてそれぞれ畑地あるいは水田地帯。特に水田農業を主力といたします
玉城町の農業振興を図る為には、やはりその特色を生かして主体的に農家自
らが行っていく。その事を町として支援していくという関わり方が重要
であります。特に有田平野のパイプライン化工事がこの伊勢平野で第一番に
施行されておりますから、その将来有効活用を図る為の推進に努めていか
なければなりません。具体的には宮川左岸第一土地改良区有田地域の改良区
の中で営農委員会を立ち上げて、その利用集積に組みが進んでいるという
現状でございます。さらにまた現在約11区460ヘクタールに及ぶ町内
での所謂農地が持ついろんな多目的機能、自然環境に与える影響、或は集
落の人々との繋がりというふうなものを、もう一つ見直していく必要がある
という所謂農地水環境保全向上対策の事業が19年度から取り組まれまして
そして大変熱心な取り組みが既に進んでいる。それを先般も農水省の幹部
の方とお会いしました時に19年度だけでなく引き続き20年度も継続して
欲しいという要望をさせて頂きました所でありました。まさにもう一つは
地産地消、生産者と消費者の方の維持連携をはかっていくということが大
変重要でございます。それぞれ大変熱心な農家のある玉城町であります
からブランド化、或は又その運動を進めていきたいと考えております。
何度も申し上げますように都市と農村の交流、所謂集客交流を図っていく
ということも

大事でございまして年間24万人からの方が訪れて頂く、その評価で今回農林水産大臣賞を受賞されたアグリの先進的な取り組みもありますのでこのこともやはりモデルとして各地区で広がっていくようにこの施策も進めてまいりたい。地産地消の施策或は又産直のこともそれぞれの関係するJA、或は農家、或は県あたりのアドバイスもいただきながら進めていかなければならないと考えているわけでありまして。あと具体的な取り組みの内容につきましては、それぞれの所管から答弁をいたさせます。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 中瀬議員さんからご質問頂きました。私の方から学校の食育と、配置されました栄養教員この教育の実態についてのお尋ねでございますので町長に補足して説明させていただきます。この食育の推進につきましては町長ご答弁されましたように食育基本法が作られております。将来に渡って健全な推進を培いまして豊かな人間性を育むということでございます。学校によるこの食育は、私は智徳体とよく言いますが知育徳育体育の基礎になっているなとよく思っております。文科省の示しております食育の基本方針は食べる事、こういうふうな教育、しつけにつきましては第一義的に家庭の保護者が担う事と致しております。現在の子供たちが発展途上で課題や食生活でいろんな事が今あろうかと思っております。朝飯のうんぬんもありますし三食もありますがいろんな事があります。そういうふうなものをやはり実態として学校教育としても取り組むべきであるということでございます。各学校におきますところの、健康教育の目標は食基本法もそうでございますが、先程中瀬議員もお話がありましたように教育基本法を受けております。これはこの中にこれは今後入ってくるわけでございますが、これが伝統文化です。生産者との関わりを持って体験を持って、これを感謝の念と郷土の愛着を育てるという事が今度食育基本法に入っております。そういうことをもって今学校の食育に対する実態を捉えて進めさせて頂いております。そこで栄養教員でございますけれど、県内で初めて栄養教員をいち早く玉城町は私の方で希望いたしました。ということで郡内では先駆けて栄養教員を玉城中学校に昨年より配置をさせて頂いております。教育の実態の基本となりますとやはり栄養教員の職務をご理解賜りたいと思っておりますが、この食に対する指導の教員間と言うのでしょうか、そういうふうな教職員間或は家庭そして地域との連携調整が要を持ちます。これも栄養教諭でございます。そして次に個別的な指導。今アレルギーがご承知いただいておりますように学校に大変多うございます。写真突き合わせで給食を今作っておりますがそういうふうな事。それと肥満。肥満と言いますのは過度の傾向です。過度に痩せて子供さん達のこと。そして偏食傾向。これにつきましても把握をして個別的に

相談指導をするのも栄養教諭でございます。そういうことになりまして次に学校給食の現場的な管理。基本的なことでございますけれどもこういうふうな計画を立てたり献立、いろんな事があります。そういう設備の管理、検食そういったことも全部あります。食の選択などそういうふうなものを包含して栄養教諭が指導に当たっております。この栄養教諭が中学校に配置されたということで小学校はどうするかということになりますが、この小学校を回りますしてその教科の中で1、2年は生活科とかそれ以外の学年については総合学習の時間を捉えて特別活動の中で、集会もそうですが食に関する指導を専門的に分かりやすく各教室に入って、給食の指導も合わせてやっております。それで次にこの体験的な学習をよく見られると思います。この農業の実習がございますけれども、これも生活科や総合学習の中で、例えばよく見受けられる田植えを子供たちやっておりますが稲刈りもそうです。さつま芋もそうなのですがそういう栽培的な事。そして実習で採れた作物を調理実習で子供たちがその調理をするようなその時の指導。そしてその時にはそういうふうな作物の由来、或は栄養価についての講義約年間3時間程やっておりますが、そういうふうなことも実態というご質問の中でさせて頂いております。それで栄養教諭の講義がどんなことかと思われるかも分かりませんが、学ばせているものは、今お話にあります地産地消の意味と意義を理解させましたり、自分の食事を通じて地域を含めた食の現状について考えさせるそういった事。地産地消について自分との関わり。そして玉城で採れたそういうふうな物と自分の生活を見直していく。そして共に良い食生活を送ろうという意欲、心の問題にも触れてまいります。そういった事を栄養教諭はやっております。そういう様々な中で栽培した食材や地域の食材を、学校給食に用いて生活活動と日々の食事の繋がりと言うのでしょうか、そういうふうなものを実感させてございます。学校の今度給食時間に入りますとお昼の食事などはこういうふうなものを提供するだけでなく、生きた食材と言うのでしょうか、教育言葉で申し訳ないですが、そういうふうな生きた教材にして子供たちに基礎的栄養の摂取、将来自分達が生活習慣病はこんなことであるというようなこともやっております。食事のマナーもそうでございます。そういった事の食指導の時間の位置づけをしております。次に移ります。農産物の仕入れについての関係ですが、県の給食会で町は米飯の加工賃だけでございますけれども牛乳、パンの価格は納入先も県の方で含めて決めていただいておりますが、他の農産物につきましては地産地消の農産物導入の立場から、各市や町の自主性に任されてございます。大きな食品の安全確保でございますけれどもこれは文部科学省に現場基準がありまして、これは栄養教諭或は学校の栄養士が、学校給食衛生管理基準に基づいて食材が搬入されます受け渡しの

時に、検収致します。そして検収後に細かくまた後で見ただけであれば良いと思いますが、各調理員そして栄養教諭そして栄養士そういった人が納品の時間なり、納入者なり製造月日、数量、品質、鮮度、包装関係、冷凍食品ですと室温も測ります。そういうふうな温度設定もいたします。もちろんこれまで調理員もやってくれていましたが経験による目視も行います。そういったことで検収検査をしております。食材の発注でございますけれども概ね玉城町でできるものは玉城町で導入致します。無い場合には近隣の町、或は県内、国内そういう順番に送っていきます。価格は市場の価格で納入頂いております。次にJAの関係になりますが季節物の果物はJAに紹介頂きましたり、地元の農家なりこういうふうなJAからもそうですが、スポット外で購入してございます。大半そういうふうなもので町内業者を中心に発注しております。ご承知頂いております、米につきましては町予算頂きまして今50数万頂いておりますが一般会計から補助させて頂いて全部玉城産米で給食させて頂いてございます。ありがとうございます。その他豚とかぶどう、梨とか、柿がありますがこういったものは地元素材を使用していると聞いております。以上お答えをお答えさせて頂きました。ご理解を頂きますようお願い致します。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) それでは保育所の方の食育のご説明をさせていただきます。食育は自らの食について考える習慣それから食に関する様々な知識と、食を選択する判断力を正しく身につけさせる学習等の取り組みということで保育所では年間の行事計画を立てまして3つの全体目標と5つの能力を身に付けさせる事を考えております。目標としましては皆で楽しくおいしく食べる事、正しい食事のマナーを身に付ける事、それから野菜作りやクッキングを楽しむという事を目標にしまして食育を通じて子供たちに食べ物を選ぶ能力を付けさせる。それから元気な体分かる能力を付けさせる。それから料理をする能力、食べ物の育ちを知る能力、味が分かる能力。このような事を目標に5つの能力を身に付けさせたいということで小学校へ入るまでの給食までの間の幼児教育の方でそちらの方をやっております。具体的な食育としましては季節の野菜作り、4半期に分けていますのでその時その時に地元で採れるような食産物の苗植えから収穫まで、そういうふうな野菜作り。それから地元の農産物を利用したクッキング。それから紙芝居とか替え歌を使ってぬり絵などにより食材の名前や食事の大切さを、栄養士を通じて覚えさせています。このような活動を通じて先程前段でいろいろご質問があった食の安全に対する、今度は食べる側の方に食における知識を身に付けさせるという事とそれから将来成人病、生活習慣病にならないようにそういうふう

な食物に含まれている成分等を子供の時期に教えていきたいということ。偏った食事を取らないようにひとり一人が食について考え判断する能力を養っていかせたいと考えております。地産地消につきましてはやはり住んでいる地元で採れた物が一番体に良いという意見がたくさんありますのでやはり地産地消を基準に、また地産地消になりますと輸送時間が短縮されるわけですから当然新鮮になる。新鮮ということは栄養価が高いということで今後も地産地消を精力的に持続して進めていきたいと思っております。具体的には穀物、米ですね、野菜果物は玉城産を購入しております。豚肉はアグリで他の肉につきましては国産を使っています。魚介類とその他の食材調味料等につきましても必ず国産を利用するというので進めていきます。以上です。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) 色々とお伺いを致しました。現状でもいろんな食育については進めていただいているというふうに思いますが、全国的に見ても食育と地産地消を絡めて推進していくことは、非常に難しいと言われております。今後どのように進めていくかいろいろと考えていきたいというふうに考えております。

続きまして第2点目の質問をさせて頂きたいと思えます。優良企業誘致と地元商工業者との関わり方についてお伺い致します。優良企業の誘致は町民の雇用の創出や地域の活性化に加え、その税収は町の財政に極めて重要な財源であります。松下電工、京セラミタの増設工事等企業の設備投資が続き町の経済が活性化していくと思われれます。優良企業の誘致は長期的な展望を持って進めていかなければならないと思えます。平成20年以降の企業誘致について計画をお伺い致します。また誘致を進める為には用地の確保は重要な要件になってきます。用地の確保状況を併せてお伺い致します。強力に優良企業誘致を推進する為には特別条件を設定され、町条例を制定し町内外にアピールされてはいかがでしょうか。お考えをお伺い致します。町内には多くの優良企業があり、多くの従業員の方が町外から通勤されていますが車で通勤をし、会社と家との往復で途中下車がなければ町内には消費の拡大がないわけでありませぬ。企業との繋がりの強化ひいては町内消費の拡大を図る為には企業と商工業者、行政との今後の関わり方についてお伺い致します。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 優良企業誘致についてのご質問を頂きましてまさに町の活力あるいは経済力を高めていく事は大変重要でございまして、積極的にこの事も取り組んでいかなければならない時代である。おっしゃる通りでございます。一つひとつお答え申し上げますけれども20年度以降の誘致計画といたしまして具体的な計画はありませんけれども、特に丘陵地を有して

いる地域、或は又大企業が立地していただいている周辺、こういう所の自治区は大変理解をいただいております、なんとか引き続き町の活性化の為に企業誘致をというお声を頂戴しております。今そうした情報を纏めたいという事で、それぞれ候補地を選定させて頂いているところでございます。既に一部内部調査も進めさせて頂いているという状況でございます。それから用地の確保という事でございます。今のご質問にもあるわけでございますけれども町独自で用地を確保していく事。そういうご質問かどうかは分かりませんが、私は今の時代は町が工場用地を予め確保していくという時代ではないというふうに考えております。当然いつどういう形で見通しがとれるかどうか分からない中で、そうした工場団地を過去に自治体として取り組んで、大変財政負担が生じてきたということもあるわけでありまして、まずはやはり立地の具体的な見通しが立った段階で、企業が充分そして間違いなく気持ちを持ってみえるのか確かめた上で、堅実な形で進めていく時代であるというふうに思っております。それから特に優遇措置も検討していく必要があるのではないかという前向きなご発言を賜りました。まさに町としてもまさに自治体間の競争の時代であります。どこの自治体も企業誘致して、町の力を付けていこうという気持ちを持っておられますから、まさに自治体間の競争。こうした優遇措置も考えていかなければいけないと思っておりますけれども、やはり現在までの企業誘致の経験からいたしまして、まず他の町との競争で一番大事なことは何かと考えますとやはり地域の皆さん方の理解。地権者の方のご理解が先決だと思っております。勿論その前には、立地していただく企業が本当に信用のある企業なのかどうかですけれども、そんな中で企業に対して、より他所の自治体に負けないスピーディーに企業の要望に応えられるかどうか。これが大変大事だと思っております。そんな中でそういったことになりましたら、議会と予め充分協議をさせて頂きながら、どこまで町として協力出来るかということ、詰めていく必要があると思っております。やはり私も出来るだけセールスをしていく必要があると思っております。一つには優良企業が立地して頂いておりますからそのご縁を大切にしていきたいという事。そして今冒頭申し上げましたように自治区から有り難い土地の活用のお考えを一部聞かせて頂いておりますから、このことを持って出来るだけセールスしていかねばならないと考えているわけでございます。やはり大変重要なことであると思っておりますのでその時期に、他所との競争に負けない勝つ力を町として蓄えておきたいと、いうふうに思っております。企業もやはり地域を選ぶ時代であります。玉城町へ行ってそれだけの人材が集まるのかどうか。或は企業の従業員の方々のお子さんがしっかりと勉強できる学校があるのかどうかや、子育て支援対策が取られる町なのかどうか。

いろんな面でやはり町を評価するという事でありますから、町としてレベルアップをしていく為に力を入れていく事が、大事ではないかというふうに考えております。次にこれによって商工業者の皆さん方とのかかわりも考えていく必要があるのではないかと。まさにおっしゃる通りであります。特に商工会の方は大変熱心にいろんな取り組みを進めていただいております。昨年からでございますけれども、今年の2月に商工業あるいは農業の振興に関しての、所謂ハイブリット型の産業観光を取りまとめて頂きまして今後この具体的な取り組みをしていこうという事であります。町としてもバックアップしていきたいと考えております。つまり素晴らしい農村資源、農産物があるわけであります。あるいはまた約4千人の方々が昼間人口として働いて頂く町でございます。そういった方々にも町のいろんな農産物を求めて頂く、或は商工会の皆さん方始め業者の皆さん方にも発展させていく。これは大事なことでありますから、そうしたプランが纏められまして今後活動したいというお話を賜っておりますから、この事を支援申し上げていきたいと思っております。以上です。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君

8番(中瀬信之君) どうもありがとうございます。ご質問申し上げたことについていろいろ答弁頂きましたが、私も公の場で質問申し上げるのは初めてでございます。私なりにいろいろ検討して次回また質問させて頂きたいと思っております。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長(小林一則君) 8番 中瀬信之君の質問は終わりました。

10分間休憩致します。

(午後 3時23分 休憩)

(午後 3時35分 再開)

議長(小林一則君) 再会致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に11番 野口繁君の質問を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君) 只今から一般質問をさせていただきます。2つさせていただきます。米の生産対策についてと2番目で新田町妙法寺地区土地区画整理事業の中止に当たり、今後の町のあり方についての2点を質問させていただきました。

まず始めに米の生産対策でございますけれども、農水省は先月30日に815万トンということで目標生産米の総数を決められまして昨年より39万トンの減ということで発表があったわけでございます。そして因みに5日に三重県は15万2千トンというような割り当て発表があったわけございま

すけれども、ここでいろいろ来年のこともありますのでまずもって平成19年度産米の作付配分面積に対しまして、町各地で集計がなされているわけがありますので1回どのようなことになったのかを詳しくご説明の程お願い申し上げます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 野口議員から米の生産調整対策についてのお尋ねでございます。まず只今は具体的なお質問でありましたので平成19年度産米の作付面積割当に対し、町の作付率がどのようになったのかというお尋ねでございます。配分に対する作付率が外城田地区で118.25%。田丸地区で114.15%。有田地区で138.98%。下外城田地区で103.16%。町全体で118.11という状況でございます。従いまして超過した形での作付けがなされているというふうな状況でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 減反達成された地区は何地区なのか、未達成地区何地区なのかご発表願いたい。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 達成されました集落数でございますが全集落で46集落の内16集落ございまして、全体に対する割合として35%になっています。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 来年度の割り当てに対しまして随分問題があるかと思っておりますのでちょっと質問させていただきます。私が何故このようにしてこの問題を取り上げたかと言いますと、実は私の息子が農事部長をいたしておりまして代役したわけでございます。私の字は3回やり直しをしまして何とかして皆さん方に目標を達成して欲しいということで、お願いいたしたわけでございますけれども多い家は1軒で50俵から加工米を出してもらった。「来年はもう辞め。町はどうしてくれるのか」というようなことで質問せざるを得ないわけでございます。そこで加工米にしる今年の米価が分かっていたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。担当者としてよく承知しているのではなからうかと思っておりますがお願い致します。分からなければ分からないで結構です。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 米価の方は下がっているとは聞いていますが細かくは把握しておりません。1万某というところまでです。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 先だっても農協の方から1等米が1万2千700円。またライスセンター米は下落対策費1反当たり5千円という事で大体1俵当たり5,600円が加算されますと1万3千4、500円になろうかと思うわけでございます。それで加工米は6千200円です。産地作りの交付金で2千円加算される。定着交付金で千円加算されまして1俵当たり9千200円。その差が1俵で4千400円あるわけですよ。小社で236俵半加工米出しました。これを4千円とするといくらですか。加工米を1軒も出していない所もあるわけです。相当な地区あります。わざわざ加工米をお願い致しました。そして達成させて頂きました。町長目的を達成した所に対しましては町としてのどういう優遇措置があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 生産調整の問題はもう野口議員も長年議員をやっておられますし農業の関わりが強い方でありますから、これは町がどうのこうのということではなくて、生産調整の主旨あるいはまた農家自身が考えていただかなければならないことでもあります。そういう問題でございますからその事は充分ご理解頂いてご質問頂きたいと思っておりますし、この事は前から町としての制度で当然達成の自治区が取り組む場合には町単費で1割プラスさせていただいているということでもあります。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) これに関連するのでお聞かせ願うわけでございますけれども、たまたま小社を例にしますが小社は100%いたしました。今回補正が出ているわけですが、農業排水路を工事する時に予算付けは改良区を経由して40%しか補助金を出さない。そうやってきますと有田方面は全部そういう施策。また他の外城田方面でもそういう施策をしていくとこの配分をする時に町としては現行40%の補助を優先して50%にするとういことになっているのですがその点はどういうふうにお考えなのかお聞かせ願いたい。

議長(小林一則君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) 今おっしゃってみえる箇所でございますけれども宮川用水第二土地改良区地域内の施設ということで要望いただいて12月補正予算に乗せておりますけれども、集落としては小社地内ということで承っておりますが、改良区施設ということでございますので本来改良区で維持管理していただくということございまして、その補助事業ということで受けましたので改良区事業につきましては40%ということでそのように説明申し上げます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) それなら有田の第一の改良区はどうですか。全部40%

に下げるのですか。どうですか町長。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) これは下げるということではなくて達成の所に1割上乘せということでありますから、当然のことながら未達成の部分につきましては従来通りの補助率ということになるわけです。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 40%を50%上げたのですか。同じようなタイプの排水路で皆改良区の施設ですよ。これに関して用水路として50%認めるとあります。外城田方面においては適正事業なりでやってちっとも地元負担無しでやっている箇所もあるはずですよ。施設はそういうことで地元の物で所有というのはないからということで勝手に下げるというのは納得出来ない。外城田方面もまた有田方面も今後40%にするのなら私は納得させてもらいますけれども、わざわざ皆さん方に改良事業をしなければいけないから何とかして達成して欲しいとお願いして100%達成させてもらったのにこのような仕打ちと言ったら悪いですけど40%に下げるというのは納得出来ません。その点、町長としてはどういう考えかもう1回お聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 下げたということではなくて従来の補助率が定められていてそれに生産調整を達成した所に対しては1割アップしようという考え方がございますから、そしてまた農林の方からお答え申し上げましたようにそれぞれの改良区なり、或は自治区なりで取り組む事業はいろんな個々の具体的な内容によって、判断しなければならないという部分もありますのでそういう事でご理解頂きたいと思います。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 有田地区では全部改良区事業でやっていると思うのですが改良区の用水路として町がやっているはずですよ。片方は50%出しておいで達成している所に対しましては40%。これはちょっと不公平と違いますか。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 具体的にそれぞれの事業のメニューがございますからそれにつきましてはそれぞれのメニューに応じてきちっとした不公平が生じない対応をさせていただいているつもりでございます。また具体的な内容を担当で掌握しておりますから後にお聞きいただいたら結構だと思います。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 本会議でまだありますのでこればかりやっておりますと時間がございませんので、町長と担当者の方で充分検討してもらいたいと

思います。国の方は減反しない県に対してペナルティをかけているようなことで三重県にも割り当て数量が来ますと昨年より3千200トン少ないというようなことは三重県自体も少ない中に入って加算された面積でなかろうかと思うわけでございますけれども、昨年度の減反率は36.7%であったかと思うのですけれども私なりに予想しますと約38%で1%位減反をしなければならぬのではなかろうかと思うわけでございます。只今町長は減反を割り当てしたのは農家の責任だというようなことでございますので、町と農協さんが各戸に割り当てしたわけでございます。今年50俵加工米を出してもらいました。4千400円としますと1軒で22万のマイナスですよ。それが来年はその家は定着した減反がございませんので38%の減反面積にすると加工米を60俵出してもらわないといけぬ。なんとかしてくれという話です。町長もう1度確認させてもらいますけれどもそれは協議会で町と農協は割り当てただけで関係無し、農家の人に任せておいてそれでよろしいのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) どんな経過でそれぞれの集落配分がなされていくのかというようなことの流れというのは充分野口議員ご承知だと思います。まだ県から玉城町に対する配分はきておりませんが、例年水田農業推進会議なり野口議員もご参画いただいたこともある、今もご参画いただいているのかどうか分かりませんが農業委員会なり、或はそれを以っての農事部長会なり、或は又各集落間での検討なりとこういうような経過で配分がなされているわけございまして、町が勝手に進められるものでもございせんし全く町に責任が無いとは申し上げておりませんが、やはりこの生産調整を進める上でそうした10%施策を単費で講じているという事でございましてご理解を頂きたいと思います。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) もうそれならフリーでした場合は他の地区全部になってくると違いますか。達成しているのがどこですか。外城田さんは達成してもらっています。原さんにしろ山神、田宮寺、本当にたくさんやってくれる方もあるわけでございます。それでも加工米を1俵も出していない所はものすごくあるわけです。町長が個人任せというのはそれで結構です。そのかわり区も誰も責任持たない状態になった場合は、町として対外的にどのようになるのかよくお考え願いたい。返答はいりません。もう1つ確認させてもらいたいのは平成20年度産の割り当て実績が決まった時にこの減反をしなかった地区に対しては、作付け割り当てを減らして配分するのではなかろうかと思うのですけれど、責任者としてどういうお考えなのかお聞かせ願いたい

と思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 先程もお答えいたしましたようにこれは水田農業推進委員会なり農業委員会なりで皆さん方の合意の中で進めていただき、その方針を決めていただくという態勢になっておりますから、私がどうこう言う問題ではない。今後検討していただかなければならないというふうになります。その中で町としての方針が定められていくということであります。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 私長いことしているから今日言うのです。言いたくないのです。長いことしているからこういうアンバランスではいけないから。しかも町長は農業委員会の会長ですよ。会長としての所見をお願いしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 会長として只今お答え申し上げた通りでございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) よく分かりました。皆さんテレビを見ていてどういう結果が出るか分かりませんが、出来るだけ対外的に治まるような形での減反施策を守りたいと思うのでこの場で質問したわけでございます。この件につきましてはそれこそ農政か何か知りませんが政治でございます。結構でございます。

それでは次に新田町の整理の問題につきましてお聞かせ願いたいわけでございますけれども、この地区に対しましては新田町の方が町へ向いてどのようにお断りしてきたのか。町が止めておけと言ったのではないかと思いますけれども組合施行であって地権者の方から同意の得られない、また減歩率が高くなるとか、いろいろなことで中止をせざるを得ないというようなことに相成ったわけでございますけれども、どういうふうにして町とこの対応についてお考えになったかをお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 新田町、妙法寺地区の土地区画整理関係の対応でございます。30年来経過いたしまして町といたしましても、或は関係する自治区といたしましても大変なご苦労、ご判断をいただきました事業でありました。議会でもいろんな論議を頂きましたし、或は又関係する地権者の方の準備委員会の中でも、大変なご論議を頂いて最終判断を頂いたという事でございます。このことにつきましては既に議員ご承知のように最終的に解散というお話を詰めていただいたわけでございます。そんな中で正式には9月12日付で地区の準備委員会、或は土地区画整理施行に関する技術的援助申請の取り

下げ書が、町の方へ提出されて受理させていただいているという状況でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 役員さん自体が完全同意を得るのはなかなか難しい。いろんな問題がございます。減歩の問題以外にも難しい問題がございます。組合設立にはなかなかというようなことで、役員さんともお話をさせて頂いたわけでございます。町としても放っておくわけにもいきません。地元から要望書を出すから、それで検討して欲しいというようなことをお聞かせ願ったわけでございますけれども、地元の要望といたしましては農地に対する道路の問題と都市計画に含まれております高架の問題2点があるかと思うわけでございますけれども、まず一番問題になりますのは高架の問題でございます。道路を平面交差するか都市用の道路のようにして高架にする2つの案があるかと思うのですけれども、例えば平面にした場合町単独事業で補助金がもらえるのかどうかという事と高架になった場合には恐らく50%位の補助金があるかと思っておりますけれども、特に歩道の幅が広がったとすると現在の道路幅では無理なこともあるかと思うので、都市計画道路は町単で出来るものか、高架で都市計画道路のようにしてやっていくべきかをお考えありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 街路事業の計画はご承知の通りでございますけれども当然のことながら、このままであの地域を放置していくということは、やはり乱開発というふうなことになると思っておりますし、また関係の方々からも是非あと有効活用出来るような方策を講じて欲しいという要請もお聞きしております。具体的な内容はまだ何も無いわけでございますけれども、今後代表者の方からも、或は自治区からもその要請がなされてくるのではないかというふうに思っております。従って今の段階で高架の事、或は街路事業をどう進めていくか一旦区画整理事業が解散というふうなことになるわけでございますのでこのことも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) お尋ねの平面、高架といった部分がございますけれども平面について検討したことは現在までございません。都市計画街路事業ということで都市計画決定が高架で決定されております。その件に関しましては今後財政事情大変変わってきておりますけれども、そういった事業で取り組む場合であれば現在交付金ということで変わっておりますけれども、そういった要望はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(小林一則君) 1 1 番 野口繁君

1 1 番(野口繁君) 都市計画の大体 5 0 % ぐらいはこれまで補助事業だったのでないかと思うのですけれども、仮に都計の通り高架にした場合は歩道幅なんか 1 0 m 道路ではなかったか。2 m ばかりは広げないと予測ですが高架にならないのではないかと思うのですが、課長分かっているとお聞かせ願いたい。

議長(小林一則君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 交付金でございますけれども街路事業にかかりますところの中楽朝久田線、そちらの方の事業を手がけさせて頂いております。現在のところは交付金が 5 5 % ということで国からの助成を頂いております。現行の補助率と言いますか交付金の率でございます。それと幅員の関係でございますけれども平成 1 0 年あたりでございましたけれども道路構造令が改正されております。都市計画決定を致しました段階での歩道幅は 2. 5 m でございますけれども、現行の道路構造令にとりまして 3 m といったことでございます。幅員的に両側が歩道でございますので 1 m は確実に不足しているといった状況でございます。以上でございます。

議長(小林一則君) 1 1 番 野口繁君

1 1 番(野口繁君) あの地区は放っておけないとお考えのようでございますが、私が提案いたしたいのは、高架にするか平面にするか分かりませんが、恐らく都市計画の路線が決定されているので、高架にしなければならないのではないかと思うわけでございますけれども、そういう所へ向いて保育所を半分移転したらどうかと思うのですが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保育所の移転の予定がどうかということでありますけれどもまだ全然お答え出来るところではありません。いろんな事を総合的に判断させて頂いて、このことは前段申し上げておりますように議会の中でも詰めて欲しいと思います。今お答え出来る段階ではありません。

議長(小林一則君) 1 1 番 野口繁君

1 1 番(野口繁君) 承知の上で質問させてもらったわけでございますけれども 2 0 年度から保育所の移転等につきまして考慮いたしたいということでございますので、その点考慮しながらまた高架が都市計画道路の線で行くかそれとも平面で出来るものか、その点につきましてご検討賜りたいという段階でございますので、時間が今日はございませんので聞きたいわけでございますがこの件について止めさせてもらいたいと思います。それで通告させてもらったように下水処理場ですが恐らく 2 8 年ぐらいには下水処理場もいらな

いのではなかろうかと思うのでございますけれども、これはどの位の用地面積と用地費用、道路あたりがどれくらいかかったのか調べてもらっているはずですので参考までに公表の程お願いしたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 下水処理場の取得面積、或は金額等の状況でございます。まずは施設用地としましては9千437平米。取得金額が1億2千829万8千円。この建設費が10億880万円でございます。それから進入道路がございますがこの面積が1千284平米。取得金額が3千601万4千円。建設費が3千514万3千円という状況になっております。以上です。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) 下水処理場が不要になった場合先々のことでまだまだ分からないという返事がくるかと思うのですが、この両地区の道路施工あたりを勘案する時、売却して費用を充てるとかまた下水処理場の解体費とか償還の返還等もあろうかと思うのですけれども、用地の余った部分をどのようにしていくかそれだけお聞かせ願いたいと思えます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) かなり先の話でありまして今の段階でどのように活用するかは何とも申し上げられません。特に玉城町内では申し上げておりますように計画通り順調に進んでおりますけれども、宮川の流域下水道処理場の関係等若干、今の情報の中では遅れていくような気がいたしております。この処理場の廃止の時期が補助金返還や起債の償還、或は所謂宮川流域下水道に流入した場合の、分担金等の検討もしなければならぬということになりますので今の段階では29年度という予定でありますけれども前段申し上げましたように、かなり見通し先のこととありますので申し上げる段階ではないということとあります。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君

11番(野口繁君) よろしいです。総合的に新田町、妙法寺の区画整理の変わりに道路整備等の要望が出てくると思えますので、その点も考慮していただきまして、いろいろ検討してもらおうようお願いしましてこれで終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 11番 野口繁君の質問は終わりました。

次に3番 山本 一君の質問を許します。3番 山本 一君

3番(山本 一君) 安心して暮らせる町づくりについてということで以下項目おおまかに学童の下校時に関する防犯体制について、子供安全パトロール体制の今後の課題はということで質問致します。

一番始めに子供安全パトロールの現況どうなっているのか。発足後3年を

経過しておりますけれども、各学校区で安全パトロール員が充足しているかどうか。それから当初発足当時はやはり少のうございまして点でございますけれどもこういうものは点から線、線から面積と広がるのを理想としておりますのでその点どうなっているのかということでございます。それから各学校で児童の登下校に対して危険場所というような安全マップを作っておりますけれども、これについて町としては対応しているのかどうかということでございます。私、今回新人で初めてでございますのでこれらの安全パトロール、私が関係していることについて質問するわけでございます。そしてまた町長の第一公約であります『安心して暮らせる町。子供を産み育てやすい環境づくり』ということは私の公約『子供が生き生き育つ町づくり』と目標は同じでございます。先程そういうことで各議員の方々に子供に対する政治体制とか質問なっていると思いますけれどもそういうことでお伺いし、尚且つ現在発足3年になっております。安全パトロールが軌道に乗って運営しているかどうかそういう所感をお聞かせ願いたいと思います。我々子供の時代は我々子供が危険な箇所近づいていった。危険な川とか池とかで遊んだりとかそういうことがありましたけれども、現在は危険が子供に近づいているという状況でございます。このような状況を大人が守るのが大きな責務だと思っております。大阪の池田小学校の忌まわしい事件が平成13年6月に起こっております。これを受けて今教育長見並さんも指導のもとに玉城町も16年3月にこういう子供の安全パトロールが発足しております。そういうことにつきまして現在の状況とか今後の課題についてお聞きしたいと思っております。

議長(小林一則君)3番 山本 一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 山本議員から安心して暮らせる町について、その中で子供たちの防犯体制のお尋ねを頂いておりますが、特に山本議員にはこの子供の安全についてその活動のリーダーとして当初から取り組んで頂いております事、或は又スポーツ少年団のご指導も頂いていて心から厚くお礼申し上げます次第であります。ご質問の中にございましたように『玉城町で安心して子供を産み育てる町づくり』を公約の1つとして掲げさせて頂いたわけでありまして。議会の皆さん方大変なご理解を賜りまして昨年からは乳幼児医療の就学時までの1歳引き上げを施行させて頂いておりますし、また土曜日の保育につきましても半日を終日に延長させて頂いたわけでありまして。それから中学生までの子供たちに対するインフルエンザの予防接種につきましても実施させて頂いたわけでありまして。今年4月からはそのこと、或は子育てに重点的に取り組みたいということから子育て支援室を設置させて頂きました。今

までの議員の皆さん方のご質問の中にもございましたように、今現状をながめてみますとさくら児童館が大変オーバーしている状況でありますのでこの解決の為に全力を挙げて、まずは有田の地域の児童館建設に向けて、取り組みさせて頂きたいというふうに考えているわけでございます、今後のこの事業推進にご理解を一層賜りたいと思うわけであります。具体的なこの内容につきまして後教育委員会の方から答弁させて頂きますのでよろしくお願いを致します。

議長(小林一則君) 教育長 見並健一君

教育長(見並健一君) 山本議員から安心して暮らせる町につきまして2題ご質問を頂きました。町長からもご答弁がされておりますが併せまして私の方からお答えさせて頂きます。町長からもお礼を山本議員に申されましたが教育委員会としてもお礼を申し上げるところでございます。本当に山本議員にはいつもながら子供の安全にご配慮賜っております。また併せてパトロール員が産声をあげました当初から議員自ら日頃地域をしっかりと見守って頂きまして安全確保いただいで中心的なパトロール員としてご活躍頂いております。心から感謝申し上げる次第でございます。ご承知のように私共が教育を形成する中で何が最重要事項か。前々回も申し上げておりますが子供の命を守ることにございます。それで10月にはちょっとショッキングなお話であります。兵庫県の加古川で小2の女子が刺されて亡くなりました。この別府町でございますけれどもこの別府町はこれまで各地で起きます事件を教訓にいたしまして地域の力が連携されて、そして子供の安全を進めている中で起きたあまりにもいたましくおぞましい事件でございました。常にこのようなことを、私共関係するものは特に認識をするところでございます。ご質問にありますパトロール員につきましてのまず充足また画一的につきましては、議員よくご承知でございますが、このパトロール員の誕生からの経緯をあえて説明させて頂いて、ご理解をいただければとそのように思っております。今町で黄色い帽子、ジャンパーでおなじみでございますが子供安全パトロール員さん。始めは私14年に100名を目標に致しまして当時の老人クラブ連合会の町の会長さんをお願いしました。この時は人生の余力の方々を安全確保の要員として、所謂全くのボランティアパトロール員になる申し出をいただく作業をご依頼申し上げます。これが初めてでございまして今議員がご説明いただきましたように、各区長さんにご無理申し上げ16年3月まで皆さんが申し出て頂きました数が44名でございました。その時に山本議員もご出席いただいた最初の集いを町で開催して説明をさせて頂きました。このパトロール員さんとそして学校とPTAが互いに連携協力をしようという活動を、そこで確認いただいた会議でございました。それで現在は毎回町会

さんに申し出のお願いを重ねてきまして、皆さん方のおかげを持ちまして昨年100名を数えておりましたのですが、しかし現在ご都合ご病気等もございまして正確に数えますと今92名ということで聞いております。本当にうれしく有り難く思っております。今後も充足の質問の中で希望されます方の新たな募集について、これからの議員がおっしゃられます今のニーズ等も啓発致しまして継続してお願いしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。この充足について少しご理解いただきたいと思っておりますが、この一貫してボランティアの皆さんの気持ちに支えられております。お願いさせて頂いた経緯の中でそれぞれの事情の許す範囲内でご協力をいただける中、ご無理のないパトロールを頂く。そういうふうな内容でお願い申し上げておりますのでこの簡単に名称で言いますと、散歩や買い物や或は通勤の途上。そしてまた暮らしていただいておりますその人生で余力のあられる時間そういったもの。当然強制でございませぬ。行動範囲を自分でお考えいただく活動でございまして、だからなんら制約されない個人的な自主活動をいただくのをモットーにしてお願いしております。そういうことで私この前目標の100名にさせていただいたなと思っております。これでどうこうというわけではございませぬ。可能な範囲でご協力頂く主旨として一層努力をして人員確保に呼びかけて続けてまいりたいと思っております。当然ご指摘がありますように人数が多い程、防犯の効果が上がると思われます。これが所謂議員ご指摘の、点から面へその理想へ向かって努力してまいりたいと思っております。次に防犯交通の危険箇所等の把握対応でありまして今後の課題も含めて申し上げたいと思っておりますが、このことにつきましては、各学校のPTA組織等もご協議頂いておりますが、ご承知頂いておりますが毎年子供たちにとって危険な箇所、ハザードマップ作りを致しまして把握致します。そして学校内の掲示板にも貼りまして全校集会などで周知指導をしております。また時折パトロール員さんから申し入れの箇所がございます。状況もでございます。そういう所につきましては可能な限りその都度対応させて頂いて学校と子供と結んでございます。あと民生委員さんもお世話いただいておりますし青少年を育てる会もあります。PTAさんもあります。そういうことで教育委員会と致しましては、各学校と毎月の定例で会議を持ちます情報交換の中で、こういうふうな防犯等の緊急な課題はもちろん長期的な対策等につきましても、協議項目に入れて検討させて頂いております。今後もその課題対応に努めてまいりたいと思っております。それで一方ハード面のこともございますが、歩道の整備、山口議員さんからもありましたがそういったことで横断歩道設置の事、信号設置の事、それぞれスクールガードリーダーなども先日からも働きかけを頂いておりますが、

又この点につきましては町長、福祉部局と共に関係機関に折に触れ要望致してまいりたいし致しております。もう一つの続きましての質問の中でパトロール員との協議の場ということにつきましてお答えさせて頂きたいと思いますが、大事なことでございまして町長もご提唱頂いておりますように、各学校で情報交換、交流というふうなことで当初は教育委員会も入れて参加させて頂いて行っておりましたが、今後の協議の場として全協でもお話がありましたように生活福祉部局を中心に致しまして、新年の1月にはいただくということになっております。今後意見の情報交換、協議の場として設定を検討中ということでございます。そしてパトロール員さんの中からは2名程度その協議の場に入っていただくように今学校でフリーな人選を頂いて間もなく挙がってこようかと考えております。一つよろしくお願い申し上げます。それと最後の方に総括という質問でございまして、これは山本議員さん既にお耳にしてみえると思っておりますが、私共と同じように保護者、家族の方、地域の皆さんから有り難いということで感謝の言葉が上手に言うわけではないのですが本当に届けられてございます。このことが子供安全パトロール員の総括ではないかというふうに思っております。それと最後の方ですがパトロール員の体制と今後の方策がご質問にあります。大がかりな安全監視体制等にはカメラ等も含めて多額の費用がかかると思います。こういうことではなくて、さらに安全対策また防犯行為に走ることが出来ない玉城町の社会風土といったものをこの町に上乘せ出来ないか。それが、今町長が一生懸命進めてみえる安心安全の町づくり。これに力を入れておられますのでこれに同じように完全な手だてはなかなか容易ではございません。小さなことの一步一步の積み上げだと思っております。このパトロール員さんの延長上で私は考えるのですが、やはり地域の力特に地域の皆さんの連携を大事にして頂きながらお願いを致しましてそして安全を皆町民の皆さんが一人ひとり盛り上げて頂く。そういうふうな勝手を申し上げれば今ふれあいパトロール隊のようなものでしょうか。そういうようなものも地域でお立ち上げをいただきます子供のボディガードをするような学校の遵守などもお願い出来ますれば入れて、いろいろと町民の皆さんにも今後啓発を鋭意お願いしてまいってはどうかとそんなことを思っております。これを通じまして結果成果として一人ひとりの町民の皆さんが子供を温かい目で見守っていただきます自主的によるところの、いつも申し上げておりますが衆人環視防犯運動と言いますかそういう体制へ展開させていただくところでございます。何卒よろしくご理解を賜りまして、今後ともご指導頂きますようによろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長(小林一則君)3番 山本 一君

3番(山本 一君) 先程懇切丁寧で、長い説明を頂きましてありがとうございます。その他当初発足しました時に案内書にこういうことが書いてあるわけです。『我々パトロール員と学校、PTAが連携を持ってこれらの子供を守る』ということで明記してあると思います。私この中で体制と申し上げますのは、第1回1年終了後学校毎に我々と町との打ち合わせがありましていろいろとパトロール員からも注文とか要望があったと思うのです。現在ずっとやってなくて今回生活課か、どこかが提案してやるというのですが、これ私がこの前提案したので急遽やったような感じもしますけれど、何故こういうことを申し上げるかと言いますと、例えば今下校時間は1年生が2時10分から高学年が3時50分です。我々は到着時刻をもってそれぞれ現地で活動しております。3時50分でもなかなか遅い子供は4時半5時になる場合があるわけです。また今日は2時10分と学校からそれぞれ下校のスケジュールもらっておりますけれども、我々は子供が到着する時刻を見越して行きますから子供はとうに下校して遊び回っている。学校へ聞いたら今回はちょっと30分早くなったとかで我々の活動が空振りになるわけです。だからこういうふうな空振りにならないように、当初各安全員の連絡電話網を設定したと思うのです。田丸小学校は27人でございますけれども27人のパトロール員に学校が電話かけていたらものすごい時間がかかると思うのです。それからもう一つこの10月に田丸小学校で我々パトロール員と子供たちとの懇談会があったわけです。その中でお互い意見が出ますけれどもその中で一番大きかったのは町行政に対する意見です。だから当初やったようにパトロール員と学校、そういうのが必要だから私は確実にしろということでお尋ねしているわけです。それからこれはパトロール員だけでは完全な安全活動は出来ません。これは学校、PTA、行政、住民の4者がしっかり手を握って初めて効力を発揮します。だからこれを見ておりますとなかなか現在そういう状況になっておりません。今までずっと過去にいろいろと事件は起こっておりますけれども今の状況ではとても対応出来ないと私は思います。現在は都市部とか地方を問わず下校登校時間、朝とか夜を問わず事件が起こっております。だからもっともっと幅広く皆が力を合わせてする必要がると思います。だから我々が一生懸命やっていますがまだまだそういうところでもっともつと力を整えてもらう必要があるのではないかと思います。それから先程パトロール員の要望についての文章ということでございますけれども、私が今まで経験したところ区長へ紙1枚で「お願いします」という文章です。今は赤紙1枚の徴兵制度はありません。人々にボランティアを依頼する場合はもっと熱意を持ってそういうふうな対応をするべきではないかと思います。それも町だけでなくやはり学校もPTAも。今回の場合PTAの動きがどうもと

いう感じもします。青少年を育てる会とか、教育何々会とかありますけれどもそれ意外にもやはり始め申し上げましたように住民と町行政、学校、PTAのスクラムがなければ絶対うまく稼働しないと思います。それと私申し上げました点から線、面と申しますのはあくまでも数ではありません。今年92人のボランティアの人員配置を見ておりますとまだまだ空白な所がありますし特に私が田丸で思いますのは、田辺地区のサニーのガード下をくぐるということで子供を登校下校させていると思います。田辺は7人見えますけれどもなかなか7人では道中長いですからカバーしきれない状況かと思えます。常にあのガード下は常備した絶対配置が必要だと思えます。前の学校懇談会であそこに不審な車が止まっていたというようなこともありますので。それから我々栄町の方でも4人おりますけれども4人大体出ておりますけれども4人おりまして4人がそれぞれ都合ありましてとても出られない状況もあります。だから数が多ければそれで良いということでもないと思えますので、その点も認識願いたいと思えます。それからまた元に戻りますけれどもパトロールの依頼で文章としてはもう少し内容を工夫してもらいたいと思えます。教育長口頭でおっしゃいましたけれども、まず始めに皆尻込みするのは自分がそれまで立っていてこちらの責任無しで車が衝突したとか、事故があった場合にその責任をものすごく心配するわけです。それからあの文章を見ておりますと月曜日から金曜日まで下校時間をという事は書いてなくて、必ずその中で出来る日の出来る時間帯の1時間でも2時間でも良いですからお願いしますという書き方をしてもらったら、もっとそれぞれ皆さんの賛同を得るのではないかと思います。先程教育長パトロール員を2名ばかりピックアップして体制を作るということでございますけれども、もう少し詳しくどこどこでどういう部署でどういう人員でやるのかお聞かせ下さい。

議長(小林一則君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 先程の来年1月に開催する協議会につきましては我々の課の方で所管をしております。伊勢交通安全協会玉城支部それから生活安全推進協議会、昔防犯委員会ともうしておりましたものです。それから青少年の指導員協議会、教育の方です。それから子供安全パトロール員の方。ここで2名というお話が出ております。それから伊勢警察の方でお願いしております地域防犯連絡署、ここの連絡員の方々の代表の方。この方々に役員さんに集まっただいて安全安心町づくりの一つの連絡協議会を作る、作らないではなしにそういうシンポジウムみたいなものを作って皆さんで1回協議をしてもらいたいと考えております。以上です。

議長(小林一則君) 3番 山本 一君

3番(山本 一君) いろいろとそういう構想はあるのですがシンポジウムで

果たして効力があるのかと私は疑問に思います。いろいろとパトロール員現在活動しております。それに対して意見集約とかいろいろあると思うのです。だからこういうのではなく各校区全員集まって町当局も学校もPTAも集まってそういう討議する場が必要だと思います。このシンポジウムは意味がないと思う。ただ作ったら作ったというだけで結果はどうも私は疑問を持ちます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 山本議員おっしゃる通りでありまして、やはり現場でどういう状態なのかという事はお世話になっているボランティアの方々が一番よく把握して頂いているわけでありましてその方々のご意見を聞き、それを反映して実践していくという、それでなければおっしゃるようにただ会議したというだけでは何もならない。その通りであります。そういうことにならないようなもう少し細かい形、或は又大勢の現場でかかわっている皆さん方に、ご意見を聞かせていただくような体制を考えたいと思います。もう一つは最近の情報の中では、最近の全国的な問題が起こっていることから今までは学校敷地内の問題でありましたけれども、特に子供たちの登下校に関しての対応をどうしていくのかという、安全対策の計画が文科省から出されているということでありまして、そして危機対応策を練っていくということでありまして、その中でもやはり合わせてボランティアや家庭やおっしゃるように地域や警察やPTAがこういうふうな方々との連絡をどうしていくのか。具体的に日常の行動をどうしていくのか。それが伴わなければ何の意味も無いということでありまして、きめ細かく今後検討させていただきます。

議長(小林一則君) 3番 山本 一君

3番(山本 一君) 町長の力強いご意見ありがとうございます。私は町長の活動力に期待しております。何故かと言いますと皆さんご承知の方も見えると思いますけれども、快速みえが止まりましたのは町長が総務の時にあちこち走り回らして我々勤労者だけでなしに地域の支持を集め、また隣接の度会町や昔の南島町の意見を集めましてしっかりと協議対策をし、伊勢線の快速を止めたということで研修や陳情に行きました。そういう行動を今度とも期待したいと思います。今どうも活力が無いのかな。しっかり走って欲しいなという感じがしております。今後とも期待しておりますのでよろしくお願い致します。以上をもちまして私の質問は終わらせて頂きます。

議長(小林一則君) 以上で3番 山本 一君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。尚予定しておりました一般質問が全て終了致しましたので明日は休会といたしたいと思っております。これに異議はございませんか。

(『異議なし』の声)

異議なしと認めます。よって明日14日は休会と致します。

来たる17日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 4時45分 散会)

平成19年第8回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成19年12月12日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年12月17日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君
教育長 見並健一君 会計管理者 森島千里君
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 松田幸一君
生活福祉課長 林裕紀君 上下水道課長 小林一雄君
建設産業課長 前田浩三君 病院老健事務局長 田間宏紀君
教育事務局長 辻誠君 総務担当課長補佐 田村優君
農林商工課長 田畑良和君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君
教育委員長 松田隆作君 監査委員 松田隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君
同書記 中川泰成君

10. 提出議案
日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第81号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について(質疑)

- 第 3 . 議案第 8 2 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(質疑)
- 第 4 . 議案第 8 3 号 玉城町の職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について(質疑)
- 第 5 . 議案第 8 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について(質疑)
- 第 6 . 議案第 8 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について(質疑)
- 第 7 . 議案第 8 6 号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について(質疑)
- 第 8 . 議案第 8 7 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に關する協議について(質疑)
- 第 9 . 議案第 8 8 号 字の区域変更について(質疑)
- 第 1 0 . 議案第 8 9 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算(第 4 号)(質疑)
- 第 1 1 . 議案第 9 0 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)(質疑)
- 第 1 2 . 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第 2 号)(質疑)
- 第 1 3 . 議案第 9 2 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)(質疑)
- 第 1 4 . 議案第 9 3 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)(質疑)
- 第 1 5 . 議案第 9 4 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計補正予算(第 2 号)(質疑)
- 第 1 6 . 議案第 9 5 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計補正予算(第 2 号)(質疑)
- 第 1 7 . 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)(質疑)
- 第 1 8 . 議案第 9 7 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 2 号)(質疑)

(午前 9 時 0 0 分 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって、平成 1 9 年第 8 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会致します。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において

8 番 中瀬信之君 9 番 山口和宏君

の 2 名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 2、議案第 8 1 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 3 . 議案第 8 2 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 4 . 議案第 8 3 号 玉城町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 5 . 議案第 8 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 6 . 議案第 8 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。3 番 山本 一君

3 番 (山本 一君) この条例の改正に関する条例で 3 歳から 6 歳となっておりますが財政経費はどれぐらい見込まれているのですか。その点お答え頂きたいと思います。

議長 (小林一則君) 生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）試算方法2種類をやってみました。一つは乳児医療費からはじきますと、約100万弱位の負担増になると考えております。この厚労省の試算でいきますと、3歳未満の51%が3歳から6歳未満の増える部分の国の負担でいきますと約80万弱ということになりますので、100万弱ぐらいが入るかなと、それから補助金の関係でございますが、50%が国の補助金がきますので、この半分が保険料に跳ね返ってくるという試算をしております。以上です。

議長（小林一則君）他にありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第7・議案第86号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。11番 野口繁君

11番（野口繁君）第53条を聞かさせていただきます。町営住宅へ入居を申し込む段階で仮に、暴力団を判明というか疑わしいというか、これは分からないと思いますが、これの見分け方、申請の過程でこれをくい止めるのか、申請を出された人は入居審議会にかけなければならないのかと思いましたがその点にしてどこで役場の方で調査をされた上で申請を住宅審議会審査にかけるのか。その以前に役場の方でこれを処置して審議会にかけることができるのか。どういうふうにしてもっていくか、町のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）只今のお尋ねでございますが、前段と申しますか入居資格の状況のところ暴力団員でないことという事で、新たに6号を追加しておりますが、その53条におきましては、申請がありました方々の暴力団員であるかないかといったことを警察へ問い合わせをするといったことでございます。これは、内容記載させていただいている通りでございますが、その後の54号でございますが、それに対して警察本部の方からその申請のあった方について暴力団員であるかないかといったことの見解をもとめるといことで処理をさせていただきます。申請につきましては受付はさせていただきますが、審議会にかかるまでに暴力団員といったことが判明致しました段階では、入居資格の条件に当てはまらないといったことで入居の拒否をさせていただきます。以上です。

議長（小林一則君）他に、ございませんか。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）前段質問がございましたこの警察本部とのかかわり

の問題でどうなんだろうということを感じましたので伺うわけですが、親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ということになりますと同居をする申請者本人だけでなく、その方の親族に暴力団員がいるかどうかというそういうこともかかわってくるだろうかと思うわけで、そうしますとこの暴力団員なのか、どうなのかをチェックするために入居申請者全員について警察との連携プレーで審査をするというようなそういうことが、起こるんですとちょっと問題もあるにじゃないかとそのような気が致しますのでその点で不安を感じております。見ただけでは分からない。それも分かりますけれどもそして又、そういう方が入居なされた場合には、その家賃は近傍同種の住宅家賃とするということは、平たく言えばそのあたりの世間並みの住宅費を徴収するという意味であるわけですがけれども、これを徴収することが果たして可能なのかどうなのか。ということも出てまいりますしこの住宅費につきましては交付税によって算定等もあります、そういった詳しいことは又、明日の特別委員会でお聞かせいただいたら言いと思っております、本日ここでお答えいただけるところがありましたら答えて頂きたいと思っております。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）今回、提案をさせて頂いておりますこの条例改正でございますけれども、これにつきましては、三重県又、こういった公営住宅を設置しております市町がこの12月定例会を目標にといったことで、三重県下全関係の公営住宅といったことで同様に玉城町以外にも公営住宅をお持ちの市町につきましては、提案されておるといったところでございますし又、この暴力団員玉城町におきましては、現在のところはないわけでございますけれども全国的に見ますといろいろな事件が起こっております。そういった中で、この公営住宅に入居されます一般の方の生活の安全といったことも考える中で今回の提案となっております。それと、先ほど鈴木議員が申されましたように同居の方という事でございますが暴力団員の方が世帯代表者となられるものではございませんし、その家族の中にそういった方がお見えになる、又暴力行為によって同じように入居されています方の生活に不安があるといったことは懸念されます。そういった中で同居の方についても調査をさせて頂くといったことになってございます。以上でございます。議長（小林一則君）他にありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第8・議案第87号 三重県市町公平委員会を組

織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第9・議案第88号 字の区域変更についてを議題と致します。

これより質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に 日程第10・議案第89号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第4号)乃至日程第18・議案第97号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題としてこれより質疑を行います。但し、今期定例会日程案のとおり後日予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います、これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました議案第89号乃至議案第97号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

発言を許します。11番 野口繁君

11番(野口繁君)町長が提案のときにご説明のありました町民税、法人税の7千万からの増額と説明がありました。町長は一般質問の中でも玉城町は健全な町であって三重県で指折りの町ということで、単独で行くという話しであったわけですが、振り返って見ますと町長は合併問題では玉城町は足腰が弱いのでどうしても合併をしなければならぬと言われ続けられまして平成12年から色々大きな問題が出たわけですが、どうやらおちつきまして方向転換をされたような事でございます。私も12年から一般質問で絶えず合併問題では玉城町は単独で行くべきでなかろうかという事で提案していたわけですが、ここで方向転換されました町長にお尋ね致しますが、この法人税が7千400万という数字は今回私たちに提示してきました財政健全化計画の中におきましては、地方税が23億9千900万円と11月に作られたこの表よりも6千350万の増額になっておるわけでございます。そこで、この法人税が一昨年はすごく減額されて返したわけですが、ずーと23年度まで財政計画を組まれたわけですが、

こういう高額な持続がすることができるのかどうか、どういう予測されているのかお尋ねいたしたいと思います。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 合併の問題から或はこれからの税収の見通しについてのお尋ねでございますが、今後の見通し等は財政担当からお答えをさせていただきますが、特に合併の論議につきましてはこのこともずーと野口議員もかかわっておられましたからその経過はご承知でございます、町長としてとか前町長としてとかということではなくて、あくまでも2年半にわたって合併の論議は町全体の中でなされたことございました。いろんなご意見がありましたそれは議員ご承知の通りでございます、やはり町の最終の方向付け意思決定というのはご承知のようにあくまでも、議会で町の方向を決めていただくというルールになっておりまして、そういう中で今後はやはり自主自立の町づくりを進めていかななくてはいけないと申し上げているわけでありまして、そのことに議会ははじめ住民の皆さん方もご理解を頂いて取り組みを進めていただいているという事でございます。税収につきまして玉城町の場合は、特に特別の要素がございます、それぞれ業種の違う企業さんが立地をして頂いておる、しかも大企業の業者の立地がある。こういう事でございまして色々景気の動向によりまして一つの業者さんが非常に順調な伸びをなされて、或いは又、一つの業者さんではなかなか思うようにはいかないという現実があるわけでございまして、なかなか安定した形で見通していくことが非常に難しいという状況にあるわけで、従っていろんなその年その年の流れを充分見極めながら財政運営をしていかないと、いかにいうふうな独特の玉城町の財政事情があるというふうに認識をしております。後、補足を申し上げます。

議長(小林一則君) 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君) 野口議員の方から財政健全化計画の数字のことで、お問い合わせがございましたので、考え方についてあくまで、推計したものでございますので、国の制度等によって改正によりまして、変動するものでございますが、今現在の見通しの中で立った推計でございますこれにつきましては、町民税の方で上がっておりますが、19年度23億9千900万程見ております。これにつきましては今年度予算の中での推計なり、決算見込みを想定した中で設定をさせて頂いたものでございます。考え方に若干述べさせて頂きますと、玉城町の国勢調査によります人口推計等を用いまして個人の均等割りを推計させて頂いております。後、固定産税等につきましても過去等伸びも考慮いたしまして伸ばさせて頂いております。以上そういうような推計の基で、積み上げた数字がこちらに書かせていただいております。

ります 20年度以降 23億4千200万、21年度で 23億5千800万という事で推計されておるものでございます。以上です。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君

11番（野口繁君）財政計画の中でもう一点だけ、町長にお尋ねを致すわけですが、その健全化のために職員の数を 23年までに 12名減人にするというようなことですが、これは、このままで 12名減をしてやることのできるのかどうかお伺い致したいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）健全化計画の中で、そういった形で欠員不補充で進めていきたいと言う計画を持っているわけですが、やはりいろんな国の制度改正がおこってきております、例えば、後期高齢者の制度或は、特定健診制度などの動きにどう町として対応していくのかというふうなことも考えていかなくてはいかんという事であります。この計画を立てた時点からいろんな変化が生じてきておりますから、それには臨機応変に対応していかなくてはいかんというふうに考えておりますけれども、やはり基本はあくまでも経費の節減で見直しができるところ、削減ができるところこれはやはり厳しい時代が予想されますから考え方は貫いてまいりたいと思っております。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君

11番（野口繁君）12名は減という事であるわけですが、先般の一般質問におきましては、いろんな施設の充実というようなことで回答があったわけですが、そうなりますと直近の数は増やす方向になっていくのではなからうかと思っておりますが、町長その点につきましては、施設は増やしても職員の数は減らしていくのかどうかを、お尋ね致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）施設を増やすということのご質問は、いろんな児童館の建設等に関係してのお尋ねとわかりませんが、できるだけ今もそうなのですが地域の方の協力或は又、正規ということではなくて嘱託でご協力頂いておるといふ体制も考えていく必要があるのではないかというそんなふうに思っております。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君

11番（野口繁君）もう一点だけお願い致します。法人税の増額でございますが、ありがたいことですが、一昨年の法人税の方からお返しをしたという事でございます。今回 7千500万の方につきましてもこの中間納税も含まれての金額でなからうかと思っておりますが、この財政力指数からいきますと来年度は 8%ぐらいにならうかと思っておりますが、特に今年は町民税が 24億かってない多額の税金を頂くわけですが、これもただ景気が良くなってとい

う財源でなく色々の値上げの結果も含まれておるわけでございます。特に償却税あたりも今年は大分上がったわけでございますが来年あたりは、横並みの状態でいくような推測でなかろうかと思いますが、来年度の財政力指数と来年度の交付税の見込みだけお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）財政担当からも応えさせますけれども、来年度の財政力指数とか交付税がどれだけになるかというこの見通しがつければ、こんな楽なことはないのですが、なかなか見通しが難しい状況になってございますし、ご承知のように国の政治も混乱している状況でございますし、地方財政計画がどんな形で示されてくるのかというようなこともありますし、そして玉城町に取りましては、特に構成の基盤の基礎になりますところの法人税の収入が最終どうなるのかということもありますからなかなかこれは難しいと思っております。しかし、いずれに致しましても今、国の影響というのが直接町財政にも現れてまいります。特に申し上げておりますように玉城町の特殊財政事情が法人税の法人の業績の影響というものが大きいというふうなことでありますのでこれは、全体を通して特に税収或は、法人税というのが財源の本体になりますからこれに充分留意した形の予算編成をしていきたいと思っております。

議長（小林一則君）他、ございませんか。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）前段財政計画等も含めたご質疑があったところでございますが、私は、今回におきまし大きいところは法人税の税収が7千万あまり伸びたという事で、ここに提案されそして昨年の9月議会におきまして異常な姿で企業誘致費として京セラミタ周辺整備をするということを決められました。当初では2億円であったものを全員協議会を開いて2億8千万にしたにもかかわらず、9月1日から1週間もたたないうちに予算書には3億3千300万円というそういう異常な多額のもので出されていまして、それがこの度、1千万円削減という姿で出てきているのですが、沢山税収があるのだから企業には沢山支払ってもいいのではないかと、そういう考え方のように見受けられますし、非常にずさんなやり方であったのではないかと思っております。この工事費の減額この主なものについて本日はお聞きしたいと思っておりますが、明日におきましてこれは詳しく用地の問題、それから計画の中でどの部分がどのようになったのかということをお示し頂きたいと思っておりますので、本日ににおきましては内容についてお伺いをいたしたいと思います。何故このように言うかといいますと、例えば、田丸の小学校を除いた全ての小学校、中学校においてアスベストを含んだ食器乾燥機、これは一日も早く改善しなければならない、他の自治体ではすでに済んでいるこれが1機約50

万足らずのことでできるというものが、やれないというようなこんなひどい状態にありながら、そして又、昨日の一般質問でも又以前からも私申し上げてきましたけれども、お年寄りに敬老の意を表するその御祝金を税金を支払っている方にはお祝いをしてやらないというこんな理不尽なやり方を行われておりますが、こんな中において非常にずさんであるということの現れでないかと思っておりますし、根本的な問題もございまして質問を致しております。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）事業の概要は担当のほうから申し上げますが、鈴木議員のお考えとして変われることはないと思っておりますけれども、やはり自主自立の町をどう進めていくのかという事でありまして、住民の皆さん方の要望に答えてやはり子育てや、福祉の施策、安心のくらしのまちづくりを進めていくためには何が必要なのか。やはり自主財源をいかに確保するかということでもありますし、若い方々が少しでも働いていく場ができる雇用の場が確保できるこういうことが一番、町を発展させていく上で必要ではないかと私は思っております。今の全国の地方がどういうふうな格好になっているかということも是非ご承知を頂きたいと思っております。地域の皆さん方の大変なご理解があつてこうして事業が立地していただいております。或は又、玉城町を選んでいただいて拡張して頂いたり、ご協力を頂いております。こんなすばらしいことはないと思っております。そういったことの中で、周辺の集落からの排水路整備、或は、集末の農業排水路整備をはじめ周辺の道路整備というふうなことに手がけさせてきたわけでありまして、本当にこのいい形で地域の皆さん方のご協力を頂いたというふうなことで感謝をしておりますし、今後も是非、企業の誘致について全力をあげて取り組んでいきたいと考えております。

議長（小林一則君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）京セラミタ玉城工場周辺の工事につきましては、18年度、19年度2ヵ年を以って進めさせていただいたわけですが19年度8月末をもって工期が終了致しました。それらの工事の精算に伴う減額をさせて頂いたところでございます。以上でございます。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。5番 鈴木加奈子さん。質問は簡明にお願いします。

5番（鈴木加奈子さん）簡明にわかりやすく申し上げておるところでございますので、議長の方でこのようにしたらいいということがありましたら、後ほどで結構ですので、文章でも頂けたらありがたいなと思っております。要するに、企業に対しましてはすでにこれは長年にわたってですが、固定資産

におきまして3年間は、9割減額というのを行っております。そういう中でようやく4年目に徴収という段階におきまして減価償却というものがござい
ますから、50%を切るという税収にしかならない。このような優遇措置をす
でに玉城町は取っております。それだけに住民に対しては本当にささやかな
老人の楽しみでさえもちょんぎっていかうかというようなこういうやり方
住民に対しては冷たく、企業に対しては金が入ってくるからといって暖かく
という、それもまして又、プラスして優遇措置をするというこのやり方につ
いてはやはり今後、検討する余地があると思っておりますし又、明日の質疑
の中でお伺いをしていきたいと思っておりますのでこの減額についての詳しい資
料は整えておいて頂きますようによろしくお願い致します。

議長（小林一則君）他に、ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以って一括上程されました議案第89号乃至
議案第97号についての質疑を終結致します。

暫時休憩いたします

（付託表配布）

議長（小林一則君）再会いたします。お諮り致します。本日質疑を終了いた
しました議案第89号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第4号）乃
至、議案第97号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）
の各議案につきましてはお手許に配布いたしました議案付託表の通り、予算
決算常任委員会に審査付託を致したいと思っております。これにご異議ございませ
んか。

（『異議なし』の声）

ご異議なしと認めます。よって議案第89号乃至議案第97号については
議案付託表の通り予算決算常任委員会に付託することに決しました。

只今、予算決算常任委員会に付託されました議案審査をお願い致します。
日程につきまして事務局長から報告いたさせます。

事務局長 大南友敬君

事務局長（大南友敬君）

（予算決算常任委員会日程報告する）

議長（小林一則君）只今、事務局長の報告のとおり予算決算常任委員会審査を
お願い致します。以上で本日の日程は全て終了致しました。

お諮り致します。議案精査のため明日18日から20日までの3日間休会と
致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声）

ご異議なしと認めます。よって12月18日から20日までの3日間休会するこ

とに決しました。

来る 12 月 21 日は、午前 9 時より本会議を開き、委員長報告・追加議案の上程・討論・採決・を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。ご苦労さまでございました。

(午前 9時38分 散会)

平成19年第8回玉城町議会定例会会議録(第4号)

1. 招集年月日 平成19年12月12日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年12月21日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君
教育長 見並健一君 会計管理者 森島千里君
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 松田幸一君
生活福祉課長 林裕紀君 上下水道課長 小林一雄君
建設産業課長 前田浩三君 病院老健事務局長 田間宏紀君
教育事務局長 辻誠君 農林商工課長 田畑良和君
総務担当課長補佐 田村優君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君
教育委員長 松田隆作君 監査委員 松田隆生君
9. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君
同書記 中川泰成君

10. 提出議案
日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第81号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について(討論・採決)

- 第 3 . 議案第 8 2 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 4 . 議案第 8 3 号 玉城町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 5 . 議案第 8 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 6 . 議案第 8 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 7 . 議案第 8 6 号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 8 . 議案第 8 7 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に關する協議について (討論・採決)
- 第 9 . 議案第 8 8 号 字の区域変更について (討論・採決)
- 第 1 0 . 議案第 8 9 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 1 1 . 議案第 9 0 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 1 2 . 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 3 . 議案第 9 2 号 平成 1 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 4 . 議案第 9 3 号 平成 1 9 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 5 . 議案第 9 4 号 平成 1 9 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 6 . 議案第 9 5 号 平成 1 9 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 7 . 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 1 8 . 議案第 9 7 号 平成 1 9 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 9 . 選挙第 7 号 わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙について (追加議案)
- 第 2 0 . 請願第 5 号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う都市計画道路 (佐田山・新田線) 早期着工に関する請願書

(追加議案)

第21. 請願第6号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う区画整理予定地への道路整備に関する請願書(追加議案)

第22. 発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)

第23. 発議第15号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)

(午前9時 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成19年第8回玉城町定例会第4日目の会議を開会致します。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第1. 会議録署名議員の指名を行いません。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

10番 奥川直人君 11番 野口繁君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2. 議案第81号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について議題と致します。

これより討論・採決を行いません。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第3. 議案第82号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 4 . 議案第 8 3 号 玉城町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 5 . 議案第 8 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第 6 . 議案第 8 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これよりの討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。 5 番 鈴木加奈子さん

5 番 (鈴木加奈子さん) 議案第 8 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について反対の討論を行います。この中には、反対の理由と致しまして 65 歳以上 70 歳未満の方につきまして、年金から保険料を徴収するということがうたわれています。年金から料的に徴収をされるということは、そのお家の状況が大変になったときにも年金から点引きされるという事で、この保険料について玉城町に申し出をする。生活の状況の変化でこれを減額してほしいそういった願いをするまでもなく年金から徴収をされるという事で、これは

大変高齢者の世帯に対して問題を残すと思います。それで私は反対を致します。この中には、もうすでに決められております就学前の子供の医療費の無料、このことも合わせてうたわれておりますけれども医療費無料制度これの反対するものではありません。この年金から天引きで65歳以上70歳未満の方について徴収をする。又、来年4月からは、75歳以上方につきましては、後期高齢者医療という事で、これは有無を言わず年金からの天引きとなります。そういう事で、後期高齢者医療にかかわる問題につきましても私は反対の立場をとっています。今後改善できることならば、後期高齢者医療については廃止をするために今後も住民の皆さん全国の皆さんと手を携えて取り組んでいく所存でございます。議員の皆さんよろしくお願いを致します。議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第7・議案第86号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第8・議案第87号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第9・議案第88号 字の区域変更についてを議題と致します。

これより討論・採決を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第10・議案第89号 平成19年度 玉城町一般会計補正予算(第4号)乃至、日程第18・議案第97号 平成19年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題と致します。只今一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 高木市郎君

予算決算常任委員長(高木市郎君)議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので報告を致します。予算決算常任委員会に付託されました議案第89号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第4号)乃至議案第97号 平成19年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)についての委員会審査を、去る12月19日午前9時より第4会議室において議長、町長、副町長、及び教育長、各課長並びに特命監、関係課長補佐の出席のもとに議員全員出席の上審査を実施いたしました。予算決算常任委員会審査は13名の議員により慎重審査を行いましたが、その審査の内容については省略させて頂き後日委員会会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは審査結果の報告を致します。

初めに、議案第89号 平成19年度 玉城町一般会計補正予算(第4号)につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第90号 平成19年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第91号 平成19年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第92号 平成19年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第93号 平成19年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第94号 平成19年度 玉城町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第95号 平成19年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては質疑を終了し討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第96号 平成19年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきましては質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

次に、議案第97号 平成19年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案通り可決されました。

以上予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告と致します。

議長（小林一則君）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮り致します。予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

先ず、議案第89号 平成19年度 玉城町一般会計補正予算(第4号)についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 平成19年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成19年度玉城町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 平成19年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成19年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成19年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号 平成 19 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号 平成 19 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「 議事進行 」 の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長 (小林一則君) これより、追加議案の審査に入ります。

日程第 19 . 選挙第 7 号 わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙についてを議題と致します。お諮り致します。選挙の方法につきましては地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(『 異議なし 』 の声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮り致します。指名の方法については議長において指名することに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(『 異議なし 』 の声)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

わたらい老人福祉施設組合議会議員に「山本 一君」を指名致します。

お諮り致します。只今、議長において指名致しました山本 一君を当選人

と定めることにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって只今、指名致しました山本 一君がわたらい老人福祉施設組合議会議員に当選されました。当選されました山本 一君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知を致します。

議長(小林一則君)次に、日程第 20 . 請願第 5 号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う都市計画道路(佐田山・新田線)早期着工に関する請願書乃至、日程第 21 . 請願第 6 号 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う区画整理予定地への道路整備に関する請願書を一括議題と致します。

紹介議員 12 番川西元行君の趣旨説明を求めます。12 番川西元行君 12 番(川西元行君)請願書 新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う都市計画道路(佐田山・新田線)早期着工に関する請願書、紹介議員として要旨を報告いたします。区画整理事業と並行して施工される予定であった都市計画道路(佐田山・新田線)を単独事業として早急に着工して頂きたい。理由と致しまして、田丸地区を南北に通じる岩出・新田線はその沿線上に玉城病院や他の医療施設が 2 つあり、また、近年は栄町の発展も著しく交通量は年々増大しております。然るに、現状は道幅が狭く危険度が高くなっております。さりとて、この道路を拡幅することは不可能であります。

都市道路計画(佐田山・新田線)が昭和 47 年度に決定され、新田町・妙法寺地区の土地区画整理事業と並行して実施される予定であった本計画を、区画整理事業が中止となった今日、単独事業として早期に実現して頂くようよろしくお願い申し上げます。

次に、第 2 点と致しまして、新田町、妙法寺地区土地区画整理事業中止に伴う、区画整理予定地への道路整備に関する請願書、要旨と致しまして区画整理事業が予定されていた土地の道路(耕作道)を整備していただきたい。理由と致しまして、玉城町(単独)ならびに伊勢都市計画(広域)のなかで策定され立ち上げられた事業です。町当局の呼びかけにより平成 11 年 12 月に推進協議会を発展解消し、平成 12 年 3 月準備委員会が発足し進めてまいりました。すでに 90%以上の仮同意も得られ本事業に期待する地権者も多かったのですが、事業を推進するための諸条件が整わず断念せざるを得なくなり、去る 7 月 30 日準備委員会を解散いたしました。

区画整理が予定されていた地区の現状を見ると、その、約 60%は耕作されず原野として化し環境破壊にもつながります。この様に荒廃した原因に、

農業従事者の高齢化、後継者の不足等と、地権者側にも責任の一端はありますが、事業実施を視野に入れ個々に開発することを制約してきた町当局の責任です。都市計画は遠い夢となり、昔の山林に還ってしまいます。現状では、耕作するための機械、器具の乗り入れもままならず管理もできません。このまま放置すれば乱開発にもつながり、区画整理中止の代替として道路の整備を強く望みます。以上二つの請願書を朗読させて頂きましたご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。本請願の審査については、会議規則第 92 条の規定により総務産業常任委員会に付託致します。総務産業常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

（午前 9 時 3 1 分 休憩）

（午前 1 0 時 0 0 分 再開）

議長（小林一則君）再会いたします。次に、日程第 2 2 . 発議第 1 4 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から委員会において審査中の事件について会議規則第 7 5 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長（小林一則君）暫時休憩いたします。

（発議第 1 5 号追加議案配布）

議長（小林一則君）再会いたします。只今、総務産業常任委員長から、発議第 1 5 号 閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮り致します。これを日程に追加し議題と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声）

ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 5 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。総務産業常任委員長から目下委員会において審査中の事件について会議規則第 7 5 条の規定によりお手許に配布いたしました委員長からの申し出の通り閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長からの申し出の通り閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって、総務産業常任委員長から申し出の通り閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長(小林一則君)以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。これをもって平成19年第8回玉城町議会定例会を閉会致したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成19年第8回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。今、定例会にご提案を頂きました全議案につきましてご承認を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。また、この会期中に大変貴重なご意見を頂きましたことは、今後の町の行財政運営にいかさせて頂きたいとこんなふうに考えておるわけでございます。後10日も致しますと新年を迎えるということになりますが、今後も町政発展のために一層のご支援を頂きますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさして頂きます。ありがとうございました。

(午前10時 5分 閉会)